

令和 6 年度版

しまねの男女共同参画年次報告

(令和 5 年度推進状況・施策概要)

(案)

島 根 県

は じ め に

島根県では、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の理念に則り、平成13年2月に「島根県男女共同参画計画（しまねパートナープラン21）」を策定するとともに、翌14年3月に島根県男女共同参画条例を制定して以来、その時代の状況や課題に応じた男女共同参画施策の推進に取り組んでまいりました。

平成23年5月には、「第2次島根県男女共同参画計画（計画期間：平成23年度～平成27年度）」を策定、平成28年3月には「第3次島根県男女共同参画計画」（計画期間：平成28年度～令和3年度）を策定し、男性や若者に向けた理解の促進、男女がともにより充実した生活を送るためのワーク・ライフ・バランスの更なる推進や、女性が男性とともに個性や能力を十分に発揮し、職場や地域においていきいきと活躍できる環境の整備を進めてきました。

令和4年3月には、「第4次島根県男女共同参画計画」（計画期間：令和4年度～令和8年度）を策定し、「あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり」や、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり」、「人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会づくり」に向けた各施策を実施しているところです。

併せて、令和2年3月に策定された県の最上位の行政計画である島根創生計画においては、女性活躍の推進を重要な施策の1つとして位置付け、女性一人ひとりが、ライフステージに応じ、職業生活や地域活動など幅広く、自分の望む分野で活躍できるよう取組を行っております。

この報告は、島根県男女共同参画推進条例第21条に基づき、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を年次ごとに取りまとめ公表するものです。

県民の皆様の男女共同参画の現状と施策についての理解が深まり、男女共同参画社会の実現に向けての一助となれば幸いです。

令和6年 月

島根県女性活躍推進統括監

周 藤 あ さ 子

目 次

I. 男女共同参画の推進状況	1
II. 令和5年度施策の実施状況	3
III. 県民からの施策に対する苦情の申出の処理状況	7
IV. 市町村の状況	7
V. 第4次島根県男女共同参画計画施策体系	8
VI. 第4次島根県男女共同参画計画数値目標進捗状況	9
VII. 第4次島根県男女共同参画計画参考指標進捗状況	10

【資料編】

1. 男女共同参画の推進状況	13
2. 市町村における男女共同参画の状況	37
3. 令和5年度施策の実施状況	39
4. 苦情処理の状況	69
5. 島根県男女共同参画推進条例	70

島根県では、令和4年3月に「第4次島根県男女共同参画計画」を策定し、すべての人が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮するとともに、互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も共に分かち合う男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めてきました。以下、令和5年度の男女共同参画の現状と施策を総括します。

I. 男女共同参画の推進状況

1. 島根県における情勢の変化

島根県では、昭和61年以降人口減少が継続しており、令和5年は、約9千人の減少となっています。また、合計特殊出生率は1.46（令和5年）と全国に比べ高い水準（全国6位）を維持しており、女性人口の減少に伴い、出生児数は減少傾向にあります。

人口の社会増減を見ると、令和5年は2,041人の減となっています。このうち、15～24歳の若者の就学・卒業・就職によるものと思われる転出超過は1,171人で、近年は縮小傾向にあります。

雇用の状況を見ると、女性の雇用者数は増加傾向にあり、生産年齢人口における女性の労働力率は78.7%（全国1位）と高い水準にあります。また、労働力率を年齢5歳階級別に記したグラフが描く、いわゆるM字カーブは、ほぼ台形に近くなっています。（資料編：図1）

育児をしている女性の有業率は86.8%（全国3位）と高い水準にあり、結婚や子育て期を迎えても就労を継続する女性が多い一方で、「働き続けやすい」と感じる女性の割合は45.2%となっています。（資料編：図2）

夫婦共働きの世帯の割合が55.7%と多い一方、子育て世帯の男性の家事・育児・介護時間は133分で、女性（357分）の約3分の1と少なく、女性に負担が偏っている状況です。また、育児休業制度を利用した男性労働者は、27.2%であり、女性（92.4%）と比較すると低い状況にあります。（資料編：図4）

女性が活躍し、誰もが仕事と育児等を両立できる職場環境づくりに取り組む企業は、年々増加しています。（資料編：図5、6）

2. 個別分野ごとの状況

(1) 政策・方針決定過程における状況

①政治分野

地方議会における女性の議員の割合は、県では13.9%、市では12.3%、町村では12.3%で、徐々に増加しています。（令和5年12月31日現在）（資料編：図11-1）

②行政分野

県の審議会等における女性の委員の割合は、47.6%で、50%に近づいています。なお、市町村では28.6%で、徐々に増加しています。（令和6年4月1日現在）（資料編：図12）

県・市町村職員における女性の管理職の割合は、県では15.9%、市町村では22.9%で、県、市町村ともに前年に比べ増加しています。（令和5年4月1日現在）（資料編：図13-2）

③教育分野

公立学校における女性の管理職の割合は、小学校の校長、教頭ではそれぞれ 10.7%、24.7%、中学校の校長、教頭では 11.1%、16.7%、高等学校の校長、教頭では 16.7%、19.6%、特別支援学校の校長、教頭では 41.7%、50.0%で、特別支援学校の校長を除きいずれも横ばい又は増加しています。（令和 6 年 4 月 1 日現在）（資料編：図 13-3、13-4、13-5、13-6）

④民間企業分野

民間事業所において、係長以上の役職に女性を登用している事業所の割合は緩やかな増加傾向にあり、22.7%（令和 5 年度）となっています。（資料編：図 14、15）

(2)社会全体における意識

固定的な性別役割分担意識に否定的な人の割合は 73.9%（令和 5 年度）となっています。過去 10 年で見ると緩やかな増加傾向にあり、固定的な性別役割分担意識の一定の解消が図られてきていると考えられますが、今後も啓発を進め、注視していく必要があります。（資料編：図 17-1）

ただし、年齢別に見ると、18 歳から 69 歳までは、否定的な人の割合が 70%を超えている一方で、70 歳以上は否定的な人の割合が 61.6%となっており、年代による差が大きい状況にあります。（資料編：図 17-2）

また、「女性には細やかな気配りが、男性にはいざというときの決断力が必要だ」、「子育ては、やはり母親でなくてはと思う」などの考え方については、肯定的な人の割合が依然として 5 割を超えており、男女の性差に関する偏見や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が存在している状況にあります。（資料編：図 17-3）

(3)地域・農山漁村における状況

自治会長における女性の割合は、6.3%と依然として低い状況です。（令和 6 年 4 月 1 日現在）（資料編：図 18）

P T A 会長における女性の割合は、特別支援学校では 50.0%となっていますが、小学校、中学校、県立高等学校では、それぞれ 8.3%、20.2%、8.3%と低い状況です。（令和 6 年 7 月 1 日現在）（資料編：図 19）

農業協同組合、森林組合において、役員に占める女性の割合が増加した組合もありますが、依然として低い状況にあります。（資料編：図 21、22）

女性が中心となって活動している団体が行う自主的な地域活動などに対し経費の一部を助成する「しまね女性ファンド」については、令和 5 年度の採択件数は 22 件であり、新規の採択件数は 13 件となっています。（資料編：図 24）

(4)防災における状況

県の防災会議における女性委員の割合は 41.7%と全国平均を大きく上回っています。また、市町村防災会議では 16.9%で徐々に増加しています。（令和 6 年 4 月 1 日現在）（資料編：図 25）

(5)男女間におけるあらゆる暴力をめぐる状況

令和5年度中に県の女性相談センター等に寄せられた相談件数は4,044件です。（資料編：図27）

相談内容（主訴別）をみると、「夫等からの暴力」は611件（15.1%）、「交際相手からの暴力」は17件（0.4%）となっています。（資料編：図28）

(6)健康をめぐる状況

がん検診受診率について、5つのがん種の中でも女性に特有な乳がんや子宮頸がんの受診率は、それぞれ43.7%、38.4%と低い状況にあり、特に受診啓発に努める必要があります。（資料編：図33、34）

(7)誰もが安心して暮らせる環境の整備をめぐる状況

ひとり親家庭や、様々な困難を抱える女性、高齢者等が安心して暮らせるよう、様々な支援が必要となっています。また、障がい者、外国人、LGBT等、その他の人権課題についての理解を広め、社会全体で多様性や人権を尊重する環境づくりを進めていく必要があります。

Ⅱ. 令和5年度施策の実施状況

1. あらゆる分野で女性が活躍できる環境をつくる

(1)あらゆる分野での活躍推進

県では、女性が働き続けやすい職場環境の整備を推進するため、女性活躍推進法に基づく中小企業等の行動計画策定への支援や、女性活躍に積極的に取り組む「しまね女性の活躍応援企業」のうち、特に優れた取組を行っている登録企業の表彰に加え、職場においていきいきと活躍するとともに、プライベートも充実させている女性をロールモデルとして、意識醸成のため表彰を行いました。

また、女性の就職相談窓口（レディース仕事センター）での就職相談、セミナーの開催、無職や非正規の方を対象としたパソコン講習、働く女性のためのスキルアップセミナーや起業への支援などを行い、女性の就労支援とキャリアアップを図り、離職者や転職希望者を対象とした公共職業訓練を実施し、新たな知識、技術等の習得支援による再就職促進に取り組みました。

さらに、経済団体等からなる「しまね働く女性きらめき応援会議」と官民一体となって、女性活躍のための意識改革や人材育成、男性の家事・育児参加促進等に取り組みました。今後も、女性があらゆる分野で活躍できる環境づくりに努めます。

(2)安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり

育児をしながら働く女性が多い島根県では、子育てと仕事の両立を図ることが急務であり、保護者だけが子育てを担うものではなく、社会全体で支えることが欠かせないものとなっています。そこで、島根創生計画において、結婚・出産・子育ての希望をかなえることを基本目標に掲げて、施策の実施を図っています。

安心して出産・子育てができる環境をつくるため、市町村において産後ケアや、産前・産後訪問サポート事業の実施など支援の充実を図ってきました。

今後も、市町村における切れ目のない相談・支援体制づくりを支援します。

保育環境の充実に向けては、待機児童解消のため、年度途中の入所希望に対応するために定員を増やし、余剰保育士を配置している私立保育施設等へ人件費の補助を行う市町村の取組を支援しました。

また、子育てと仕事の両立や子育てに対する不安感や負担感の軽減を図るため、休日・夜間保育、病児・病後児保育、延長保育、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなどのほか、子育て家庭のニーズにきめ細かく対応する市町村の取組を支援することで、子育て支援サービスの充実を図りました。また、令和3年度からは、しまね子育て応援パスポート「こっころ」にアプリを追加することで、1世帯で3人まで利用することや、地域の子育てに関する情報の確認が可能となるなど、子育てしやすい環境づくりに努めています。

今後も、利用希望者が増加傾向にある放課後児童クラブの待機児童の解消や利用時間の延長を図るなど、引き続き市町村等と連携し、多様化するライフスタイルや地域の実情に応じた、きめ細かな子育て支援サービスの提供に努めます。

家庭内において男性の家事・育児参加を促進するため、夫婦間の役割分担や、父親の心構えについて考えるきっかけづくりを目的に作成した「家事手帳」・「パパの育児手帳」を用いて、夫婦や企業を対象としたセミナーの開催などに取り組みしました。

また、従業員の子育てを積極的に支援し、仕事と家庭の両立がしやすい職場づくりを進める企業を「こっころカンパニー」として認定し、このうち、制度、運用面ともに特に優れた企業を表彰しています。

さらに、子育てしやすい柔軟な働き方ができる職場環境づくりの取組への支援や、イクボスの普及や企業間の連携強化などを進め、いきいきと働き続けられる職場づくりの牽引役である経営者・管理職等を対象としたセミナーを開催し、人材育成、職場環境の整備に要する経費の一部を助成して、労働者の働きやすい職場づくりや多様な働き方を可能とする就業条件の整備等に向けた取組を支援しました。

今後も、子育て世代が安心して子育てをしながら働くことのできる環境づくりに努めます。

2. 男女共同参画社会の実現に向けた基盤をつくる

(1) 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

県では、「第4次島根県男女共同参画計画」で、審議会等の委員への女性の参画率については50%という目標を掲げ、女性の登用を積極的に推進しています。この結果、女性の参画率が、令和6年4月1日現在で47.6%となりました。

今後も引き続き、審議会等の委員の選任に当たっては、委員構成の見直しや公募委員の活用等を進め、女性の参画推進に努めます。

また、市町村や構成団体に対しても、女性の参画の拡大が図られるよう引き続き働きかけます。

女性の政治分野への参画促進のためセミナーを開催し、女性参画の重要性や意義についての理解促進を図りました。

(2) 地域における慣行の見直しと意識の改革

「島根県男女共同参画推進条例」の趣旨を県の諸施策に反映させるとともに、島根県立男女共同参画センター「あすてらす」をはじめ、県内各地で男女共同参画推進のための広報・啓発を行いました。具体的には、県内大学生等が男女共同参画の視点から将来の仕事や家庭生活を考えるための講座の開催や島根県男女共同参画サポーターの養成、市町村との連携強化を通じ、地域における男女共同参画の理解促進に向けた取組を推進しました。

地域に根強く残る固定的な性別役割分担意識を解消するため、今後も市町村や男女共同参画サポーター等と連携し、地域における理解促進に向けた広報・啓発活動を実施します。

(3) 男女共同参画に関する教育・学習の推進

学校教育においては、児童生徒の発達の段階に応じて固定的な性別役割分担意識にとらわれず、一人ひとりの個性や能力が伸ばせる環境づくりの推進と男女相互の理解・協力、望ましい人間関係の確立について、指導を行ってきました。教職員研修の充実を図るほか、指導方法の工夫、各校種間の交流、家庭・地域や関係機関との連携に努めています。

社会教育においては、公民館等において、それぞれの役割を考え、住民同士のつながりを強める活動に対して支援を行うことで男女共同参画推進に努めています。

今後も男女共同参画の視点を重視した学習機会や研修の場の提供に計画的、継続的に努めます。

(4) 地域・農山漁村における男女共同参画の推進

農山村において、地域や生産活動の重要な担い手である女性に対する支援として、女性リーダーの資質向上を目的とした研修会への参画誘導、自己啓発や意識改革等の活動を自主的に行う女性農林業者の活動支援など、女性組織の活動を活性化させるとともに、意欲的な農山村女性リーダー等の公職や地域活動への参画の促進に努めました。

林業においては、現在、十数名の女性が林業事業体の現場作業員として従事しており、女性が林業分野で活躍できるような環境づくりを支援しました。

水産業や漁村の維持発展には、女性の担い手としての活躍や女性の果たす役割が重要となっており、県では漁村を牽引する意欲的な女性漁業者の育成に向け、継続的に支援しています。

今後も関係団体との連携を密にして、新たな女性リーダーの育成に努めるとともに、農山漁村における女性の活動を積極的に支援します。

地域においては、男女共同参画の啓発活動に取り組む男女共同参画サポーターの養成及び資質向上のための研修を行いました。

また、「しまね女性ファンド」により、女性が中心となって活動している団体が行う自主的な地域活動などに対し経費の一部を助成し、女性の地域活動を支援しました。

今後も、地域の活動に男女がともに参画しやすい環境づくりに取り組みます。

(5) 防災対策における男女共同参画の推進

市町村、（公財）しまね女性センター及び男女共同参画サポーターと連携し、男女

共同参画の視点を取り入れた防災対策を推進するため、各地で開催される研修会において普及啓発に努めました。

今後も、様々な機会を捉えて啓発を行い、地域の防災力の向上を図ります。

3. 人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会をつくる

(1) 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

松江市の女性相談センター、大田市（あすてらす）にある女性相談センター西部分室のほか、出雲・浜田・益田の各児童相談所及び中央児童相談所隠岐相談室の女性相談窓口において、配偶者からの暴力（DV）に関する相談や被害者の保護、自立支援など、DV被害者支援の充実に努めました。

配偶者からの暴力を容認しない社会の実現に向け、若年層を対象としたデートDV予防のための出前講座の実施や、11月12日から11月25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心に啓発・広報活動を行いました。

また、令和3年3月に「島根県DV対策基本計画（第4次改定版）」を策定し、目標ごとに「数値目標」を設定し、効果的な施策の推進に努めることとしています。

今後も、関係機関等との連携により中学生、高校生等を中心とした若年層への人権教育や、相談・保護・自立支援等の被害者支援の充実に努めるとともに、DVを家庭内の暴力として包括的に捉え、児童虐待や高齢者虐待、障がい者虐待等も視野に入れたDV予防啓発に取り組めます。

性暴力は同意のない・対等でない・強要された性的行為であり、被害者の尊厳を脅かし、与える心身へのダメージは計り知れません。しかしながら、被害者の多くは被害に遭ったことを誰にも相談できず心身の負担が大きくなり、日常生活がしづらくなり、孤立することが懸念されます。性暴力被害に遭われた方へ緊急医療や心のケア、法的支援など被害直後からの総合的な支援を提供し、心身の健康の回復等が図れるよう、平成27年3月に女性相談センター内に開設した「性暴力被害者支援センターたんぽぽ」に相談専用電話を設置し、性暴力被害ワンストップ支援センターとして相談を受け、支援を実施しています。

(2) 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

女性の思春期から更年期等各期の悩みについて、保健所で相談を受け付けているほかに、しまね妊娠・出産相談センターや島根県助産師会による相談を実施し、専門相談窓口の充実に努めています。内容は多岐に渡ることから、必要に応じて医療機関等の関係機関と連携しながら支援を行います。

乳がん・子宮頸がんの検診受診率の向上を目指して、市町村、検診機関、がん検診啓発サポーター、しまね☆まめなカンパニー（健康づくり・健康経営取組協力事業所）と連携協力し、出前講座等の様々な啓発活動を実施しました。今後、さらに、各機関と連携協力し、効果的・効率的な普及啓発活動を推進するとともに、検診を受けやすい体制づくりに取り組めます。

働き盛り世代の健康づくりについて、県及び保健所では、地域・職域連携健康づくり推進協議会等を開催し、青壮年期の健康課題の検討や情報共有を行っています。また、全国健康保険協会島根支部との協同事業である「ヘルス・マネジメント認定制度」の取

組の推進、9月には「しまね☆健康づくりチャレンジ月間」、謎解きとウォーキングを
かけ合わせたイベントの開催により、楽しみながら健康づくりに取り組む環境を整備し
ています。今後も、地域と職域が連携し、働き盛り世代に向けた健康づくりの取組を強
化します。

受動喫煙の防止を推進するために、世界禁煙デーや禁煙週間に合わせてチラシの配布
や広報誌への掲載、職場や地域を対象とした出前講座などを実施し、喫煙による健康へ
の影響や受動喫煙等について啓発を行いました。また、地域の健康づくりグループや事
業所、団体等からたばこ対策取組宣言を募集し、県ホームページに掲載することにより、
主体的な取組につながるよう啓発しています。禁煙サポートでは、禁煙支援薬局を禁煙
相談・支援の窓口として周知を図っています。

今後も、関係機関や団体等が連携し、多様な手段により広く情報発信等を行い、健康
への意識を高め、県民自らが健康づくりに取り組めるよう環境整備に努めます。

(3) 誰もが安心して暮らせる環境の整備

ひとり親家庭や、生活困窮者、高齢者、障がい者、外国人、様々な困難に置かれてい
る女性等が安心して暮らせるよう、就業支援や、経済的支援、生活支援等の必要な支援
を行い、自立の促進を図り、また地域で安心して暮らせる環境づくりなどを進めました。

Ⅲ. 県民からの施策に対する苦情の申出の処理状況

令和5年度は、島根県男女共同参画推進条例第20条に基づく苦情の申出はありません
でした。

Ⅳ. 市町村の状況

県内の市町村では、令和6年4月1日現在、男女共同参画に関する条例を制定してい
るのは19市町村のうち12市町(63.2%)、男女共同参画に係る計画については全市町村が
策定しています。

地域における男女共同参画の推進には、住民に最も身近な市町村の取組が重要である
ことから、市町村と連携し、引き続き理解促進に取り組めます。

V. 第4次島根県男女共同参画計画 施策体系

基本目標		重点目標	施策の方向性
I	あらゆる分野で女性が活躍できる環境をつくる (女性活躍の推進)	1 あらゆる分野での活躍推進	(1) 女性一人ひとりが、あらゆる分野で活躍できる環境の整備
		2 安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり	(1) 子育て世代に向けた支援の充実 (2) 子育て・介護や仕事に取り組むことができる環境づくり
II	男女共同参画社会の実現に向けた基盤をつくる	3 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進	(1) 県の政策・方針決定過程への女性の参画の推進 (2) 市町村、企業、団体等における取組みの促進
		4 職場における男女共同参画の推進	(1) 全県的な広がりを持った広報・啓発活動の展開 (2) 男性や若者にとっての男女共同参画の推進 (3) 男女共同参画に関する情報の収集・提供
		5 地域・農山漁村における男女共同参画の推進	(1) 農林水産業における政策・方針決定過程への女性の参画の推進 (2) 農林水産業等における女性の経済的地位向上の推進
		6 地域・農山漁村における男女共同参画の推進	(1) 農林水産業における男女共同参画の推進 (2) 地域活動における男女共同参画の推進
		7 防災対策における男女共同参画の推進	(1) 防災対策に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大 (2) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進
III	人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会をつくる	8 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・支援などの推進 (3) 性犯罪・性暴力への対策推進 (4) ストーカー事案への対策の推進 (5) ハラスメント防止対策の推進
		9 生涯を通じた男女の健康づくりの推進	(1) 思春期・若年期における健康づくり (2) 妊娠・出産などに関する健康支援 (3) 中高年期における健康づくり
		10 誰もが安心して暮らせる環境の整備	(1) 思春期・若年期における健康づくり (2) 妊娠・出産などに関する健康支援 (3) 中高年期における健康づくり (4) 中高年期における健康づくり

Ⅵ. 第4次島根県男女共同参画計画 数値目標進捗状況

基本 目標	項目	計画策定時 (R3)	現状値 (R6. 3月末現在)	目標値 (R8)	単位	計上 分類	担当課名	資料編 図表番号
Ⅰ	1 女性就職相談窓口を利用した女性の就職者数【当該年度4月～3月】	244 (R2)	367	265	人	単年度値	女性活躍推進課	図7
	2 係長以上の役職への女性の登用割合【当該年度9月時点】	18.4 (R2)	22.7	30.0	%	単年度値	女性活躍推進課	図14
	3 しまね女性の活躍応援企業登録企業数【当該年度3月時点】	288 (R2)	380	625	社	累計値	女性活躍推進課	図5
	4 こころカンパニー認定企業数【当該年度3月時点】	368 (R2)	466	560	社	累計値	女性活躍推進課	図6
	5 子育てに関するサービスが整っていると回答した人の割合【当該年度8月時点】	69.8	65.9	80.0	%	単年度値	子ども・子育て支援課	図8
	6 男性の育児休業制度を利用した割合【当該年度9月時点】	2.5 (R2)	27.2 ※10	30.0	%	単年度値	女性活躍推進課	図4
	7 女性が働き続けやすいと感じる女性の割合【当該年度8月時点】	40.5	45.2	50.0	%	単年度値	女性活躍推進課	図2
Ⅱ	8 県の審議会等への女性の参画率【当該年度4月時点】	47.0	47.6 (R6. 4)	50.0	%	単年度値	女性活躍推進課	図12
	9 県職員の管理職に占める女性の割合 ※1【当該年度4月時点】	13.0	16.0 (R6. 4)	15.0 (R6) ※2	%	単年度値	人事課	図13-1
	10 男女の地位が平等だと思う人の割合（7分野平均） ※3【当該年度7月～9月時点】	33.6 (R元)	33.6 (R元)	40.0 (R7)	%	単年度値	女性活躍推進課	図16
	11 固定的な性別役割分担意識に否定的な人の割合 ※4【当該年度8月時点】	79.2	73.9	88.0	%	単年度値	女性活躍推進課	図17
	12 農業委員に占める女性の割合【当該年度10月時点】	12.5 (R2)	12.2	30.0	%	単年度値	農業経営課	図21
	13 農業協同組合の役員に占める女性の割合【当該年度10月時点】	10.9	13.3	15.0	%	単年度値	農林水産総務課	図22
	14 家族経営協定締結数【当該年度3月時点】	216 (R2)	215 (R4) ※12	221	戸	累計値	農業経営課	図23
	15 しまね女性ファンドの採択件数のうち、新規の活動に係る件数【当該年度4月～3月】	98 (H28～R3) 6年間	32 (R4～R5)	100 (R4～8)	件	累計値	女性活躍推進課	図24
Ⅲ	16 県防災会議の女性委員の割合（会長を含む）【当該年度4月時点】	40.3	41.7 (R6. 4)	50.0	%	単年度値	防災危機管理課	図25
	17 学校におけるデートDV等に関する予防教育の実施率【当該年度4月～3月】	— ※5	79.6	80.0	%	単年度値	青少年家庭課	図26
	18 DV被害者が相談した割合【当該年度7月～9月時点】	— ※6	— ※7	60.0 (R7)	%	単年度値	青少年家庭課	—
	19 妊娠初期（妊娠11週以下）からの妊娠届出率【当該年度4月～3月】	89.4 (R元)	90.0 (R4)	95.0 (R7)	%	単年度値	健康推進課	図30
	20 健康長寿しまねの県民運動参加者数（延べ人数）【当該年度4月～3月】	167,512 (R2)	191,723	305,171	人	累計値	健康推進課	図31
	21 乳がん検診受診率	43.7 (R元)	43.7 (R4)	60.0 (R10) ※11	%	単年度値	健康推進課	図33
	22 子宮がん（頸部）検診受診率	39.0 (R元)	38.4 (R4)	60.0 (R10) ※11	%	単年度値	健康推進課	図34
	23 県が実施する就業支援により就職に結びついたひとり親世帯の割合【当該年度3月時点】	87.5 (R2)	93.3	80.0 ※8	%	単年度値	青少年家庭課	図35
Ⅲ	24 人権に配慮する人が増えたと思う人の割合【当該年度8月時点】	47.3	51.5	55.0 ※9	%	単年度値	人権同和対策課	図36

(※1): 病院職員、教育職員、警察職員を除く

(※2): 令和7年度以降の目標値については、令和6年度中の島根県特定事業主行動計画（計画期間：令和2～6年度）の改定に際して改めて設定

(※3): 7分野とは、「家庭生活」、「職場」、「学校教育の場」、「政治の場」、「法律や制度」、「社会通念・慣習・しきたりなど」、「地域活動」のこと。実態調査において、分野ごとに男女の地位の平等感について調査

(※4): 調査で「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」という考え方にとらわれない人の割合

(※5): 現状の参考値：令和2年12月青少年家庭課調査の数値（県内の中学校、高等学校・高等専門学校、特別支援学校において、デートDV・性被害予防等の性に関する指導を実施している学校数の割合が54.7%）

(※6): 現状の参考値：内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書（平成30年3月）」DV被害経験者のうち「相談した」割合が47.1%（女性57.6%、男性26.9%）

(※7): 令和7年度に女性活躍推進課が実施する県民の意識・実態調査で現状値を調査予定

(※8): 算出根拠となるひとり親世帯の新規求職者等の人数（分母）と就職者等の人数（分子）が年度によって大きく変動する。そのため、新規求職者等の人数（分母）の裾野を広げていながら、就職する方の割合が目標値を超えるよう支援することとし、目標値（80.0%）は直近値を下回る数値に据え置く。

(※9): 令和5年度に目標値を50.0%から55.0%に変更

(※10): 算出方法を国調査に合わせ下記のとおり変更
令和5年度：男性の育児休業制度を利用した割合＝調査基準日までに育児休業を開始した人／調査前年の9月30日までの1年間に配偶者が出産した人
令和2年度：男性の育児休業制度を利用した割合＝調査前年度に育児休業制度を利用した人／調査前年度に2歳未満の子を養育する人

(※11): 令和6年度に目標値を50.0%から60.0%に変更

(※12): 家族経営協定締結数については最新値が公表され次第更新

Ⅶ. 第4次島根県男女共同参画計画 参考指標進捗状況

基本 目標	項 目	計画策定時 (R3)		現状値 (R6.3月末現在)		単位	計上 分類	担当課名	資料編 図表番 号
		島根県	全国	島根県	全国				
Ⅰ あらゆる分野で女性が活躍できる環境をつくる（女性活躍の推進）	1 就業者総数に占める女性の割合 【当該年度10月時点】	45.5 (H27)	43.9 (H27)	46.0 (R2)	44.9 (R2)	%	単年度値	女性活躍推進課	—
	2 女性の労働力率 【当該年度10月時点】	51.2 (H27)	50.0 (H27)	53.9 (R2)	54.2 (R2)	%	単年度値	女性活躍推進課	—
	3 生産年齢人口（15～64歳）における女性の労働力率 【当該年度10月時点】	74.6 (H27)	67.3 (H27)	78.7 (R2)	73.2 (R2)	%	単年度値	女性活躍推進課	—
	4 女性の正規の職員・従業員の割合 【当該年度10月時点】	52.1 (H27)	45.5% (H27)	53.7 (R2)	48.0 (R2)	%	単年度値	女性活躍推進課	—
	5 男女間の賃金格差 （男性一般労働者の所定内給与額を100としたときの女性一般労働者の所定内給与額） 【当該年度6月時点】	79.2 (R2)	74.3 (R2)	78.5	75.7	%	単年度値	女性活躍推進課	—
	6 一般労働者の平均勤続年数 【当該年度6月時点】	男性13.3 女性11.1 (R2)	男性13.4 女性9.3 (R2)	男性13.4 女性10.8	男性13.7 女性9.8	年	単年度値	女性活躍推進課	—
	7 管理的職業従事者（会社管理職、管理的公務員等）に占める女性の割合 【当該年度10月時点】	15.2 (H29)	14.8 (H29)	12.4 (R4)	15.3 (R4)	%	単年度値	女性活躍推進課	—
	8 係長以上の役職に女性を登用している事業所の割合 【当該年度9月時点】	66.9 (R2)	—	64.0	—	%	単年度値	女性活躍推進課	図15
	9 育児をしている女性の有業率 【当該年度10月時点】	81.2 (H29)	64.2 (H29)	86.8 (R4)	73.4 (R4)	%	単年度値	女性活躍推進課	—
	10 M字型カーブの窪みの浅さ 【当該年度10月時点】	3.6 (R2)	8.7 (H27)	2.2 (R2)	8.8 (R2)	ポイント	単年度値	女性活躍推進課	—
	11 夫婦共働き世帯の割合 【当該年度10月時点】	55.5 (H29)	48.8 (H29)	55.7 (R4)	50.9 (R4)	%	単年度値	女性活躍推進課	—
	12 産前・産後訪問サポート事業実施市町村数 【当該年度4月～3月】	6 (R2)	—	11	—	自治体	累計値	健康推進課	—
	13 産後のケア事業実施市町村数 【当該年度4月～3月】	15 (R2)	—	16	—	自治体	累計値	健康推進課	—
	14 こころ事業の協賛店数 【当該年度3月時点】	2,188 (R2)	—	2,101	—	店	累計値	子ども子育て支援課	—
	15 保育所待機児童数（4月1日時点） 【当該年度4月時点】	1	—	0	—	人	単年度値	子ども子育て支援課	—
	16 保育所待機児童数（10月1日時点） 【当該年度10月時点】	3	—	1	—	人	単年度値	子ども子育て支援課	—
	17 放課後児童クラブ受入れ可能児童数 【当該年度5月時点】	10,553	—	11,245	—	人	単年度値	子ども子育て支援課	—
	18 19時まで開所している放課後児童クラブ数（箇所） 【当該年度3月時点】	75 (R2)	—	95	—	箇所	累計値	子ども子育て支援課	—
	19 長期休業中7時半以前に開所している放課後児童クラブ数（箇所） 【当該年度3月時点】	40 (R2)	—	83	—	箇所	累計値	子ども子育て支援課	—
	20 時間単位での年次有給休暇制度を導入している事業所の割合 【当該年度9月時点】	35.5 (R2)	—	43.3	—	%	単年度値	女性活躍推進課	—
	21 介護休業制度を利用した人がいる事業所の割合 【当該年度9月時点】	4.1 (R2)	—	5.3	—	%	単年度値	女性活躍推進課	図3
	22 6歳未満の子供を持つ世帯の家事・育児・介護時間 【当該年度10月時点】	男性69 女性407 (H28)	男性83 女性454 (H28)	男性133 女性357 (R3)	男性114 女性448 (R3)	分/日	単年度値	女性活躍推進課	—
	23 65歳以上人口に対する介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設の定員数の比	2.3 (R2)	1.8 (R2)	2.3	1.8	%	単年度値	女性活躍推進課	—
Ⅱ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤をつくる	24 島根県議会議員の候補者に占める女性の割合 （任期満了に伴う選挙に限る）	8.3 (H31)	—	15.9 (R4)	—	%	単年度値	女性活躍推進課	—
	25 都道府県議会議員に占める女性議員の割合 【当該年度12月時点】	8.6 (R2)	11.5 (R2)	13.9	14.6	%	単年度値	女性活躍推進課	図11-2
	26 市区議会に占める女性議員の割合 【当該年度12月時点】	11.5 (R2)	16.8 (R2)	12.3	19.1	%	単年度値	女性活躍推進課	図11-3
	27 町村議会に占める女性議員の割合 【当該年度12月時点】	4.8 (R2)	11.3 (R2)	12.3	13.6	%	単年度値	女性活躍推進課	図11-4
	28 女性議員がゼロの市町村議会 【当該年度4月時点】	4 （飯南町、美郷町、西ノ島町、隠岐の島町）	—	3 （川本町、西ノ島町、知夫村） (R6.4)	—	自治体	単年度値	女性活躍推進課	—
	29 市町村の審議会等に占める女性の割合 【当該年度4月時点】	26.5	29.7	28.6 (R6.4)	30.1	%	単年度値	女性活躍推進課	図12

基本 目標	項 目		計画策定時 (R3)		現状値 (R6.3月末現在)		単位	計上 分類	担当課名	資料編 図表番 号	
			島根県	全国	島根県	全国					
Ⅱの 続き 男女共同参画社会の実現に向けた基盤をつくる	30	都道府県職員の各役職段階に占める女性の割合 【当該年度4月時点】	管理職	14.0	11.8	15.9	13.2	%	単年度値	女性活躍推進課	図13－2
			課長相当職	15.1	13.0	17.3	14.4				－
			部局長・次長相当職	7.2	7.4	7.3	8.6				－
	31	市区町村職員の各役職段階に占める女性の割合 【当該年度4月時点】	管理職	22.3	16.5	22.9	17.6	%	単年度値	女性活躍推進課	図13－2
			課長相当職	24.9	18.4	25.6	19.5				－
			部局長・次長相当職	13.4	10.7	13.5	11.9				－
	32	公立学校における女性管理職の割合 全校種 (小学校、中学校・義務教育学校、高等学校・中等教育学校、特別支援学校) 【当該年度4月時点】	校長	10.3	17.7	12.2 (R4)	19.3 (R4)	%	単年度値	教育庁 学校企画課	－
			副校長・教頭	18.7	24.1	20.5 (R4)	25.0 (R4)				－
	33	島根県立大学における女性研究者の割合 【当該年度3月時点】	准教授以上	39.8 (R2)	－	45.6	－	%	単年度値	総務部総務課（私学・ 県立大学室）	－
			指導的地位（学長、 学長代行、副学長、 学部長、研究科長、 短大部長、別科長）	33.3 (R2)	－	41.7	－				－
	34	認定農業者数に占める女性の割合 【当該年度3月時点】		2.6 (R元)	5.0 (R元)	2.7	5.2	%	単年度値	農業経営課	－
	35	指導農業主等に占める女性の割合 【県：当該年度4月時点、全国：当該年度7月時点】		13.7	27.8 (R2)	9.8	25.4	%	単年度値	農業経営課	－
	36	基幹的農業従事者に占める女性の割合 【当該年度2月時点】		37.2 (R元)	39.7 (R元)	37.2 (R元)	39.7 (R元)	%	単年度値	農業経営課	－
	37	森林組合の役員に占める女性の割合 【当該年度3月時点】		1.2 (R元)	0.5 (R元)	3.0 (R4)	1.0 (R4)	%	単年度値	林業課	－
	38	林業従事者に占める女性の割合 【当該年度10月時点】		11.1 (H27)	14.3 (H27)	17.6 (R2)	18.4 (R2)	%	単年度値	林業課	－
	39	漁協協同組合の役員に占める女性の割合 【当該年度3月時点】		0 (R元)	0.4 (R元)	0 (R4)	0.5 (R3)	%	単年度値	水産課	－
	40	漁業就業者に占める女性の割合 【当該年度11月時点】		3.1 (H30)	11.5 (H30)	1.9 (R5)	9.6 (R5)	%	単年度値	沿岸漁業振興課	－
	41	商工会議所の役員に占める女性の割合 【当該年度4月時点】		1.1	2.3 (R2)	1.6	3.1	%	単年度値	中小企業課	－
	42	都道府県商工会連合会の役員に占める女性の割合 【当該年度4月時点】		4.2	5.8 (R2)	4.0	6.1	%	単年度値	中小企業課	－
	43	商工会の役員に占める女性の割合 【当該年度4月時点】		9.8	7.8 (R2)	9.3	8.4	%	単年度値	中小企業課	－
	44	都道府県中央会の役員に占める女性の割合 【当該年度4月時点】		4.7	2.0 (R2)	3.8	2.5	%	単年度値	中小企業課	－
	45	自治会役員に占める女性の割合 【原則当該年度4月時点】	会長	3.8	6.3	6.3 (R6.4)	7.2	%	単年度値	女性活躍推進課	図18
			副会長	12.7	－	10.6 (R6.4)	－				
	46	公民館長に占める女性の割合 【原則当該年度4月時点】		8.0	－	8.4 (R6.4)	－	%	単年度値	女性活躍推進課	図20
	47	PTA役員に占める女性の割合 【当該年度7月時点】	小学校 会長	10.9	－	12.3 (R6.4)	－	%	単年度値	女性活躍推進課	図19
			副会長	39.4	－	37.7 (R6.4)	－				
			中学校 会長	12.8	－	20.2 (R6.4)	－				
			副会長	34.5	－	34.1 (R6.4)	－				
			県立高等学校 会長	2.8	－	8.3 (R6.4)	－				
			副会長	25.0	－	29.0 (R6.4)	－				

基本 目標	項 目		計画策定時 (R3)		現状値 (R6.3月末現在)		単位	計上 分類	担当課名	資料編 図表番 号	
			島根県	全国	島根県	全国					
Ⅱの 続き 男女共同参画社会の実現に向けた基盤をつくる	48	男女の地位の平等感 (男性が優遇されていると感じている人の割合) 【当該年度7月～9月時点】	①家庭生活で	55.4 (R元)	—	55.4 (R元)	—	%	単年度値	女性活躍推進課	図16
			②職場で	53.8 (R元)	—	53.8 (R元)	—				
			③学校教育の場で	22.4 (R元)	—	22.4 (R元)	—				
			④政治の場で	75.7 (R元)	—	75.7 (R元)	—				
			⑤法律や制度上で	48.3 (R元)	—	48.3 (R元)	—				
			⑥社会通念・習慣・しきたりなどで	77.1 (R元)	—	77.1 (R元)	—				
			⑦地域活動で	53.7 (R元)	—	53.7 (R元)	—				
	49	性別役割分担意識 (「そう思わないと感じている人の割合」) 【当該年度7月～9月時点】	①男は外で働き、女は家庭を守るべきである	70.8 (R元)	—	70.8 (R元)	—	%	単年度値	女性活躍推進課	図17－3
			②自治会などの団体の代表者は、男性の方がうまくいく	41.2 (R元)	—	41.2 (R元)	—				
			③女性には細やかな気配りが、男性にはいざというときの決断力が必要だ	33.6 (R元)	—	33.6 (R元)	—				
			④子育ては、やはり母親でなくてはと思う	39.3 (R元)	—	39.3 (R元)	—				
			⑤家事、介護は女性の方が向いていると思う	46.1 (R元)	—	46.1 (R元)	—				
	50	市区町村防災会議の女性委員の割合 【当該年度4月時点】	9.5	9.3	16.9 (R6.4)	10.8	%	単年度値	女性活躍推進課	図25	
	51	市区町村防災会議において女性委員が登用されていない市区町村数 【当該年度4月時点】	4 (飯南町、吉賀町、西ノ島町、隠岐の島町)	328	0 (R6.4)	285	自治体	単年度値	女性活躍推進課	—	
	52	消防団員に占める女性の割合 【当該年度4月時点】	2.3 (R2)	3.3 (R2)	2.3	3.7	%	単年度値	消防総務課	—	
	53	消防吏員に占める女性の割合 【当該年度4月時点】	1.5 (R2)	3.0 (R2)	1.8	3.5	%	単年度値	消防総務課	—	
Ⅲ 人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会をつくる	54	配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数 【当該年度4月～3月】	923 (R2)	119,276 (R元)	905	122,010 (R4)	件	単年度値	青少年家庭課	—	
	55	児童虐待に占めるDVによる心理的虐待数 【当該年度4月～3月】	50 (R2)	—	60	—	件	単年度値	青少年家庭課	—	
	56	警察が把握したDV認知件数 【当該年度4月～3月】	128 (R2)	—	145	—	件	単年度値	警察本部	—	
	57	10代の人工妊娠中絶実施率(15～19歳女子人口千対) 【当該年度4月～3月】	2.9 (R2)	3.8 (R2)	1.5 (R4)	3.6 (R4)	女子人口千人比	単年度値	健康推進課	図29	
	58	健康寿命(65歳平均自立期間) 【前年度1月～当該年度12月】	男性17.86 女性21.17 (R元：H26～30平均値)	—	男性18.28 女性21.65 (R5：H30～R4平均値)	—	年	単年度値	健康推進課	—	
	59	平均寿命 【前年度1月～当該年度12月】	男性81.22 女性87.99 (R2：H30データ)	男性81.1 女性87.1 (R3：R元データ)	男性81.77 女性88.00 (R5：R3データ)	男性81.5 女性87.6 (R5：R3データ)	歳	単年度値	健康推進課	—	
	60	特定健康診査受診率(国民健康保険) 【当該年度4月～3月】	46.7 (R元)	38.0 (R元)	46.5 (R4)	37.5 (R4)	%	単年度値	健康推進課	図32	
	61	現在喜びや生きがいを感じているものと回答した70歳以上の者の割合 【当該年度8月時点】	79.3	—	81.4	—	%	単年度値	高齢者福祉課	—	
	62	認知症サポーター養成数 【当該年度3月時点】	90,547 (R2)	—	99,886	—	人	累計値	高齢者福祉課	—	
	63	あいサポーターの人数 【当該年度3月時点】	54,476 (R2)	—	70,722	—	人	累計値	障がい福祉課	—	
	64	あいサポーター企業・団体数 【当該年度3月時点】	203 (R2)	—	247	—	企業・団体	累計値	障がい福祉課	—	

資料編

1. 男女共同参画の推進状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3

(1) 島根県における情勢の変化

図1 労働力率	1 3
図2 女性が働き続けやすいと感じる女性の割合	1 4
図3 介護休業制度を利用した労働者がいる事業所の割合	1 4
図4 育児休業制度を利用した労働者の割合	1 4
図5 しまね女性の活躍応援企業登録企業数	1 5
図6 こころカンパニー認定企業数	1 5
図7 女性就職相談窓口を利用した女性の就職者数	1 6
図8 子育てに関するサービスが整っていると回答した人の割合	1 6
図9 家庭における役割分担	1 7
図10 仕事、家庭生活、地域・個人の生活についての優先度	1 8

(2) 個別分野ごとの状況

① 政策・方針決定過程における状況

図11-1 地方議会における女性の議員の割合（県内）	1 9
図11-2 地方議会における女性の議員の割合（都道府県議会議員）	1 9
図11-3 地方議会における女性の議員の割合（市（区）議会議員）	1 9
図11-4 地方議会における女性の議員の割合（町村議会議員）	2 0
図12 審議会等における女性の委員の割合	2 0
図13-1 県職員の管理職に占める女性の割合	2 1
図13-2 県・市町村職員における女性の管理職の割合	2 1
図13-3 公立学校における女性の管理職の割合（小学校）	2 2
図13-4 公立学校における女性の管理職の割合（中学校）	2 2
図13-5 公立学校における女性の管理職の割合（高等学校）	2 3
図13-6 公立学校における女性の管理職の割合（特別支援学校）	2 3
図14 係長以上の役職への女性の登用割合	2 4
図15 女性を役職に登用している事業所の割合	2 4

② 社会全体における意識

図16 各分野における男女の地位の平等感	2 5
図17-1 固定的な性別役割分担意識に否定的な人の割合	2 6
図17-2 性別役割分担に関する意識①	2 6
図17-3 性別役割分担に関する意識②	2 7

③ 地域・農山漁村における状況

図18 自治会における女性の会長・副会長の割合	2 7
図19 PTAにおける女性の会長・副会長の割合	2 8
図20 公民館における女性の館長の割合	2 8
図21 女性の農業委員の割合	2 9
図22 農業協同組合の女性役員の割合	2 9
図23 家族経営協定締結農家数	2 9
図24 しまね女性ファンドを活用した活動の採択件数	3 0

④ 防災における状況

図25 防災会議における女性の委員の割合	3 0
----------------------	-----

⑤ 男女間におけるあらゆる暴力をめぐる状況

図26	学校におけるデートDV等に関する予防教育の実施率	31
図27	女性相談の件数	31
図28	女性相談の主訴別相談件数	32

⑥ 健康をめぐる状況

図29	10代の人工妊娠中絶実施率	32
図30	妊娠初期（妊娠11週以下）からの妊娠届出率	33
図31	健康長寿しまねの県民運動参加者数	33
図32	特定健康診査受診率	34
図33	乳がん検診受診率	34
図34	子宮がん（頸部）検診受診率	35

⑦ 誰もが安心して暮らせる環境の整備をめぐる状況

図35	県が実施する就業支援により就職に結びついたひとり親世帯の割合	35
図36	人権に配慮する人が増えたと思う人の割合	36

2. 市町村における男女共同参画の状況 37

3. 令和5年度施策の実施状況

基本目標Ⅰ	あらゆる分野で女性が活躍できる環境をつくる（女性活躍の推進）	39
基本目標Ⅱ	男女共同参画社会の実現に向けた基盤をつくる	50
基本目標Ⅲ	人権が尊重され、安心・安全に暮らせる社会をつくる	56

4. 苦情処理の状況 69

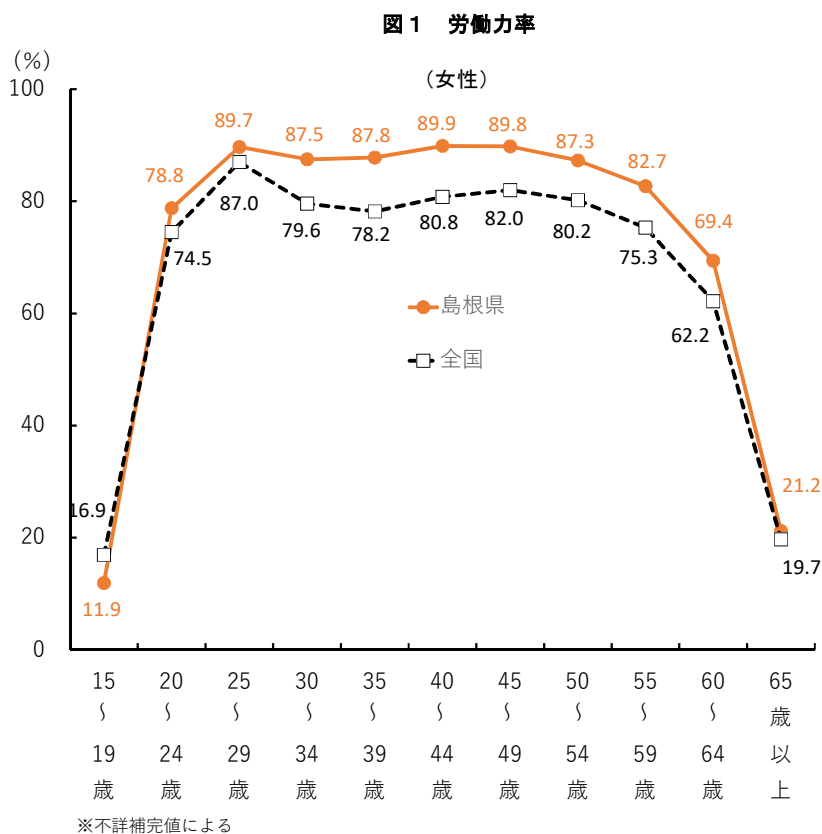
5. 島根県男女共同参画推進条例 70

1. 男女共同参画の推進状況

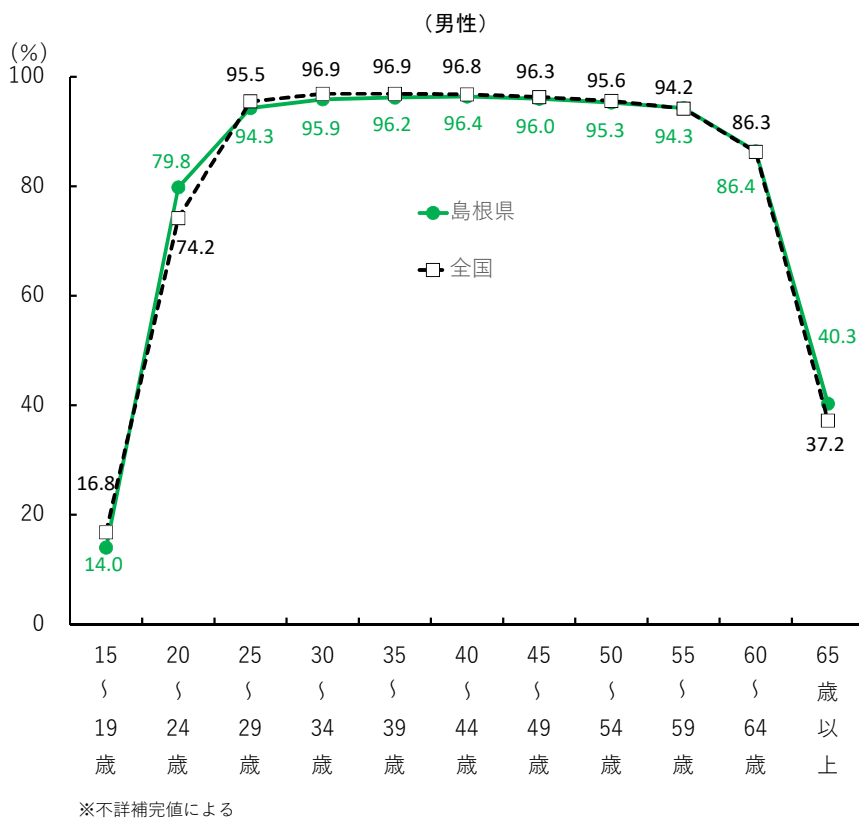
(1) 島根県における情勢の変化

図1 労働力率

男女別労働力率を年齢5歳階級別に見ると、島根県の女性は、M字の底となる年齢が30～34歳と全国より若く、またM字型カーブではなく、台形に近くなっています。



資料：総務省統計局「令和2年国勢調査」



資料：総務省統計局「令和2年国勢調査」

図2 女性が働き続けやすいと感じる女性の割合

働き続けやすいと感じる女性の割合は、令和4年度から5年度にかけて7.4ポイント上昇しました。

目標値：50.0% (R8)

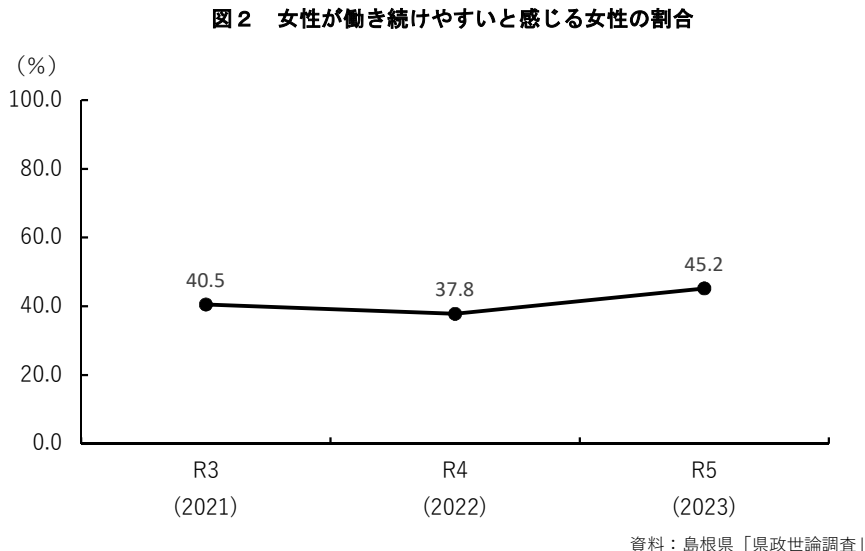


図3 介護休業制度を利用した労働者がいる事業所の割合

介護休業制度を利用した労働者がいる事業所の割合は、令和2年度調査に比べ増加したものの、依然として低い状況です。

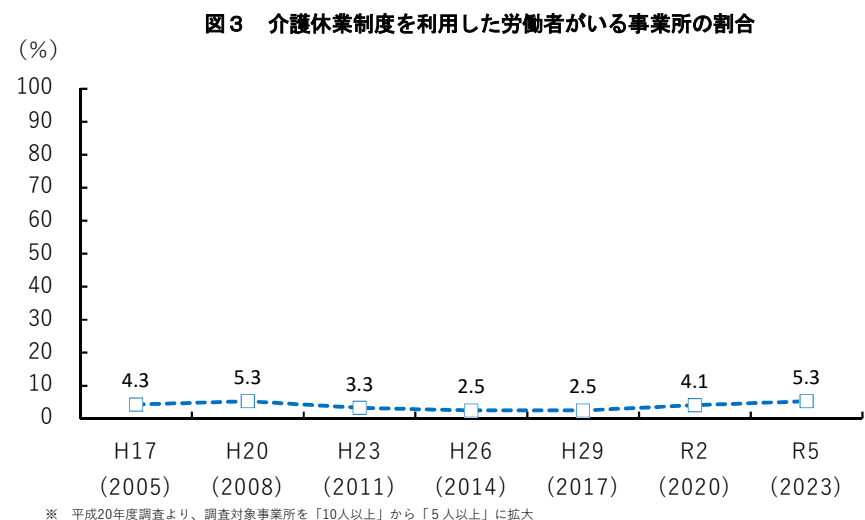


図4 育児休業制度を利用した労働者の割合

育児休業の取得割合は、女性は92.4%と高い一方、男性は27.2%であり、大きな差がある状況です。

目標値：男性の育児休業制度を利用した割合 30.0% (R8)

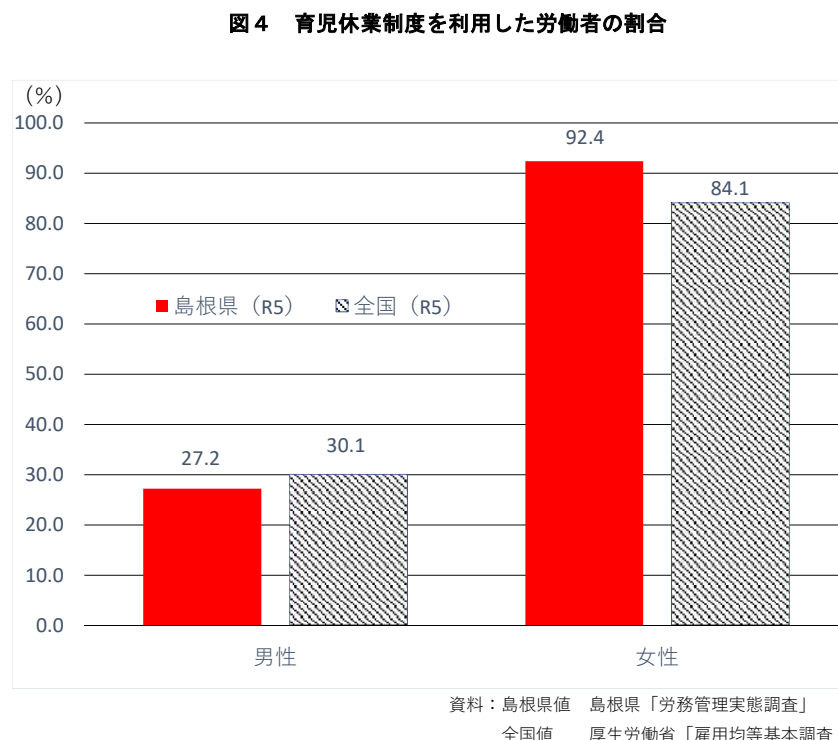
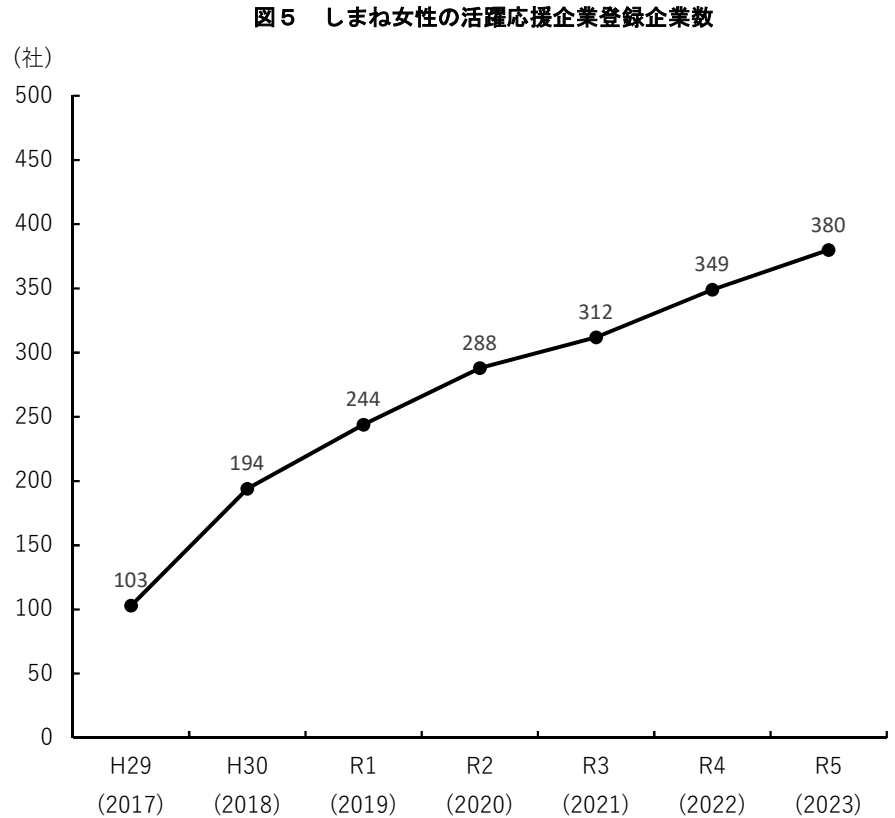


図5 しまね女性の活躍応援企業登録企業数

「しまね女性の活躍応援企業」の登録数は毎年増加しており、令和5年度末は380社です。

目標値：625社（R8）



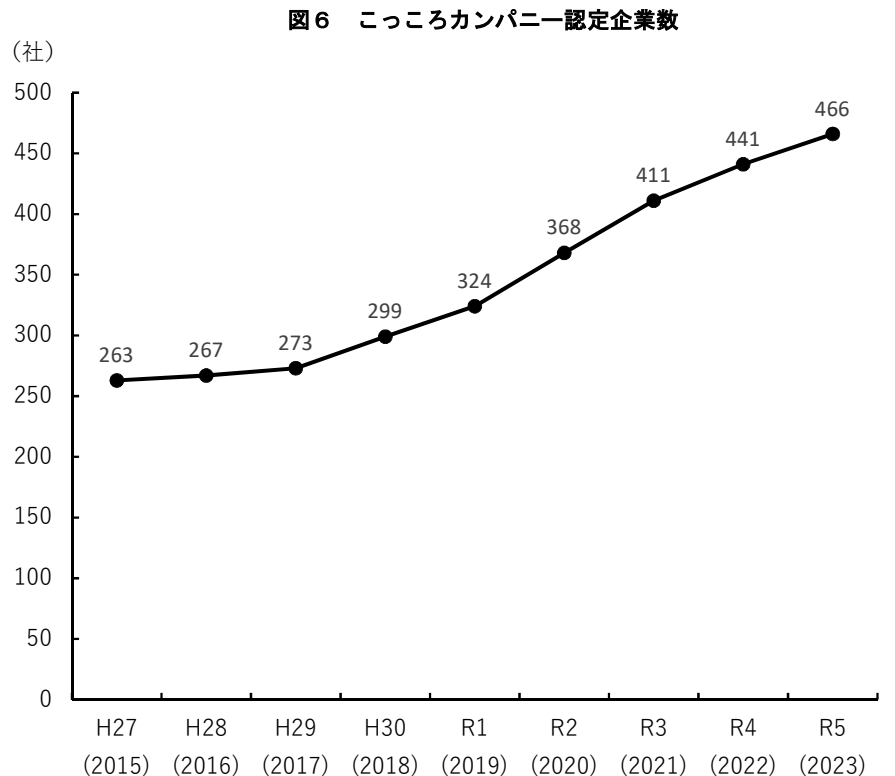
※ しまね女性の活躍応援企業：女性活躍の推進に向けて積極的に取り組む企業・団体を登録し、県の契約や融資制度などで優遇する制度（平成28年度制度開始）

資料：島根県女性活躍推進課調査 [各年度3月31日現在]

図6 こっころカンパニー認定企業数

こっころカンパニー認定企業数は毎年増加しており、令和5年度末は466社です。

目標値：560社（R8）



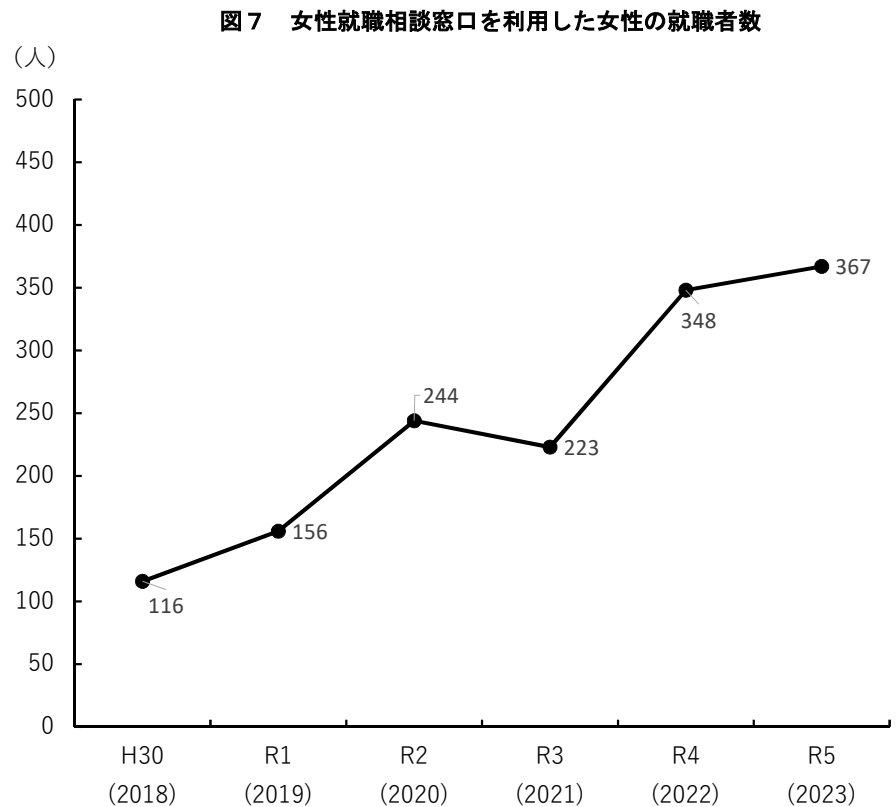
※ こっころカンパニー：従業員の子育てを積極的に応援する企業を認定し、県の入札や融資制度などで優遇する制度（平成19年度制度開始）

資料：島根県女性活躍推進課調査 [各年度3月31日現在]

図7 女性就職相談窓口を利用した女性の就職者数

平成30年度に女性相談窓口を開
設して以降、窓口を利用した女性
の就職者数は増加傾向にあります。

目標値：265人(R8)

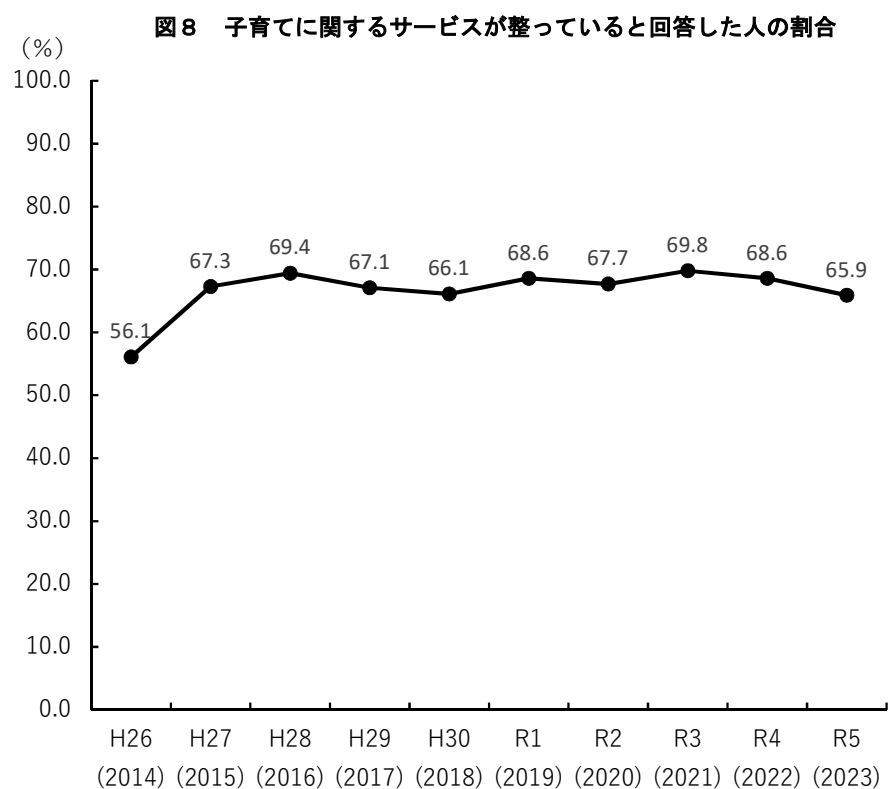


資料：島根県女性活躍推進課調査 [各年度4～3月時点]

図8 子育てに関するサービスが整っていると回答した人の割合

居住する市町村の子育て支援に
関するサービスが整っていると思
う人の割合は、平成27年度以降、
7割弱で横ばいとなっています。

目標値：80.0%(R8)



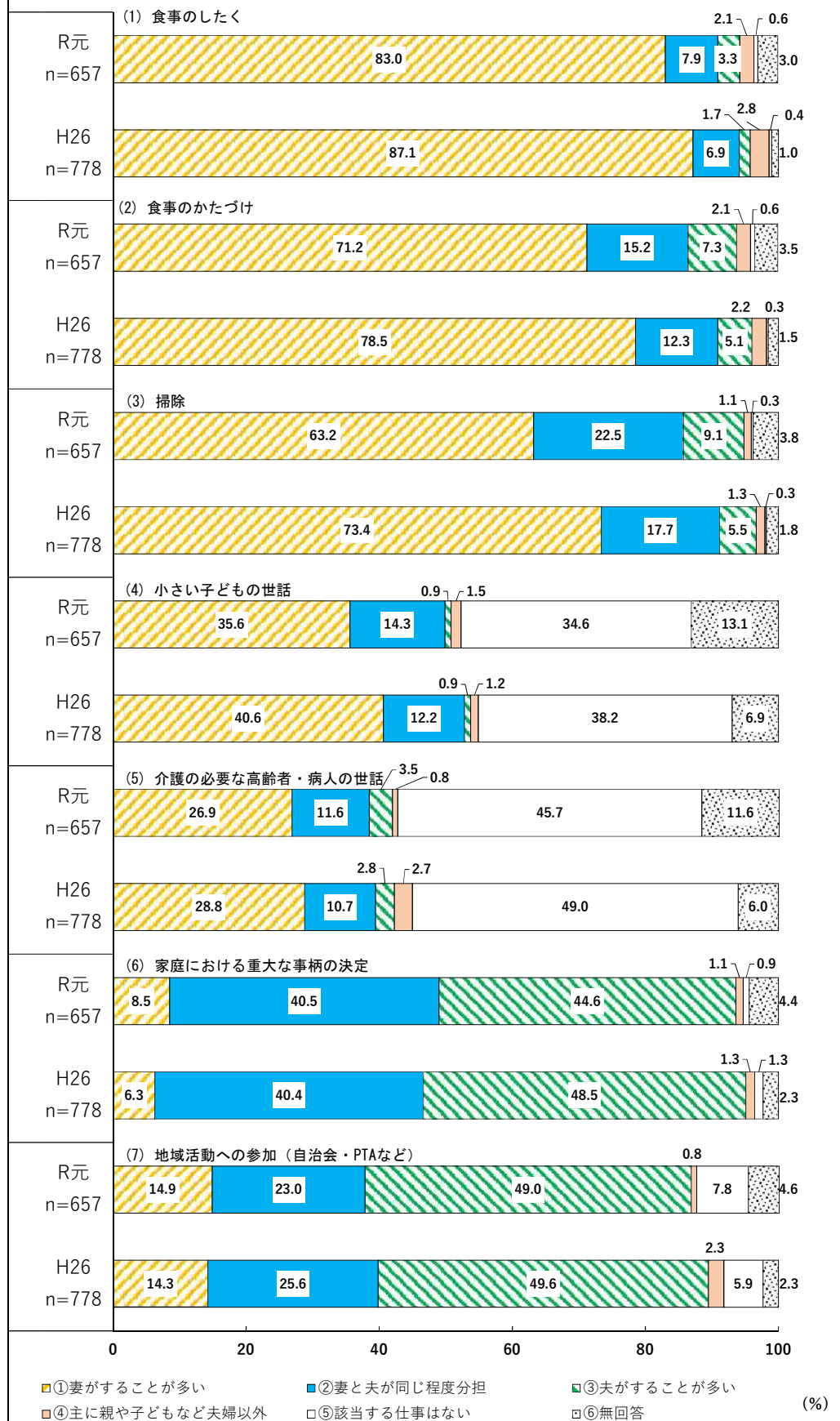
資料：島根県「県政世論調査」

図9 家庭における役割分担

日常生活における家庭の仕事等のうち、家事・育児・介護に関する(1)～(5)の5項目は、「該当する仕事はない」場合を除いてすべて妻がすることが多くなっています。

一方で、「(6) 家庭における重大な事柄の決定」、「(7) 地域活動への参加（自治会・PTAなど）」では夫が半数近くを占め、最も多くなっています。

図9 家庭における役割分担



※ 小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までで表示。構成比を合計しても100%とならないことがある。

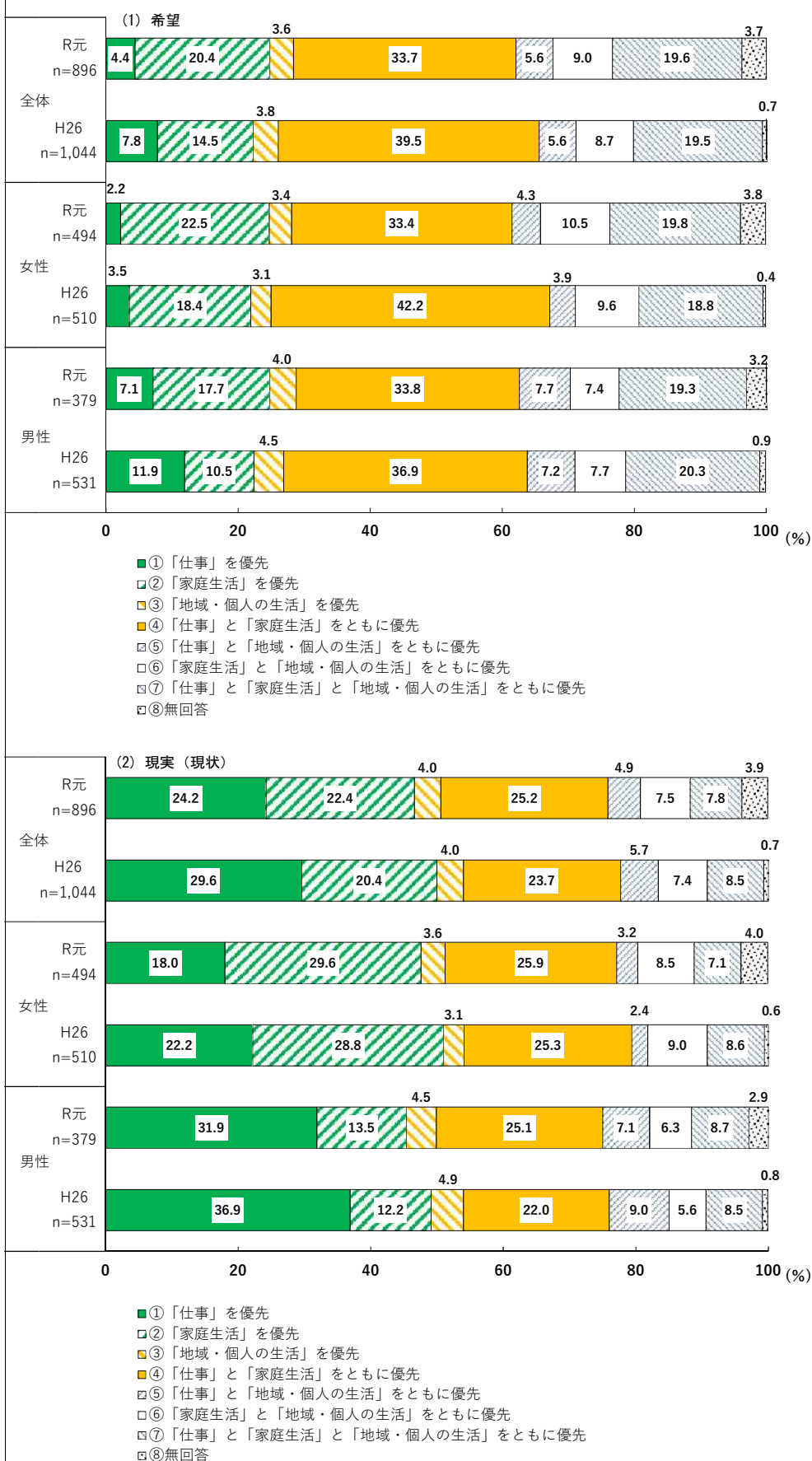
資料：島根県「令和元年男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」

図10 仕事、家庭生活、地域・個人の生活についての優先度

希望優先度としては、「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい人の割合が33.7%と最も高く、「家庭生活」を優先したい人の割合(20.4%)、「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい人の割合(19.6%)が続いています。

ただ、現実(現状)では、女性は「家庭生活」を優先している人の割合(29.6%)が高く、男性は「仕事」を優先している人の割合(31.9%)が高くなっています。

図10 仕事、家庭生活、地域・個人の生活についての優先度



※ 小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までで表示。構成比を合計しても100%とならないことがある。

資料：島根県「令和元年男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」

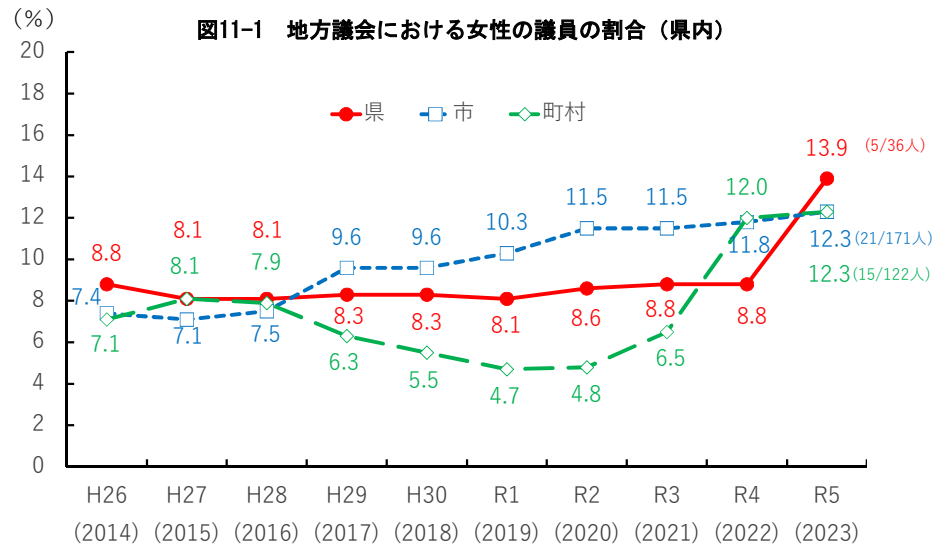
(2) 個別分野ごとの状況

① 政策・方針決定過程における状況

○政治分野

図11-1 地方議会における女性の議員の割合（県内）

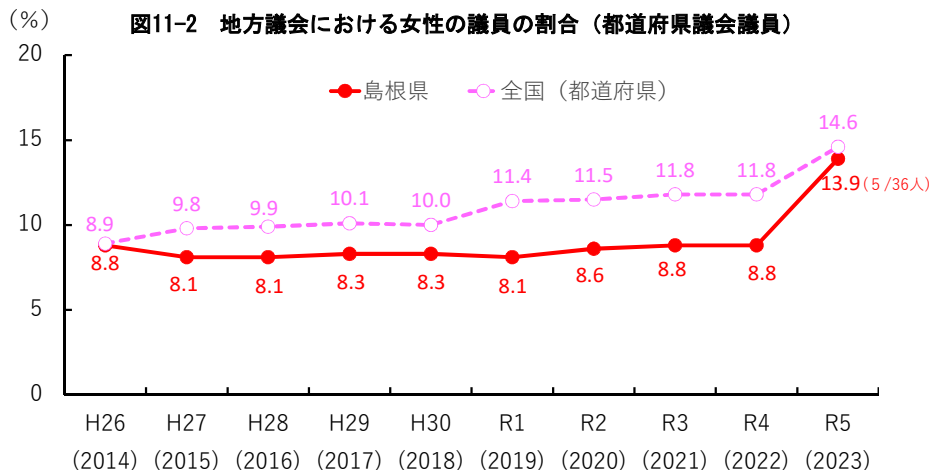
令和5年12月31日現在で、県議会の女性議員の割合は13.9%、市議会の女性議員の割合は12.3%、町村議会の女性議員の割合は12.3%となっています。



資料：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」〔各年12月31日現在〕

図11-2 地方議会における女性の議員の割合（都道府県議会議員）

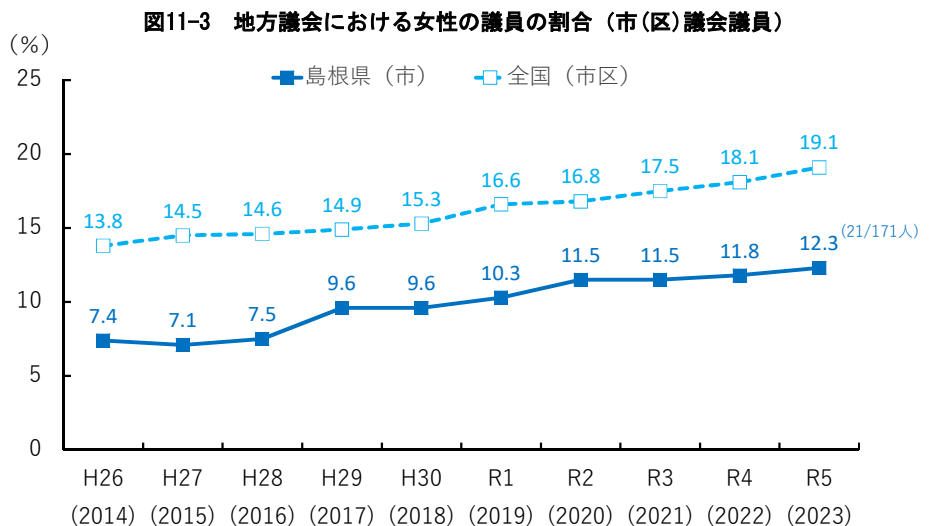
令和5年12月31日現在で、県議会の女性議員の割合は13.9%（全国26位）で、全国平均14.6%と比べて低くなっています。



資料：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」〔各年12月31日現在〕

図11-3 地方議会における女性の議員の割合（市(区)議会議員）

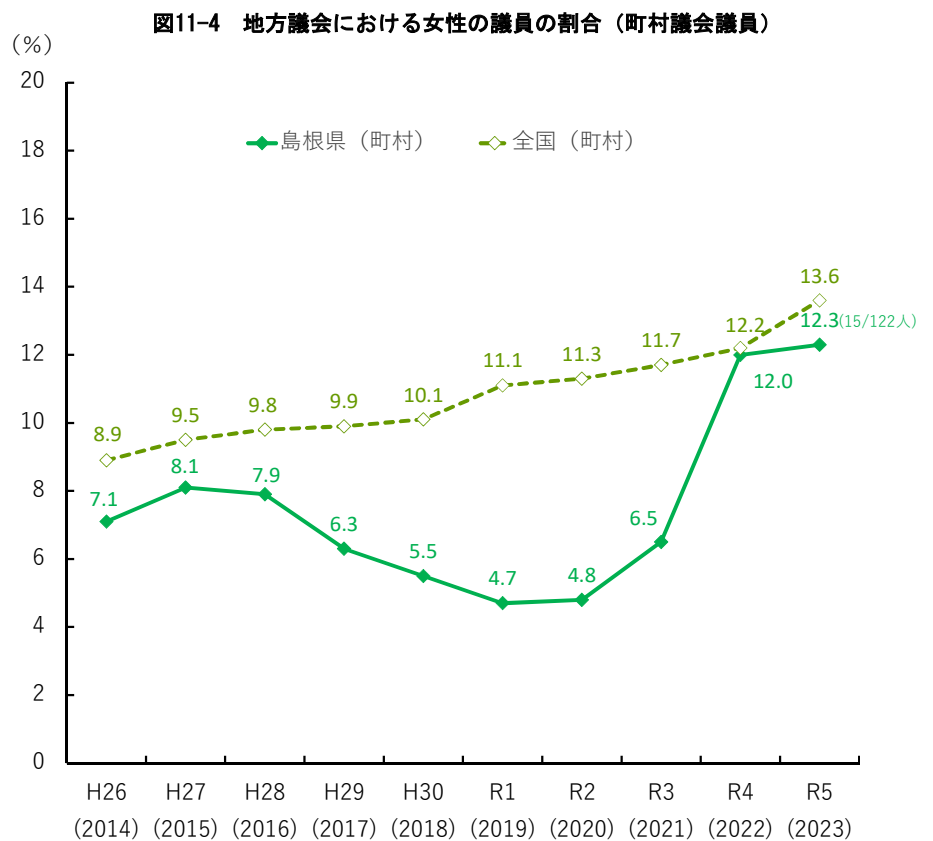
令和5年12月31日現在で、島根県内の市議会の女性議員の割合は12.3%（全国41位）で、全国平均19.1%と比べて低い状況です。



資料：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」〔各年12月31日現在〕

図11-4 地方議会における女性の議員の割合
(町村議会議員)

令和5年12月31日現在で、島根県内の町村議会の女性議員の割合は12.3%（全国30位）で、令和5年度に増加しています。



資料：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」〔各年12月31日現在〕

〇行政分野

図12 審議会等における女性の委員の割合

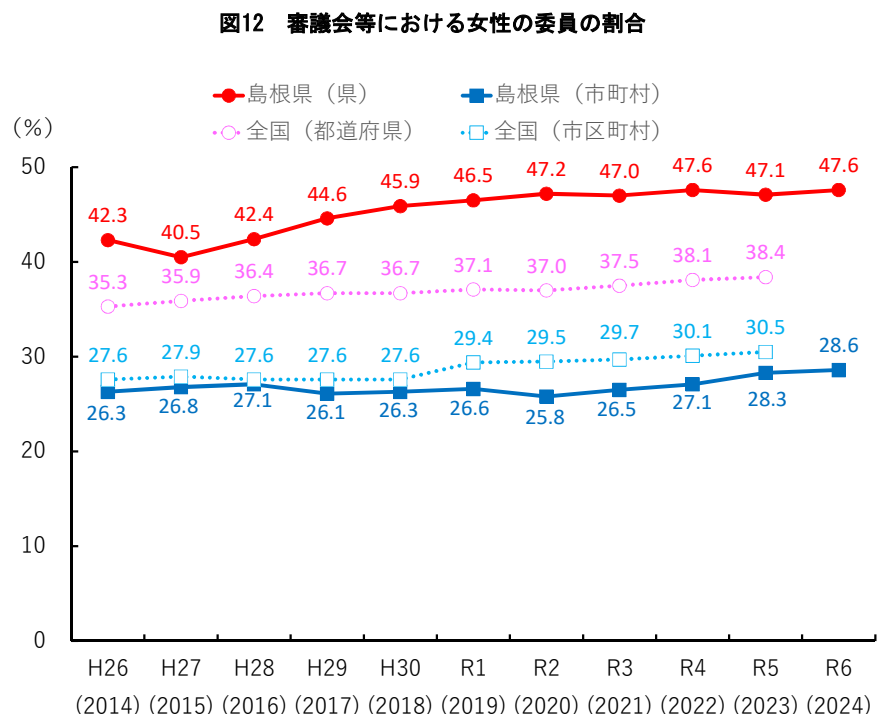
審議会等の女性の参画率は、県では47.6%（令和6年4月現在）と、平成18年度以降40%を上回っています。

目標値：50.0%（R8）

全国と比較してみると、全国平均を上回っています。（令和5年度：島根県47.1%（全国3位）、全国38.4%）

一方、市町村では28.6%（令和6年4月現在）と、徐々に増加しています。

また、全国と比較してみると、全国平均を下回っています。（令和5年度：島根県内市町村28.3%（全国35位）、全国30.5%）



※1 数値は目標の対象である審議会等の登用率

※2 平成26年度の島根県（県）値は平成26年3月31日現在

それ以外の数値は原則4月1日現在

※3 第3次男女参画計画の策定（平成28年3月策定）にあたって、調査対象とする審議会等の範囲を拡大させたことから、平成27年度の島根県（県）値は再算定値

資料：R6島根県（県）値、R6島根県（市町村）値 島根県女性活躍推進調査
上記以外 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（原則4月1日現在）

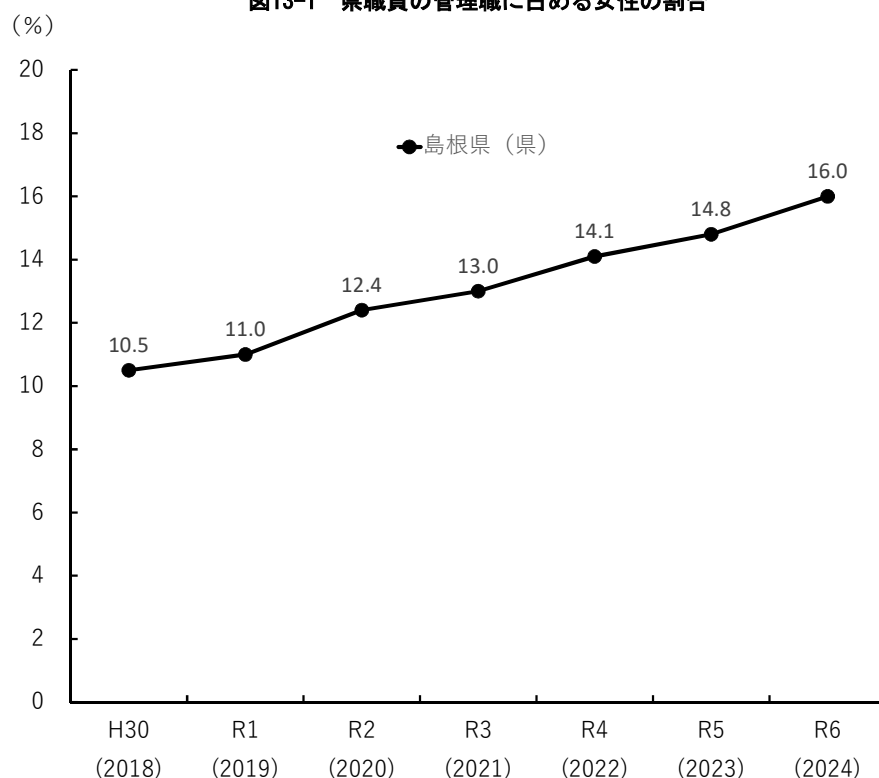
図13-1 県職員の管理職に占める女性の割合

令和6年4月1日現在で、島根県職員の管理職に占める女性の割合は、16.0%です。

目標値：15.0%（R2～6）

県内公務員の女性の管理職の割合

図13-1 県職員の管理職に占める女性の割合



※ 病院職員、教育職員、警察職員を除く。

資料：島根県人事課調査 [各年4月1日現在]

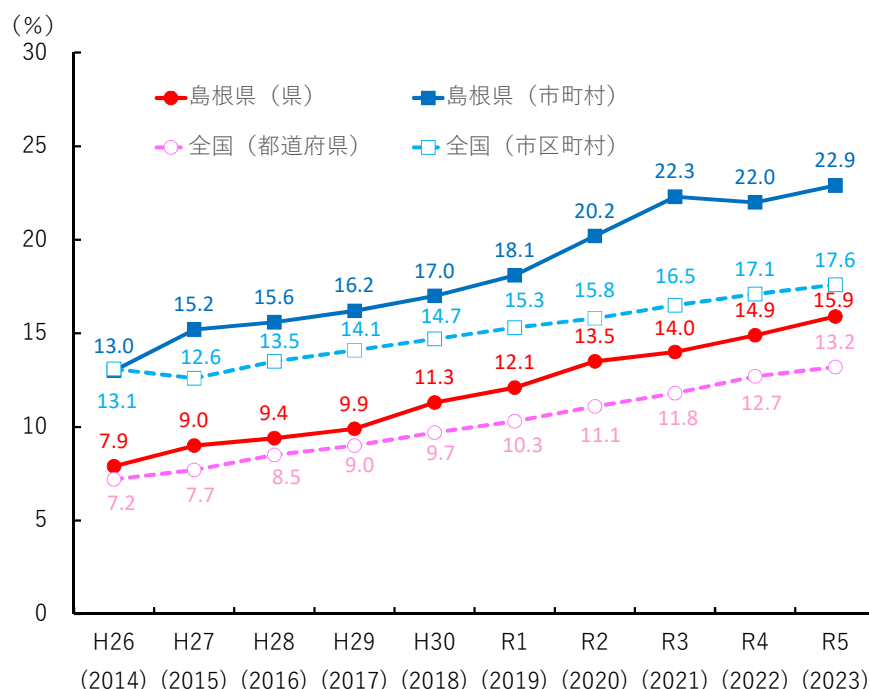
図13-2 県・市町村職員における女性の管理職の割合

県及び市町村職員における女性の管理職の割合は、県、市町村とも前年に比べて増加しています。

令和5年4月1日現在で、県職員における女性の管理職の割合は15.9%（全国10位）で、全国平均13.2%と比べて高くなっています。

市町村職員における女性の管理職の割合は22.9%（全国7位）で、全国平均17.6%と比べて高くなっています。

図13-2 県・市町村職員における女性の管理職の割合



※1 教育関係機関の教育職は除く。

※2 都道府県の警察における地方警務官及び特定地方警務官は国家公務員となるため管理職には含まない。ただし、国からの出向で、各地方公共団体の定数に含まれる職員は含む。

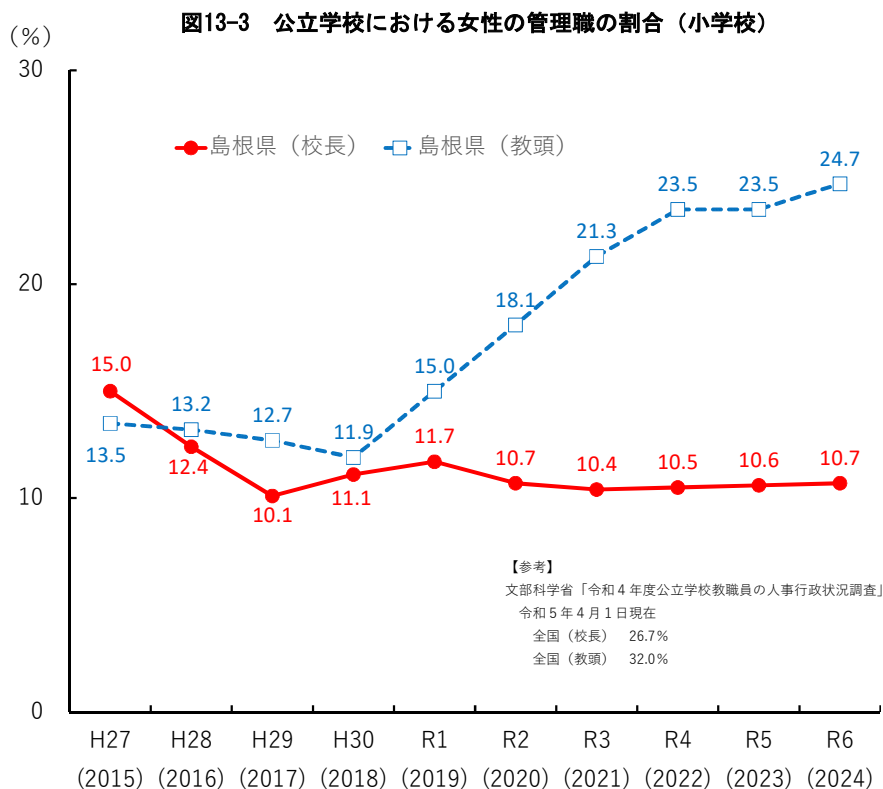
資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（原則4月1日現在）

○教育分野

図13-3 公立学校における女性の管理職の割合（小学校）

令和6年4月1日現在で小学校において、女性の校長の割合はほぼ横ばい、教頭の割合は昨年度に比べて増加しています。

また、女性の教頭の割合は令和元年度以降増加傾向となっています。

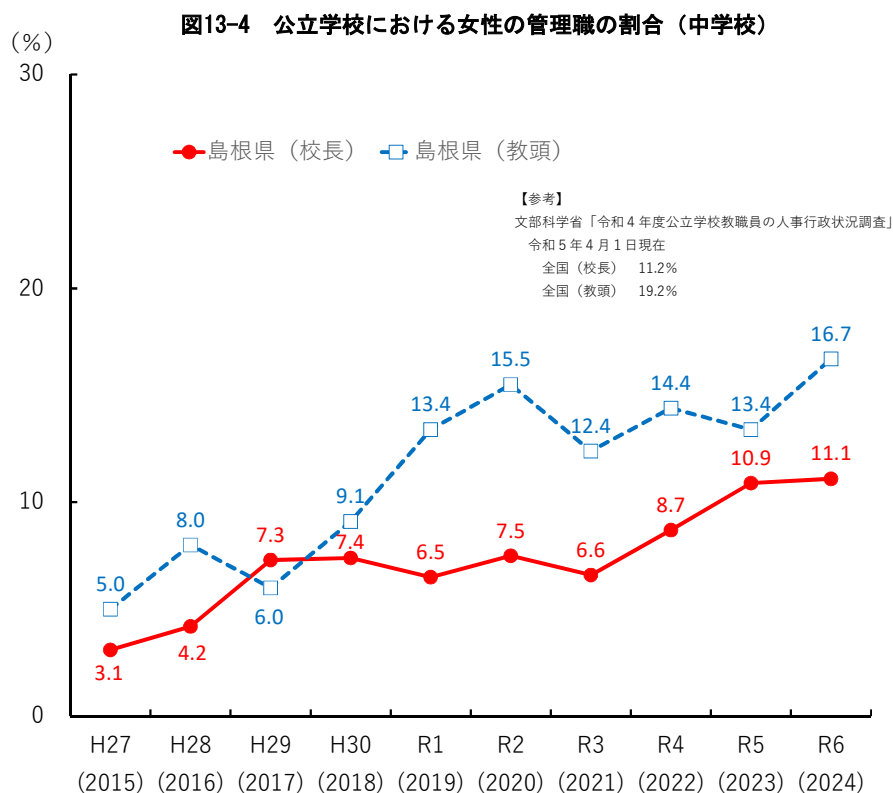


資料：島根県教育委員会調査 [各年4月1日現在]

図13-4 公立学校における女性の管理職の割合（中学校）

令和6年4月1日現在で中学校において、女性の校長の割合と教頭の割合はともに昨年度に比べて増加しています。

また、女性の校長の割合は増加傾向となっています。

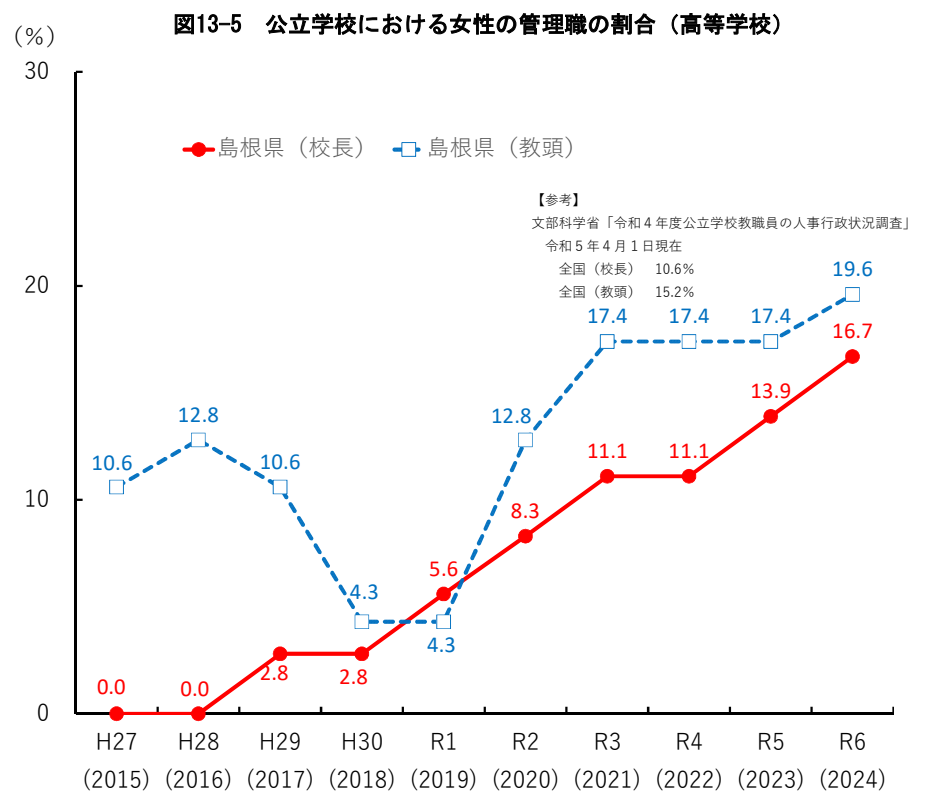


資料：島根県教育委員会調査 [各年4月1日現在]

図13-5 公立学校における女性の
管理職の割合（高等学校）

令和6年4月1日現在で高等学校において、女性の校長の割合と教頭の割合はともに昨年度に比べて増加しています。

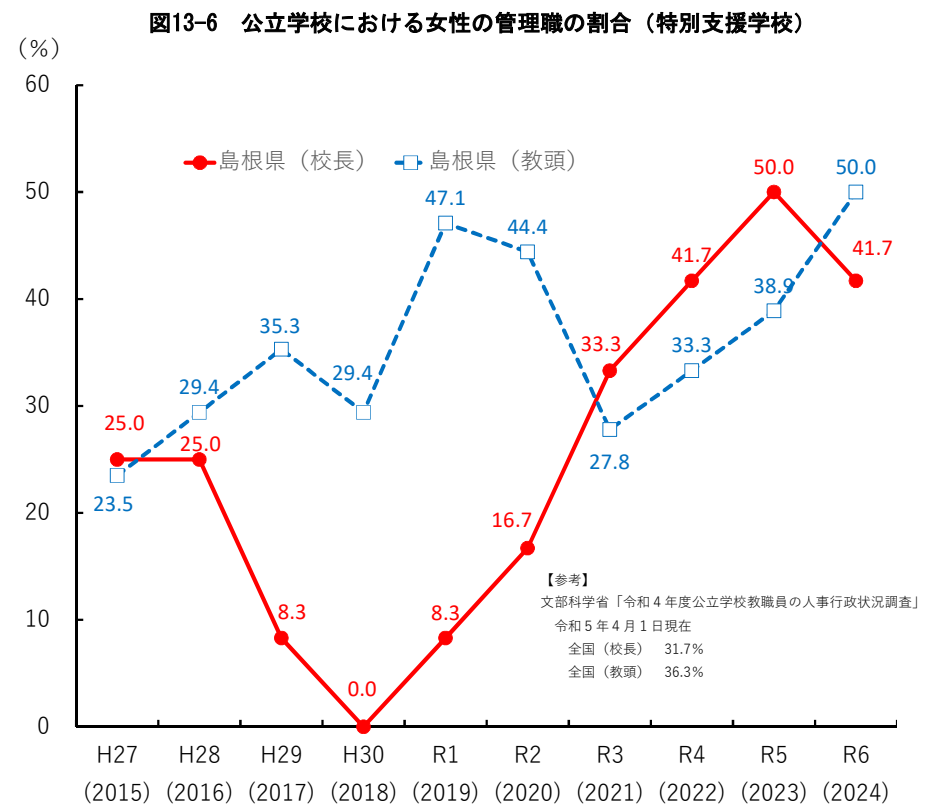
また、女性の校長の割合と教頭の割合は令和元年度以降増加傾向となっています。



資料：島根県教育委員会調査 [各年4月1日現在]

図13-6 公立学校における女性の
管理職の割合
（特別支援学校）

令和6年4月1日現在で特別支援学校において、教頭の割合は昨年度に比べて増加しています。



資料：島根県教育委員会調査 [各年4月1日現在]

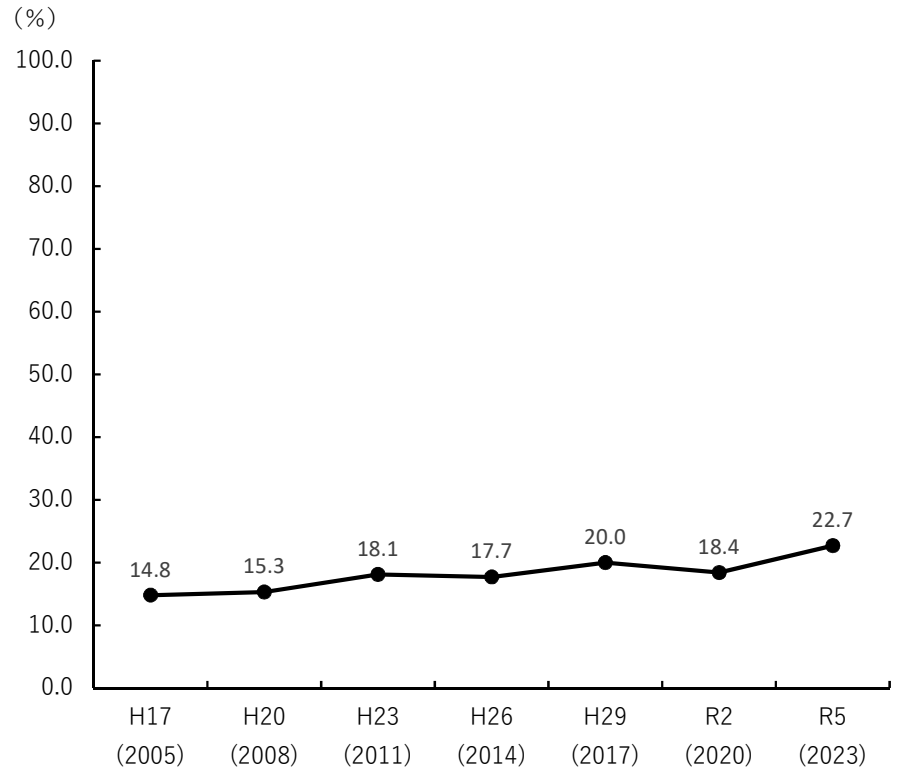
○民間企業分野

図14 係長以上の役職への女性の登用割合

係長以上の役職への登用割合は緩やかな増加傾向にあり、令和5年度は22.7%となっています。

目標値：30.0% (R8)

図14 係長以上の役職への女性の登用割合



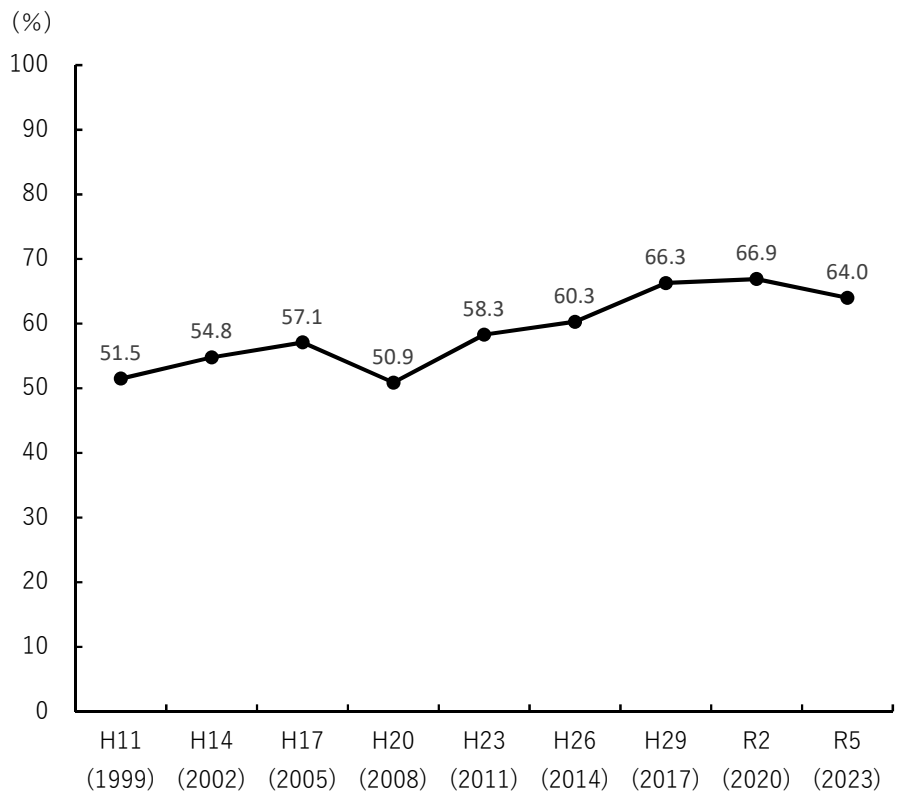
資料：島根県「労務管理実態調査」

図15 女性を役職に登用している事業所の割合

女性を何らかの役職に登用している事業所の割合は増加傾向にあります。

平成26年度以降は6割を超え、令和5年度は64.0%となっています。

図15 女性を役職に登用している事業所の割合



※ 平成20年度調査より、調査対象事業所を「10人以上」から「5人以上」に拡大

資料：島根県「労務管理実態調査」

② 社会全体における意識

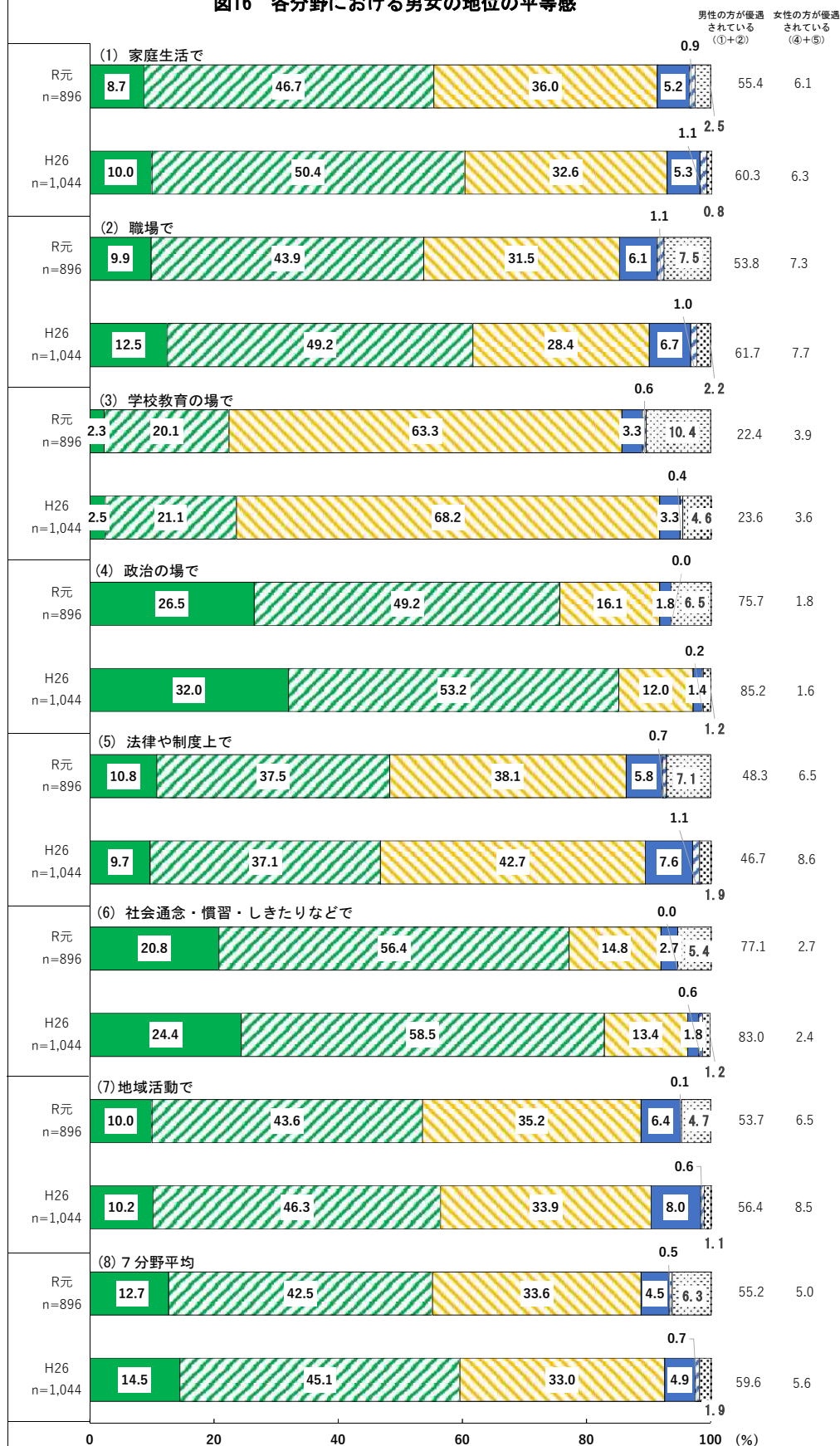
図16 各分野における男女の地位の平等感

男女の地位の平等感について、学校教育の場を除く分野はいずれも「男性の方が優遇されている」とする回答の割合が高くなっています。

男女の地位が平等だと思う人の割合（7分野平均）は33.6%となっています。

目標値：40.0%（R7）

図16 各分野における男女の地位の平等感



※ 小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までで表示。構成比を合計しても100%とならないことがある。

- ① 男性の方が非常に優遇されている
- ② どちらかといえば男性の方が優遇されている
- ③ 平等
- ④ どちらかといえば女性の方が優遇されている
- ⑤ 女性の方が非常に優遇されている
- ⑥ 無回答

資料：島根県「令和元年男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」

目標値：88.0% (R8)

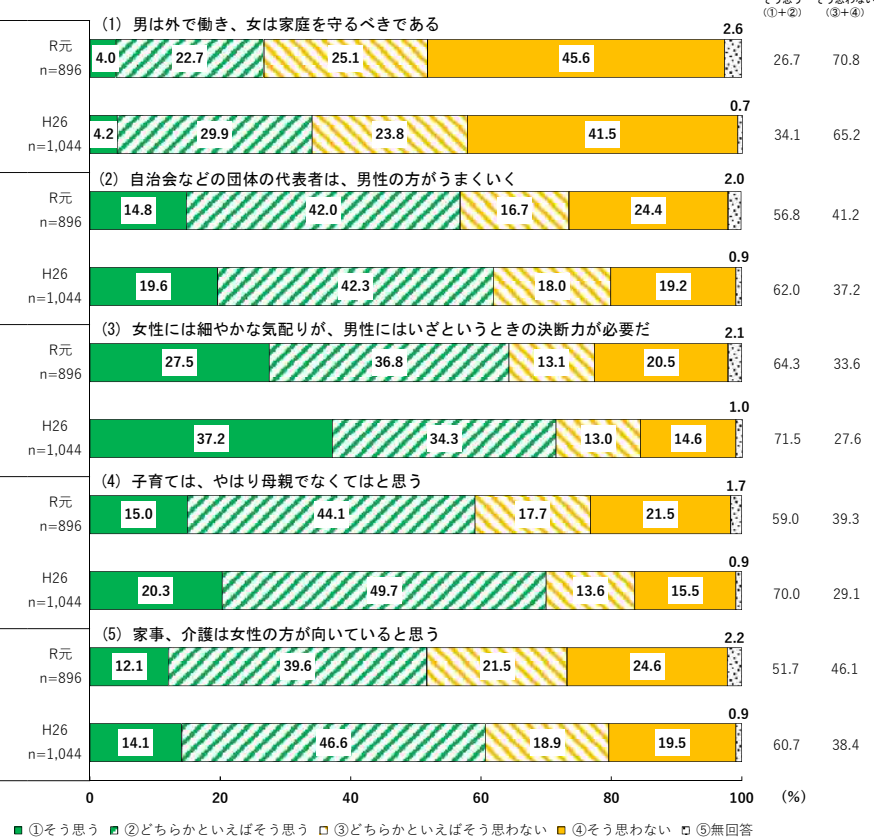
資料：島根県「県政世論調査」

図17-3 性別役割分担に関する意識②

固定的な性別役割分担意識を示す「(1) 男は仕事、女は家庭」については、否定的な割合が高くなっていますが、それ以外の質問については半数以上が固定的な性別役割分担意識に肯定的です。

特に「(3) 女性は気配り、男性は決断力」、「(4) 子育ては母親」の肯定割合が高くなっています。

図17-3 性別役割分担に関する意識②



※ 小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までで表示。構成比を合計しても100%とならないことがある。

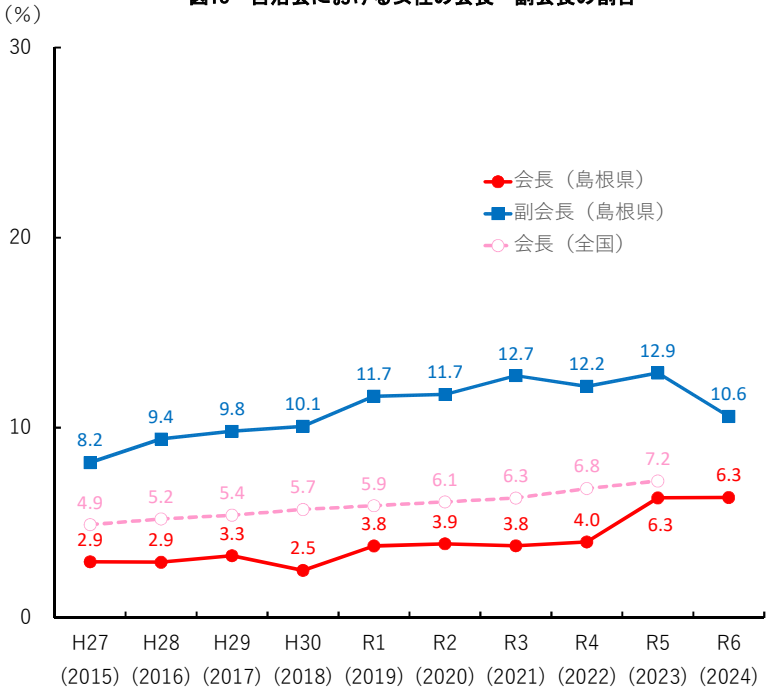
資料：島根県「令和元年男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」

③ 地域・農山漁村における状況

図18 自治会における女性の会長・副会長の割合

令和6年4月1日現在で、県内の自治会の会長は6.3%、副会長は10.6%と低い状況です。

図18 自治会における女性の会長・副会長の割合



※1 平成27年度～令和5年度の島根県値は原則4月1日現在（各市町村の事情により時点が異なる場合がある。）
令和6年度の島根県値は令和6年7月1日時点
※2 平成27年度～令和4年度の全国値は原則4月1日現在（各市町村の事情により時点が異なる場合がある。）
令和5年度～令和6年度の全国値は各年7月1日時点
※3 男女別が把握できている市町村のみ集計

資料：島根県値 島根県女性活躍推進課調査
全国値 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

図19 PTAにおける女性の
会長・副会長の割合

令和6年7月1日現在で、PTAにおける女性の会長の割合は、小学校12.3%、中学校20.2%、県立高等学校8.3%、特別支援学校50.0%、市郡連合会7.1%となっています。

一方、PTAにおける女性の副会長の割合は、小学校37.7%、中学校34.1%、県立高等学校29.0%、特別支援学校56.3%、市郡連合会10.9%となっています。

小学校、中学校、県立高等学校、市郡連合会においては、女性の会長に比べ、女性の副会長の割合が大きくなっています。

特別支援学校においては、女性の会長、女性の副会長の割合がともに高くなっています。

図19 PTAにおける女性の会長・副会長の割合

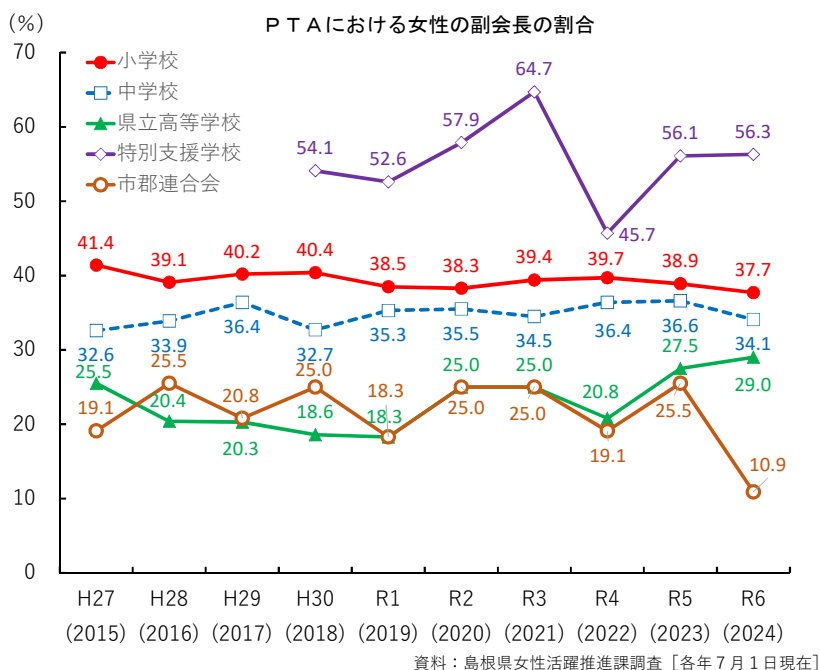
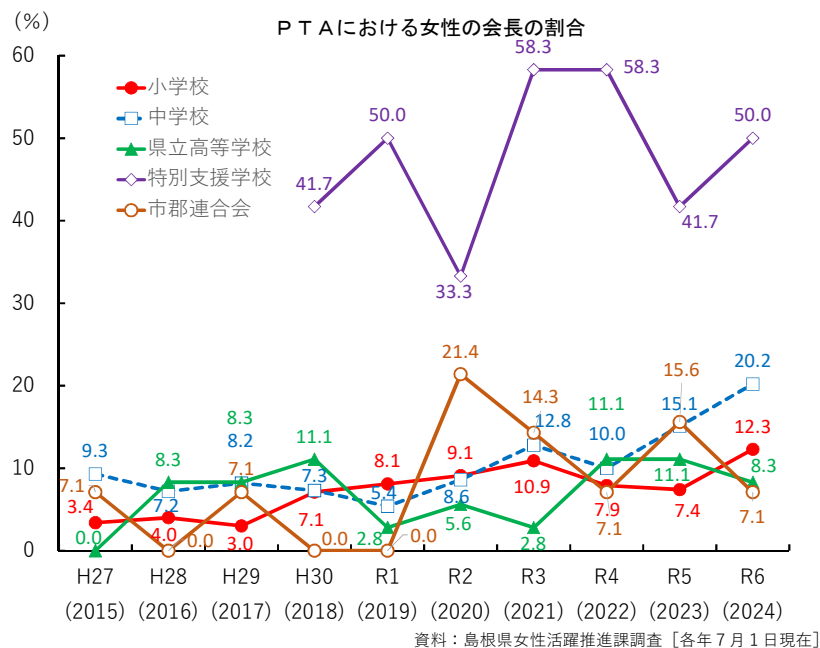


図20 公民館における女性の館長の割合

令和6年4月1日現在で、県内の公民館長のうち8.4%が女性の公民館長です。

図20 公民館における女性の館長の割合

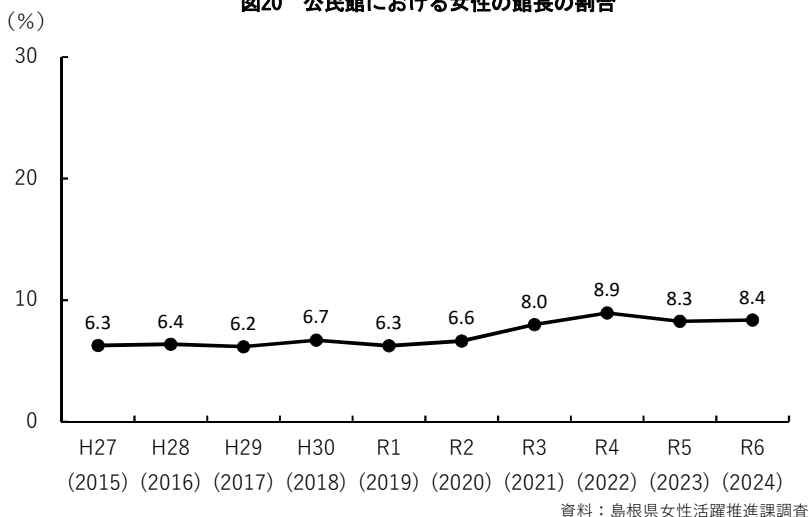
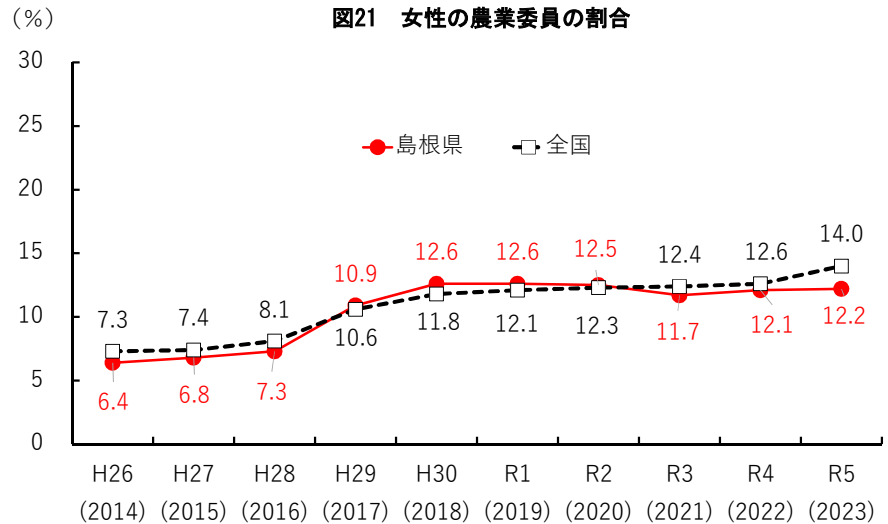


図21 女性の農業委員の割合

女性の農業委員の割合は平成29年度に大きく増加し、増加傾向が続いていましたが、令和元年度以降はほぼ横ばいとなっています。

目標値：30.0%（R8）

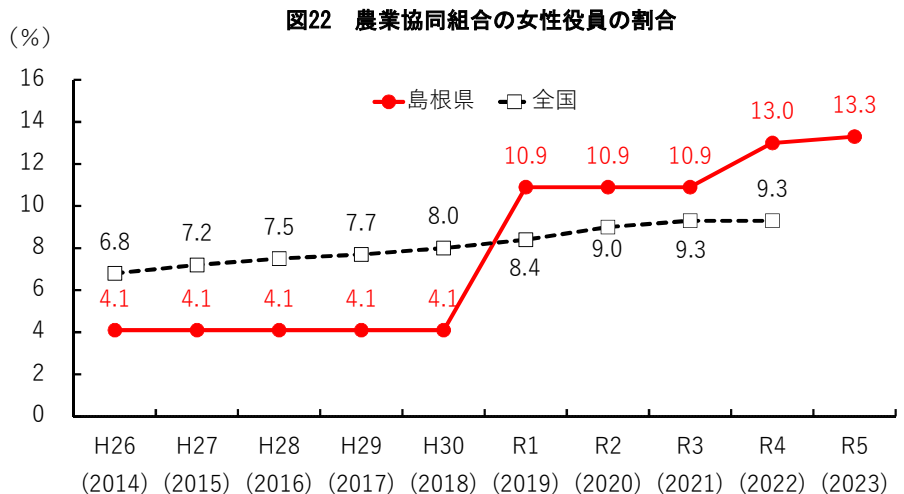


資料：農林水産省「農業委員への女性の参画状況」
[各年10月1日現在。H27は9月1日現在]

図22 農業協同組合の女性役員の割合

農業協同組合の女性役員の割合は令和元年度に大きく増加し、令和3年度までは横ばいとなっていますが、令和4年度以降は増加しています。

目標値：15.0%（R8）

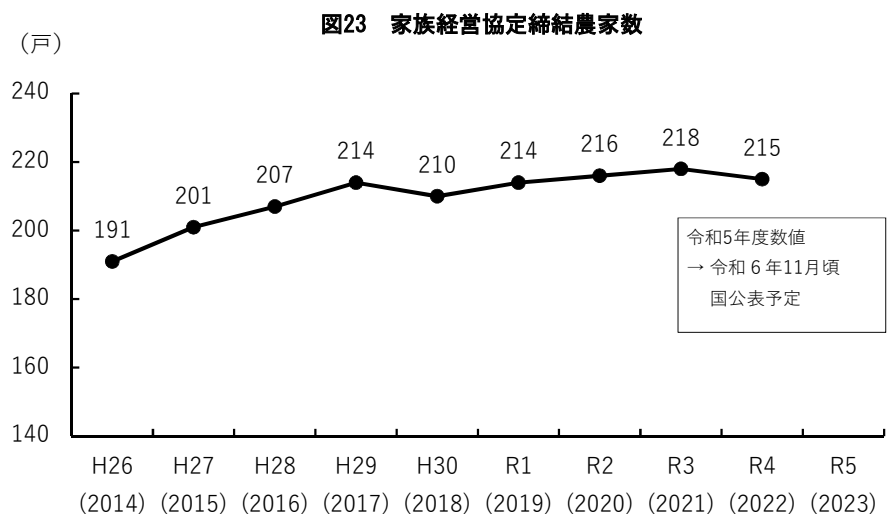


資料：島根県値 島根県農業経営課調査（H23～R元）、島根県農林水産総務課調査（R2～）
全国値 農林水産省「農業協同組合及び同連合会一斉調査」[各年10月1日現在]

図23 家族経営協定締結農家数

家族経営協定を締結している農家数は増加傾向が続いていましたが、平成29年度以降は横ばい傾向に転じています。

目標値：221戸（R8）



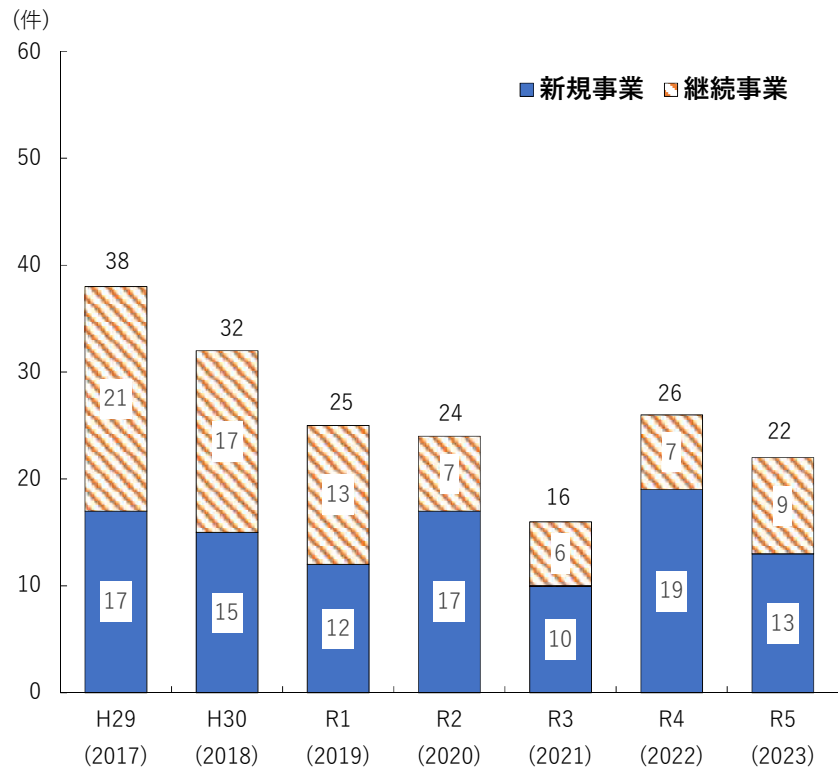
資料：農林水産省「家族経営協定に関する実態調査」[各年度3月31日現在]

図24 しまね女性ファンドを活用した活動の採択件数

しまね女性ファンドを活用した活動の採択件数は、22件であり、そのうち新規の活動採択件数は13件となっています。

目標値：100件（R4～8）

図24 しまね女性ファンドを活用した活動の採択件数



資料：島根県女性活躍推進課調査

④ 防災における状況

図25 防災会議における女性の委員の割合（会長を含む）

防災会議における女性委員の割合は、県では41.7%（令和6年4月1日現在）と、平成29年度以降40%を上回っています。

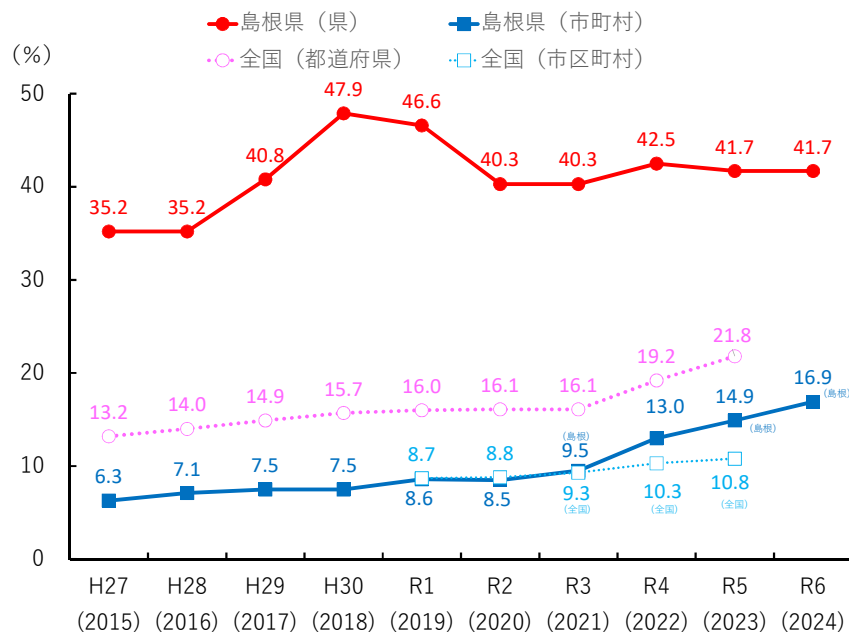
目標値：50.0%（R8）

全国と比較してみると、全国平均を大きく上回っています（令和5年度：島根県41.7%（全国3位）、全国21.8%）。

一方、市町村では16.9%（令和6年4月現在）と、近年徐々に増加しています。

また、全国と比較してみると、全国平均を上回っています。（令和5年度：島根県内市町村14.9%（全国5位）、全国10.8%）

図25 防災会議における女性の委員の割合（会長を含む）



※ 平成25年度の島根県（県）値は平成25年3月31日現在
平成26年度の島根県（県）値は平成26年3月31日現在
それ以外の数値は原則4月1日現在

資料：R6島根県（県）値、R6島根県（市町村）値 島根県女性活躍推進課調査
上記以外 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（原則4月1日現在）

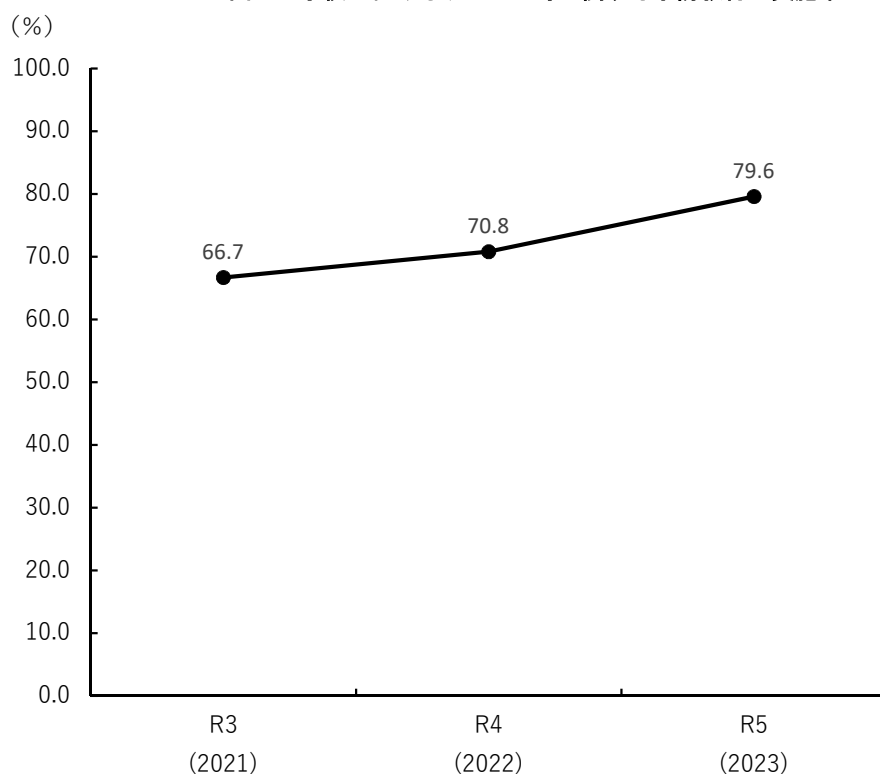
⑤ 男女間におけるあらゆる暴力をめぐる状況

図26 学校におけるデートDV等に関する予防教育の実施率

令和5年度の県内の中学、高校・高専、特別支援学校において、デートDV・性被害予防等の性に関する指導をしている学校の割合は79.6%でした。

目標値：80.0%(R8)

図26 学校におけるデートDV等に関する予防教育の実施率



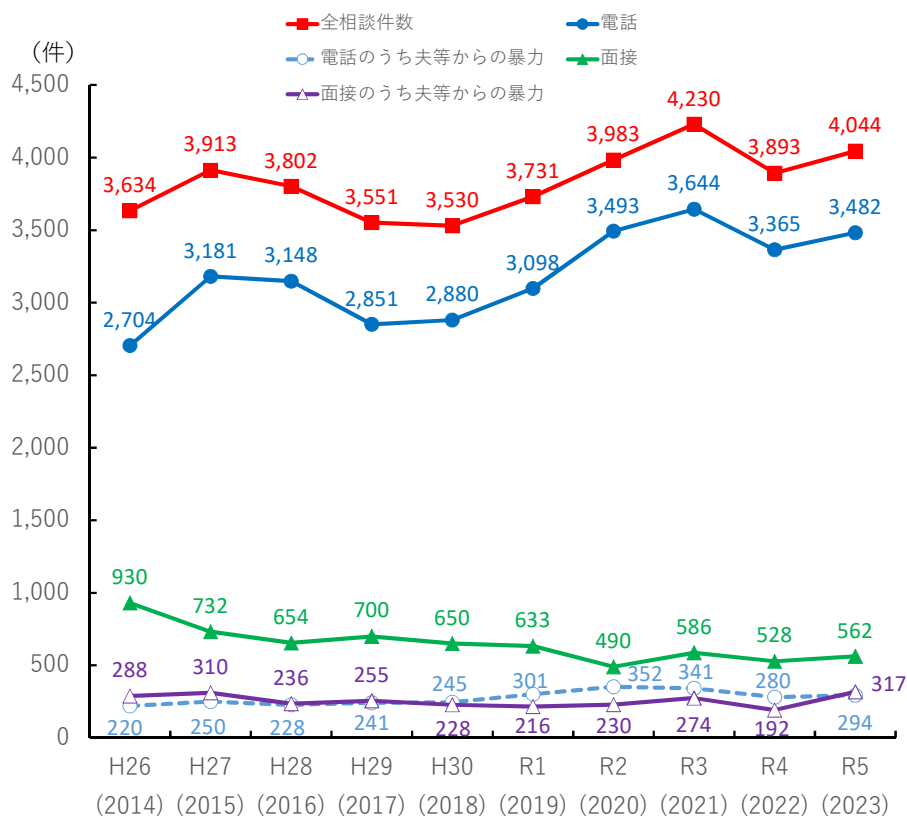
資料：島根県「DV計画推進状況調査による」

図27 女性相談の件数

全相談件数（電話及び面接の合計）は、前年度に比べて151件増加しました。

また、電話相談のうち夫等からの暴力に関する相談は10件以上増加しました。

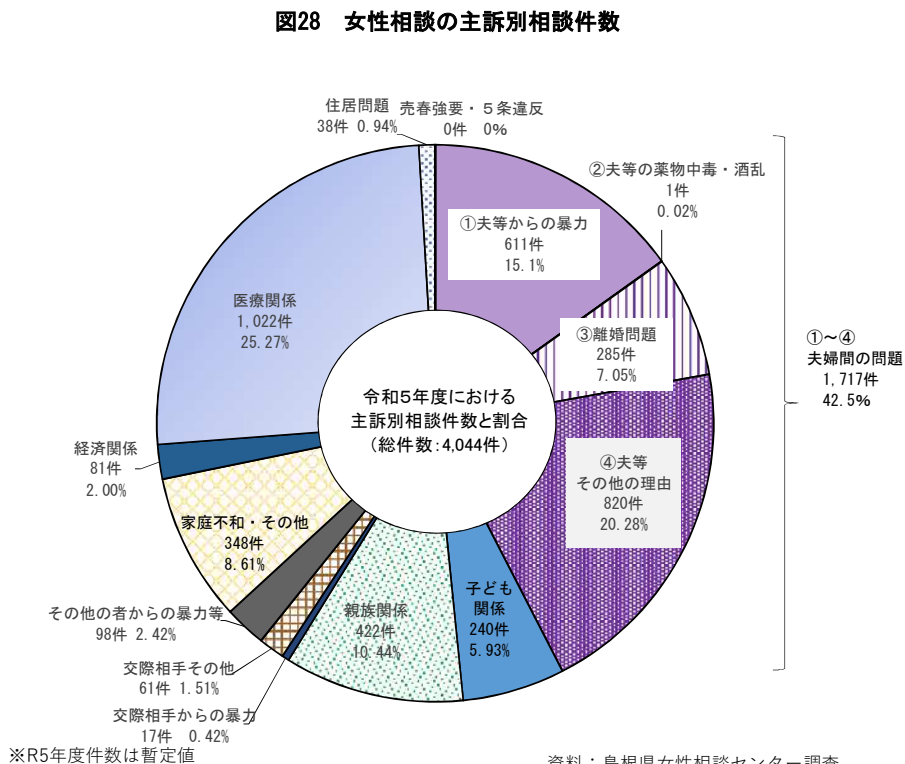
図27 女性相談の件数



資料：島根県女性相談センター調査

図28 女性相談の主訴別相談件数

令和5年度にあった相談内容を主訴別に見ると、夫婦間の問題（「①夫等からの暴力」「②夫等の薬物中毒・酒乱」「③離婚問題」「④夫等その他」）が全体の42.5%を占める状況です。



⑥ 健康をめぐる状況

図29 10代の人工妊娠中絶実施率
[女子人口千人対]

令和4年度は1.5%と全国に比べて低く、下降傾向にあります。

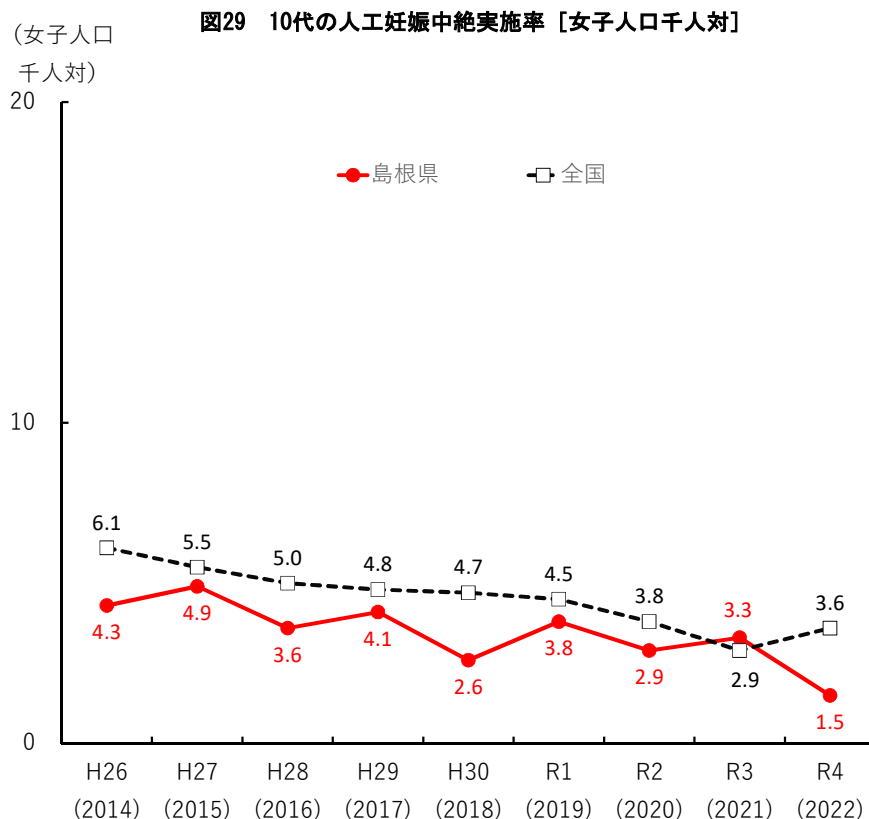
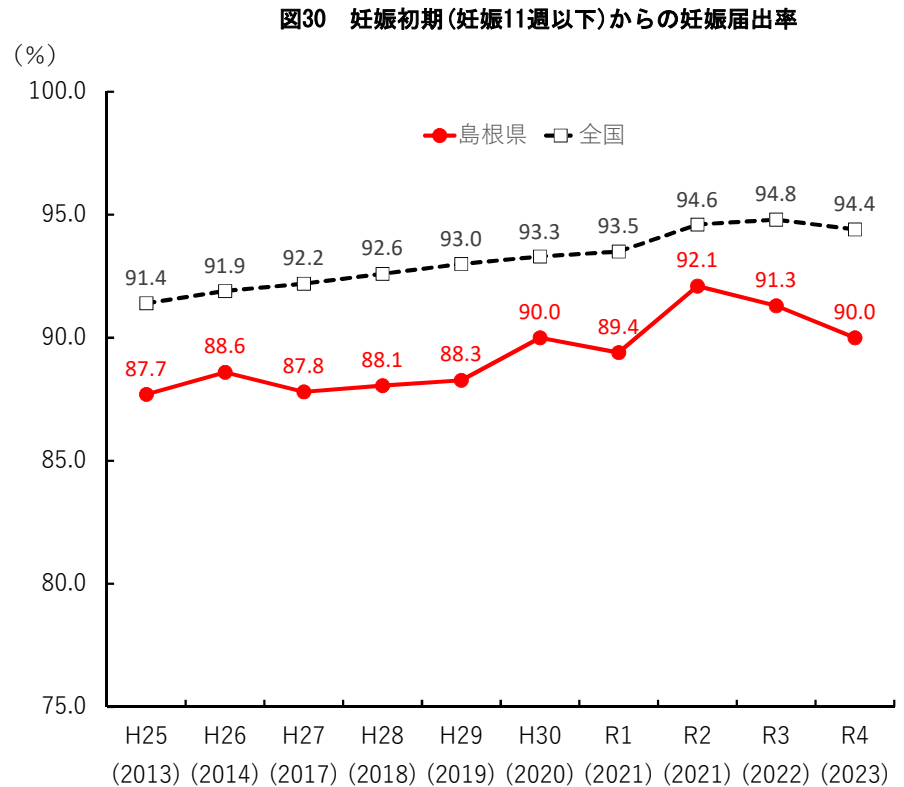


図30 妊娠初期(妊娠11週以下)からの妊娠届出率

妊娠11週までの早期妊娠届出は上昇傾向にありますが、全国に比べ低い状態が続いています。

目標値：95.0% (R7)

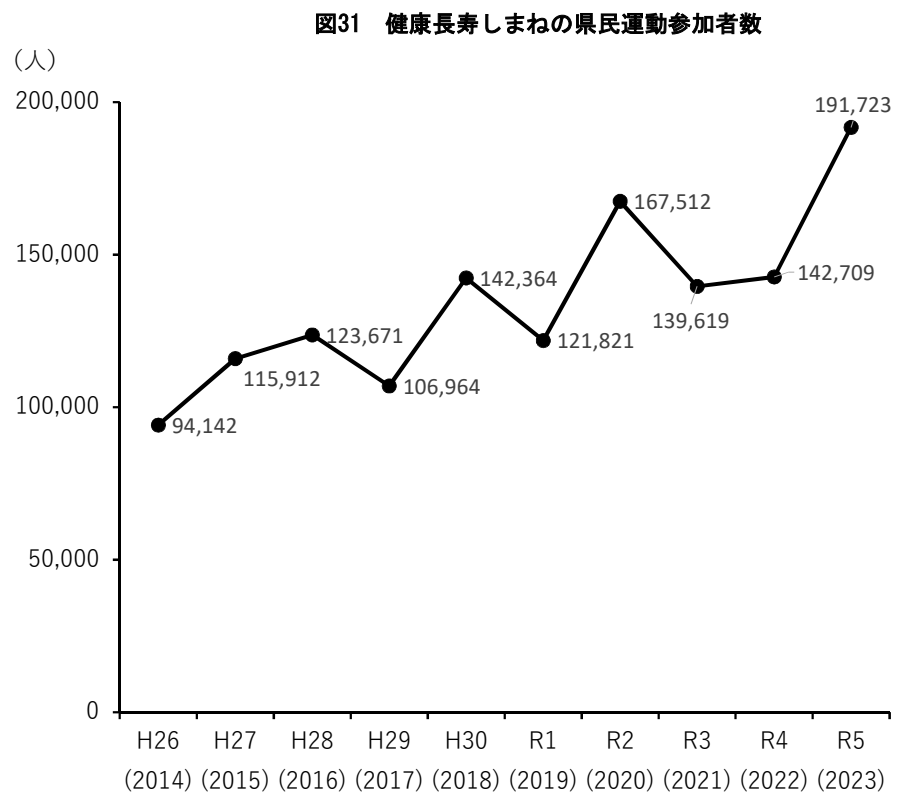


資料：厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」

図31 健康長寿しまねの県民運動参加者数

健康長寿しまね推進会議が主催、共催にて実施する各種啓発キャンペーン、イベント、出前講座などへの延べ参加者数は、増加傾向にあります。

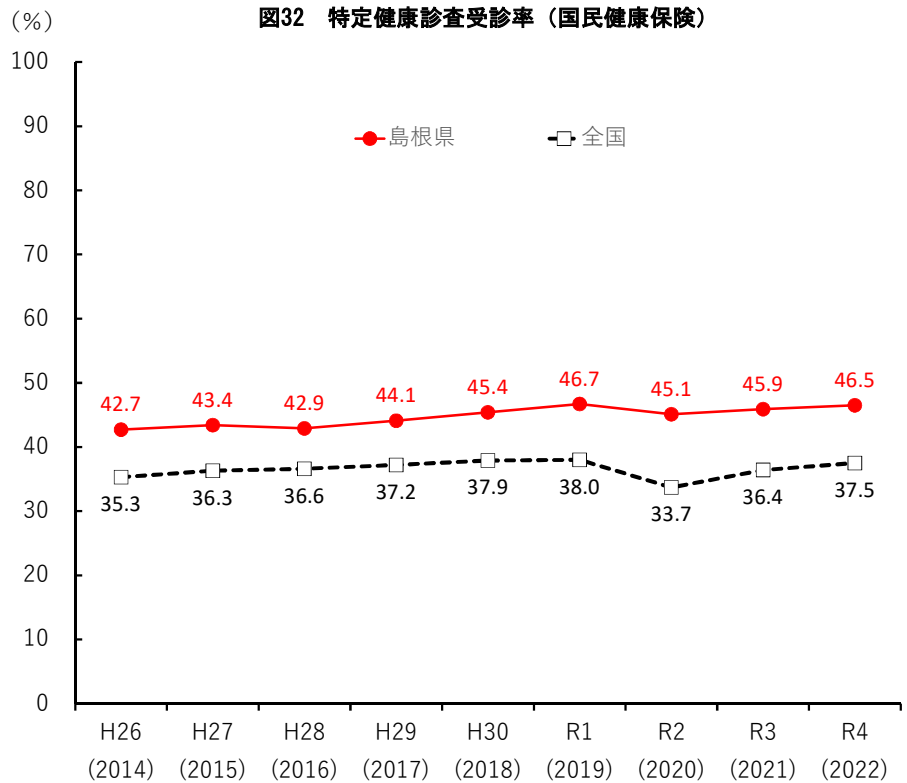
目標値：305,171人 (R8)



資料：島根県健康推進課調査

**図32 特定健康診査受診率
(国民健康保険)**

特定健康診査受診率(国民健康保険)は平成26年度以降全国平均を上回っており、令和4年度は46.5%となっています。

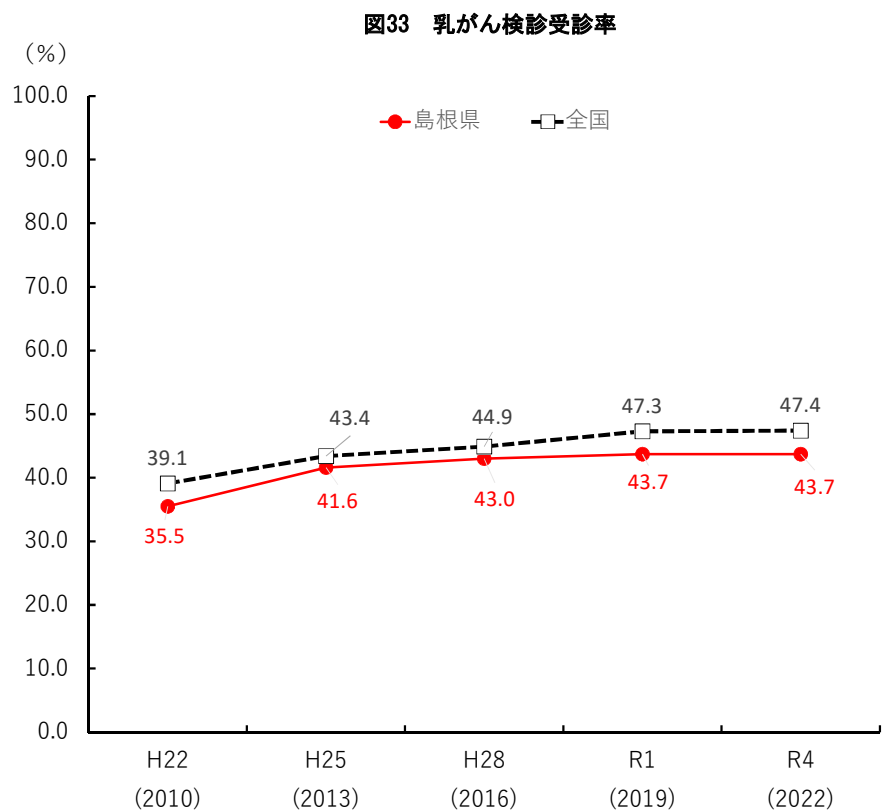


資料：厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導の実施状況」

図33 乳がん検診受診率

乳がん検診の受診率は緩やかに増加していますが、全国平均を下回っています。

目標値：60.0%(R10)

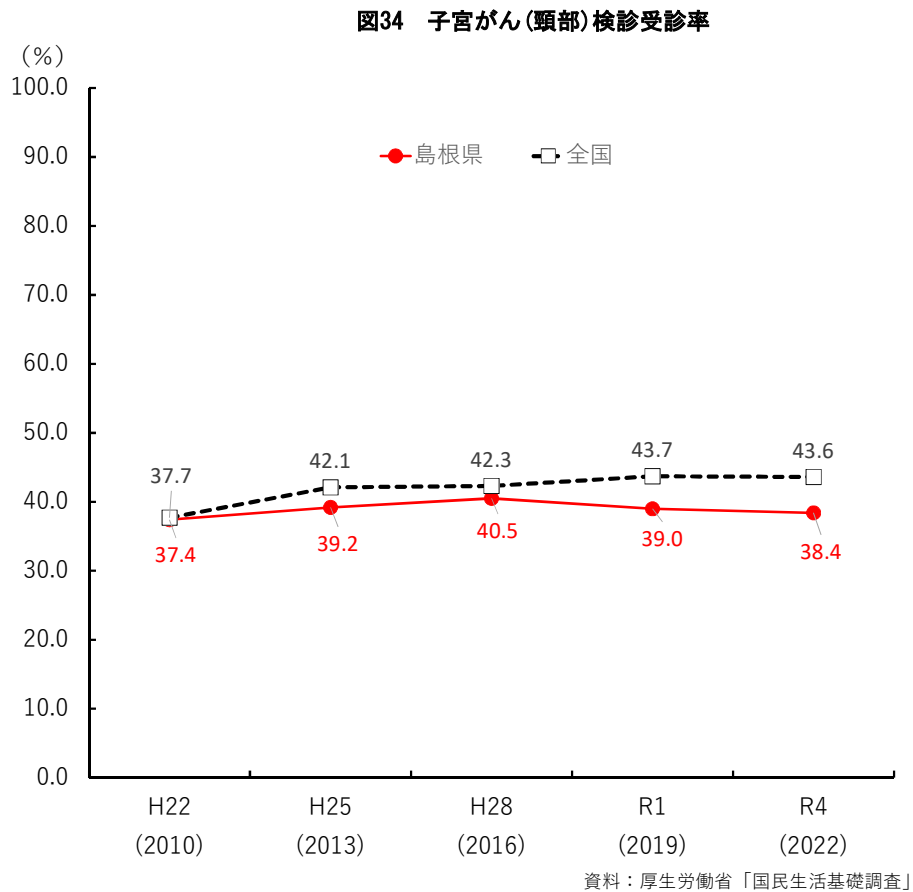


資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

図34 子宮がん(頸部)検診受診率

子宮がん(頸部)検診の受診率は全国平均を下回っており、令和4年度は38.4%となっています。

目標値：60.0%(R10)

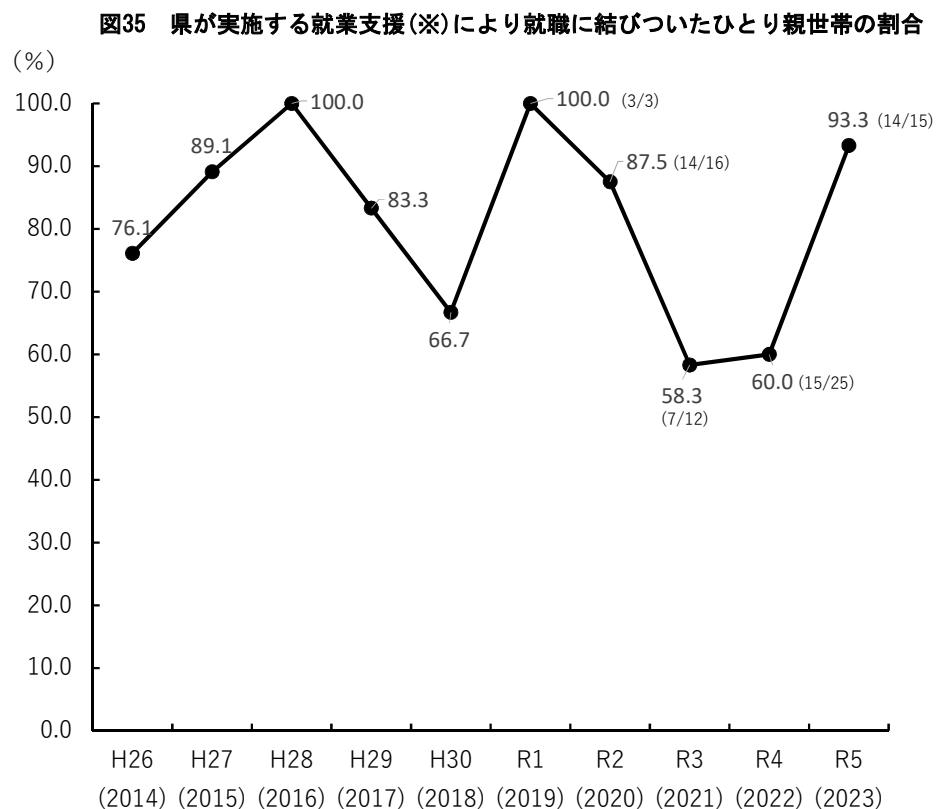


⑦ 誰もが安心して暮らせる
環境の整備をめぐる状況

図35 県が実施する就業支援により就職に結びついたひとり親世帯の割合

新規求職者等の人数(分母)の裾野を広げていきながら、就職する方の割合が目標値を超えるよう支援します。

目標値：80.0%(R8)



※ (一財) 島根県母子寡婦福祉連合会への委託により実施している母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援

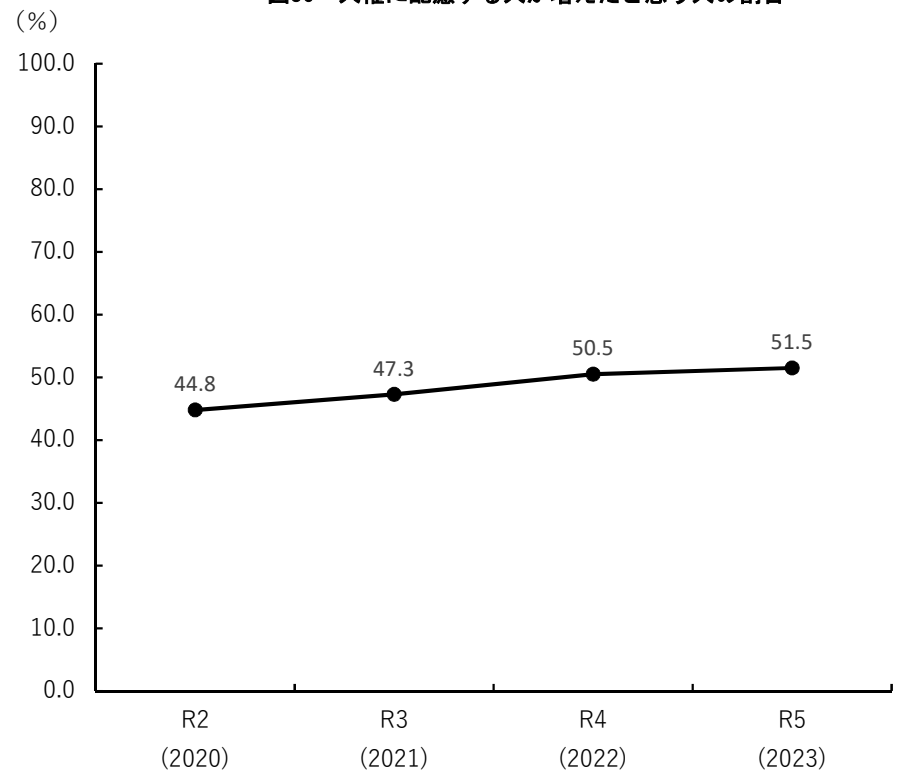
資料：島根県青少年家庭課調査

図36 人権に配慮する人が増えたと思う人の割合

人権に配慮する人が増えたと思う人の割合は少しずつ増加していますが、依然多くの人権課題が残されている実態があります。

目標値：55.0%（R8）

図36 人権に配慮する人が増えたと思う人の割合



資料：島根県「県政世論調査」

2. 市町村における男女共同参画の状況

令和6年4月1日現在

市町村名	目標数値		審議会等数		延総委員等数	延女性委員数	女性委員比率	(1) 自治法180条の5に基づく委員会					(2) 自治法202条の3に基づく審議会				
	目標年度	数値[%]	うち女性を含む審議会等					委員等数	女性のある委員等数	委員数	うち女性	割合	審議会数	女性のある審議会数	委員数	うち女性	割合
1 松江市	R8	40	94	94	1,185	443	37.4	6	5	40	11	27.5	94	94	1185	443	37.4
2 浜田市	R9	40	36	28	473	129	27.3	6	4	35	7	20.0	30	24	438	122	27.9
3 出雲市	R8	40	53	50	888	275	31.0	6	5	45	9	20.0	40	37	619	219	35.4
4 益田市	R7	40	54	48	826	249	30.1	6	4	33	9	27.3	43	40	539	155	28.8
5 大田市	R9	40	49	46	599	227	37.9	6	4	34	8	23.5	25	24	303	112	37.0
6 安来市	R6	40	48	36	630	160	25.4	6	2	34	3	8.8	34	27	531	127	23.9
7 江津市	R8	40	43	39	552	171	31.0	5	3	24	5	20.8	23	22	237	60	25.3
8 雲南市	R6	40	43	39	480	136	28.3	6	4	37	7	18.9	34	32	399	115	28.8
市計			420	380	5,633	1,790	31.8	47	31	282	59	20.9	323	300	4,251	1,353	31.8
9 奥出雲町	R8	40	27	21	307	75	24.4	5	2	31	3	9.7	22	19	276	72	26.1
10 飯南町	R8	40	14	13	153	44	28.8	5	4	32	8	25.0	13	10	117	25	21.4
11 川本町	R8	40	25	20	228	56	24.6	5	2	19	4	21.1	20	18	209	52	24.9
12 美郷町	R8	40	25	17	257	40	15.6	5	4	18	5	27.8	20	13	239	35	14.6
13 邑南町	R8	30	38	28	553	121	21.9	5	2	27	3	11.1	23	18	365	68	18.6
14 津和野町	R10	40	44	37	473	103	21.8	5	4	25	6	24.0	24	21	290	60	20.7
15 吉賀町	R8	40	22	17	210	71	33.8	5	3	25	4	16.0	17	14	185	67	36.2
16 海士町	R12	40	18	13	152	21	13.8	5	3	19	3	15.8	13	10	133	18	13.5
17 西ノ島町	R10	30	23	19	163	37	22.7	5	3	21	3	14.3	18	16	142	34	23.9
18 知夫村	R13	40	15	10	90	21	23.3	5	2	19	4	21.1	10	8	71	17	23.9
19 隠岐の島町	R8	40	30	23	336	69	20.5	5	2	22	3	13.6	25	21	314	66	21.0
町村計			281	218	2,922	658	22.5	55	31	258	46	17.8	205	168	2,341	514	22.0
広域	浜田市							-	-	-	-	-	2	2	99	38	38.4
	益田市							2	1	5	1	20.0	2	2	60	29	48.3
	江津市							1	1	3	1	33.3	-	-	-	-	-
	雲南市							-	-	-	-	-	2	2	60	31	51.7
	川本町							-	-	-	-	-	1	1	16	8	50.0
広域計								3	2	8	2	25.0	7	7	235	106	45.1
合計			701	598	8,555	2,448	28.6	105	64	548	107	19.5	535	475	6,827	1,973	28.9

令和6年4月1日現在

市町村名	管理職職員数			議員定数	議員実数		任期満了 年 月 日	条 例	基本計画 ◎は、女性活躍推進法の推進計 画と一体の計画
	うち 女性管理職	女性比率			うち女性	女性比率			
松江市	202	52	25.7	34	31	6	19.4	R7.4.23	◎
浜田市	88	18	20.5	22	21	2	9.5	R7.10.22	◎
出雲市	179	44	24.6	30	29	2	6.9	R7.4.16	◎
益田市	62	12	19.4	20	20	3	15.0	R9.9.8	◎
大田市	100	28	28.0	18	18	1	5.6	R8.4.10	◎
安来市	83	22	26.5	18	18	2	11.1	R7.10.31	◎
江津市	31	8	25.8	16	16	2	12.5	R8.5.31	◎
雲南市	125	31	24.8	19	19	3	15.8	R6.11.27	◎
市 計	870	215	24.7	177	172	21	12.2		
奥出雲町	41	11	26.8	14	14	2	14.3	R7.4.30	◎
飯南町	17	6	35.3	10	10	1	10.0	R7.7.31	◎
川本町	12	3	25.0	9	9	0	0.0	R10.4.24	◎
美郷町	13	2	15.4	12	12	1	8.3	R7.7.31	検討していない
邑南町	18	2	11.1	13	13	2	15.4	R7.4.30	検討していない
津和野町	12	1	8.3	12	11	2	18.2	R8.4.30	◎
吉賀町	11	3	27.3	12	12	1	8.3	R7.10.29	検討していない
海士町	14	1	7.1	10	10	2	20.0	R9.4.30	◎
西ノ島町	9	0	0.0	10	9	0	0.0	R7.2.28	◎
知夫村	5	1	20.0	8	8	0	0.0	R9.4.29	◎
隠岐の島町	26	2	7.7	16	16	3	18.8	R7.4.30	検討していない
町村計	178	32	18.0	126	124	14	11.3		
合 計	1,048	247	23.6	303	296	35	11.8	策定数12	策定数19

基本目標Ⅰ あらゆる分野で女性が活躍できる環境をつくる（女性活躍の推進）

-39-

重点 目標	基本 方向	令和5年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課	施策 番号
		●しまね女性活躍推進事業 ○女性のためのスキルアップセミナー ①ステップアップ編 テーマ：「リスクリングの始め方」 講 師：丸山実子（島根大学地域未来協創本部人材育成・キャリアデザインプログラム部門長、准教授） 開催日：＜浜田会場＞令和5年7月4日 ＜松江会場＞令和5年7月6日 ＜雲南会場＞令和5年7月11日 対象者：県内の企業・団体等で働く若手、中堅の女性 参加者：56名 ②スキルアップ編 テーマ：「職場での影響力向上～わたしたちのことは、わたしたちも関わって決める！～」 講 師：竹本紀子（キャリアヴィーボ代表、認定ダイバーシティクロスローダー） 沖本るり子（株式会社CHEERFUL代表取締役 1分トークコンサルタント） 大澤貴子（コーチングルームOsawa） 開催日：＜松江会場＞第1回：令和5年8月24日 第2回：令和5年9月21日 第3回：令和5年10月12日 ＜大田会場＞第1回：令和5年8月23日 第2回：令和5年9月20日 第3回：令和5年10月18日 対象者：県内の企業・団体等で働く若手・中堅の女性 参加者：＜松江会場＞第1回：22名 第2回：18名 第3回：19名 ＜大田会場＞第1回：22名 第2回：22名 第3回：21名 ③レベルアップ編 テーマ：「仕事と人生を豊かにする6つの法則」 講 師：山本幸美（株式会社ブラウド代表取締役社長） 開催日：＜大田会場＞令和5年12月14日 ＜松江会場＞令和5年12月15日 対象者：県内で働く中間管理職や女性リーダー、またはその候補者である中堅女性社員 参加者：松江会場：18名 大田会場：12名 ④大交流会 テーマ：「女性活躍から始めるDE&I 転機とポジティブに付き合うには」 講 師：山田実和（積水ハウス株式会社執行役員） 開催日：令和6年2月28日 対象者：県内の企業・団体等で働く女性社員、女性リーダー・女性管理職 参加者：60名 ○女性の起業支援事業 様々なライフステージで「何かはじめたい」と考える方に向けて交流会を開催し、より企業について学びたい方へ連続セミナーを開催。 ＜交流会＞ テーマ：「好きを仕事にするスモールステップ交流会」 開催日：＜江津会場＞令和5年10月7日＜松江会場＞令和5年10月22日 対象者：起業に興味のある女性 参加者：＜江津会場＞会場16名オンライン8名 ＜松江会場＞会場19名オンライン9名 ＜セミナー＞ 講 師：湊容子（おけいこドットコム合同会社CEO） 開催日：①令和5年11月25日、②令和5年12月2日、③令和5年12月16日 対象者：起業に興味のある女性 参加者：①会場11名オンライン13名、②オンライン17名、③会場12名、オンライン7名	5,533	女性活躍推進課	4
		●就労体験付きパソコン講習 ・子育てなど時間の制約が多い女性で、非正規から正規職員を目指す方を対象に、参加しやすく、必要なデジタルスキル等を学ぶことのできる講習を実施 ・23人（東部14人、西部9人）が参加 ①パソコン講習 ・パソコン操作の基礎、文書作成・表計算ソフトの基礎などを学習 ・非正規等で就労中の方などが参加しやすいよう、17時30分以降の講習開始とし、また子育て中の方が参加できるように託児サービスも実施 ②就労体験 ・就職の選択肢を広げるための就労体験を実施（17社延べ32人の受入） ③キャリアセミナー・カウンセリング ・受講者が自身のキャリアを考えるため、キャリアコンサルタントによる集合形式でのセミナーを実施したほか、希望者には個別カウンセリングを実施し、働き続ける上での困りごとの相談対応や就労支援情報の提供などを行った。	7,423		5

重点 目標	基本 方向	令和5年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課	施策 番号
		●就職情報サイトの運営 ・就職活動を行う学生等に対して、県内企業情報の提供を実施 ・アプリを活用した新たな情報発信手法を構築 ・女子学生「しまねジョブガール」が県内企業を取材し、女子の視点で企業情報を発信掲載企業数15社 動画再生回数33.6万回 ・県外在住の女子学生と県内企業を結びつける企業交流会等を実施 オンライン版1回 参加者数24人 対面版2回 参加者数19名 ・文系の女子学生を対象に、文系出身の女性社員が活躍している職種のPRを実施 大学等におけるPR 実施回数3回 参加者数57人 企業訪問バスツアー3回 参加者数15人	23,186	雇用政策課	6
		●離転職者等再就職訓練 ・民間の教育訓練機関等に委託し、多様な職業訓練コースを設け、求職者の早期再就職促進を図った。 ・コース数：51コース、定員：562人、入校者数：450人	232,986		7
		●えんネット ・出産・育児・介護等による女性医師等の離職防止、復職支援等の推進を図り、仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境を整備しキャリアサポートを推進する。（島根大学医学部地域医療支援学講座へ委託） ・相談窓口の設置 ・復職支援プログラム作成支援 ・女性医師等ネットワーク形成 ・研修会託児等支援	7,538	医療政策課	8
		●ナースセンター ・看護職免許保持者に対する潜在化防止・就業促進、離職防止、復職支援等の事業を実施することで、県内医療機関の看護職員の確保・定着を推進する。（島根県看護協会へ委託） ・就業等に関する相談支援 ・移動ナースバンク（公共職業安定所等との連携による看護職向け求人情報の紹介等） ・看護職再就業チャレンジ講習会の開催 ・看護職離職者実態調査の実施	15,405		8
		●看護職員等の離職防止・再就業促進対策 ・民間病院の院内保育所運営費を補助 ・新人看護職員の早期離職防止のための研修経費を補助 ・県ナースセンターを指定し、無料職業紹介、就業支援研修会等を実施 ・医療勤務環境改善支援センター事業として、医療機関が自主的に行う勤務環境改善に向けた取組を支援	80,202		8
		●訪問看護師確保対策事業 ・看護師資格をもつ潜在的な看護師を訪問看護ステーション等に從事させ、訪問看護師の確保を図っている。（25名）	31,337	高齢者福祉課	8
		●介護福祉士資格取得促進事業 ・介護職員が介護福祉士の資格を取得するため実務者研修を受講する際の代替職員の雇用経費を支援。（9施設13名）また、離島や中山間地の介護職員の受講機会を増やすためのスクーリング開催経費を補助。（隠岐1施設）	1,580		8
		●潜在介護福祉士の再就職促進事業 ・再就職コーディネート支援事業（離職者届出制度の利用・離職者と事業所とのマッチング等）を実施。（登録者数764名 うち就職者数39人）	20,431		8
		●新人介護職員に対するエルダーメンター制度等導入支援事業 ・職員の早期離職防止及び定着支援を図るための研修を行っている。（8事業所実施）	2,259		8
		●新任介護職員定着支援事業 ・介護業務の浅い職員に初任者研修を受講させる人件費や受講料を助成している。（対象9人）	1,057		8
		●中高年齢者等への入門的研修事業 ・中高年齢者への入門的研修等により、介護分野への就労者の裾野拡大を図っている。（市町村が行う研修を支援 9市町村）	—		8
		●保育士・保育所支援センター運営等事業費 ・潜在保育士の就職支援等を行う「保育士・保育所支援センター」を運営	11,997	子ども・子育て支援課	9

重点 目標	基本 方向	令和5年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課	施策 番号
		〈ウ〉企業等における人材の育成・キャリアアップ・定着 ●研修会などを活用した企業、団体等の役員への働きかけ ・しまね働く女性きらめき応援塾2023レベルアップ編 様々な分野で働く女性リーダーとその候補者を対象に、リーダーとしての資質や自身のキャリア形成への意欲向上を図るために研修を行った。 テーマ：「仕事と人生を豊かにする6つの法則」 講 師：山本幸美（株式会社ブラウド代表取締役社長） 開催日：＜松江会場＞令和5年12月14日 ＜大田会場＞令和5年12月15日 対象者：県内で働く中間管理職や女性リーダー、またはその候補者である中堅女性社員 参加者：松江会場：18名 大田会場：12名 ・イクボスセミナー意識編 部下の仕事と育児や介護など私生活との両立を考え、そのキャリアと人生を応援しながら、期待される効果をあげ、自らも人生を楽しむことができる上司（イクボス）の考え方を広めるため、企業経営者・管理職等を対象とした研修を行った。 テーマ：「なぜイクボスの経営が社員も会社も幸せにするのか」 講 師：安藤哲也 氏（特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン代表理事） 開催日：令和5年7月18日 対象者：企業・団体等の経営者・管理職またはその候補者の方 参加者：78名（オンライン参加、録画視聴含む） ・イクボスセミナー行動編 イクボスの経営や管理についての考えの共有し、自社の課題の原因を探り、解決方法を考える参加型の連続セミナーを実施。 講 師：福井正樹 氏（合同会社WLBC関西執行役員） 開催日：＜松江会場＞令和5年8月30日・令和5年10月4日 ＜浜田会場＞令和5年8月29日・令和5年10月3日 対象者：企業・団体等の経営者・管理職またはその候補者の方 参加者：＜松江会場＞12名＜浜田会場＞12名 ・先進企業視察&交流付きセミナー 誰もが安心して働くことのできる職場の風土づくりを促進するため、女性活躍や「イクボス」の取組を積極的に行っている企業への視察&交流付きセミナーを東部・西部の2か所で実施した。 会 場：株式会社さんびる（東部） 株式会社コガワ計画（西部） 開催日：令和5年11月1日（東部） 令和5年11月28日（西部） 対象者：企業の経営者・管理職対象・総務・人事担当者等 参加者：21名（東部） 16名（西部） ・「しまねイクボスネットワーク」の形成 自らも「イクボス宣言」を行い、「イクボス」の取組を県内全体に広めるという趣旨に賛同する企業の代表者で構成する「しまねイクボスネットワーク」の形成や、加入企業の取組紹介を行い、「イクボス」の取組の推進を行った。 加入企業：57社（令和6年3月現在） ・「しまねイクボスネットワーク」企業交流会の開催 「しまねイクボスネットワーク」加入企業を対象に、取組のブラッシュアップのため、企業の学びあいの機会として企業交流会を会場・オンラインのハイブリット開催した。 講 師：つなぐる株式会社（奈良県） 代表取締役 井口敬之 氏 株式会社ヤマコー（京都府） 総務課長 田中詔子 氏 開催日：令和5年2月2日 対象者：「しまねイクボスネットワーク」加入企業の経営者・管理職・人事・総務担当者・従業員 参加者：20名	9,420	女性活躍推進課	10
		●スリーステージ研修 地域を担う人材の育成・定着のため、内定者、新入社員、若手社員などの各段階に応じた研修を行った。 ・内定者研修実績：51校 ・新入社員・若手社員研修実績：203社 ●経営者・管理職向けセミナー「人財塾」 いきいきと働き続けられる職場づくりの牽引役である経営者・管理職等を対象とした公開講座、先進企業視察等を実施 ・受講者実績：27名	11,484	雇用政策課	11

重点 目標	基本 方向	令和5年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課	施策 番号
		●しまね女性の活躍応援企業登録制度 女性の活躍推進に向けて積極的に取り組む企業を「しまね女性の活躍応援企業」として登録 ・登録企業数 380社（令和5年度末） ●女性活躍・子育て応援企業認定等促進事業 令和4年度に開設した女性活躍・子育て応援企業特設サイトについて、令和5年度も継続開設し、女性活躍・子育て支援に取り組む企業の情報発信を実施した。	33	女性活躍推進課	12
		●「しまね働く女性きらめき大賞」表彰【再掲】 P39参照	335		13 (再掲1)
		〈エ〉女性が自ら企画し、実践する地域活動の促進			
		●公益信託しまね女性ファンドにより、女性を中心としたグループの活動を支援 ・採択件数：22件 うち新規事業：13件	(採択額) 8,010	女性活躍推進課	14
		〈オ〉多様な主体による連携体制			
		●しまね働く女性きらめき応援会議 経済団体をはじめとした関係団体や行政機関等で組織する「しまね働く女性きらめき応援会議」の開催 ①「しまね働く女性きらめき応援会議」開催 開催日：令和6年3月18日 ②「しまね働く女性きらめき応援会議ワーキングチーム会議」開催 開催日：令和5年8月30日 ワーキングチーム全体会議	293	女性活躍推進課	15
重点目標2 安心して家庭や仕事に取り組むことができる環境づくり					
		(1) 子育て世代に向けた支援の充実			
		〈ア〉市町村における切れ目のない相談・支援体制づくりの支援			
		●妊娠・出産包括支援事業 ①母子保健従事者研修会（令和5年8月30日） テーマ「多職による妊娠期からの切れ目のない支援～虐待予防に資する母子保健施策について～」(講演、演習、取組紹介) 参加者数：68名	132	健康推進課	16
		●産後のケア事業 ・市町村が実施する産後のケア事業の取組が充実するよう、市町村への働きかけと支援を実施	21,692		17
		●地域の子育て支援事業 市町村が地域の実情に応じ実施する地域子ども・子育て支援事業に対し、助成を行った。 *事業内容（主なもの） ・病児保育支援事業 ・一時預かり事業 ・延長保育事業 ●しまねすくすく子育て支援事業 地域の子育て支援環境の充実を図るため、国の補助の対象とならない保育事業や保育ニーズに対応した市町村の取り組む子育て支援事業に対し助成した。 *事業内容 ・子どもの預かりへの支援（県単一時保育事業他） ・子育て家庭に対する支援（県単地域子育て支援センター事業他） ・子どもの育ちへの支援（子育て講座、地域交流活動事業他） ・特に支援が必要な家庭等への支援（障がい児等保育対策事業、預かり事業他） ・施設の危機管理への支援（非常用食料等備蓄推進事業）	542,602	子ども・子育て支援課	17
		●児童相談所の相談・支援体制の強化、市町村の児童相談体制の充実を支援 ①児童相談の対応状況 ・児童相談所：2,480件 ・市町村：855件 ②子どもと家庭電話相談事業：「子どもと家庭電話相談室」の開設 ・相談件数 509件 ③市町村相談体制事業：市町村職員の研修実施 ・開催 3回 参加者数：179名 ④主任児童委員研修事業：主任児童委員の専門性向上のための研修 ・開催 1回 参加者数：174名	7,258	青少年家庭課	18

重点 目標	基本 方向	令和5年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課	施策 番号
		〈イ〉産前・産後のサポート体制の充実 ●妊娠・出産包括支援事業【再掲】 P43参照 ●母子保健推進事業 母子保健指導者研修（オンデマンド配信） 受講者数 112名 ●産前・産後訪問サポート事業 ・市町村が実施する産前・産後の家事・育児援助の取組が充実するよう、市町村への働きかけと支援を実施 ●産後のケア事業【再掲】 P43参照	22,738	健康推進課	19 (1段目 再掲16) (4段目 再掲17)
		〈ウ〉保育所の待機児童の解消 ●市町村と連携した定員管理や保育料の軽減 ①待機児童ゼロ化事業 待機児童発生市町村において、保育定員を増やし、年度途中の入所受け入れを積極的に行う保育所等に対して、保育士の人件費の一部を助成 ・2市 6施設 90名の定員増 ②第1子・第2子に係る保育料軽減事業、第3子以降保育料軽減事業 子育てに係る経済的負担を軽減するため、市町村が実施する保育料軽減事業に対し助成	349,160	子ども・子育て 支援課	20
		〈エ〉放課後児童クラブへの支援 ●放課後児童クラブ支援事業（放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブ拡充支援事業） 放課後児童クラブが閉所する時間を、平日19時以降、夏休み期間中等の長期休業中に開所する時間を7時半以前とするために必要な人件費の一部を補助 ・平日19時まで開所している放課後児童クラブ数 95か所 ・長期休業中7時半以前に開所している放課後児童クラブ数 83か所 ●放課後児童クラブ施設整備 ・5市町13施設 ●放課後児童支援員認定資格研修事業 ・9会場11回実施 ・修了者数247名 ●放課後児童クラブ巡回等支援事業 ・3名のスーパーバイザーが県内の放課後児童クラブを巡回し、課題の聞き取りや児童支援に対する助言を実施。 ・市町村に対して、巡回結果のフィードバックを実施	656,666 37,335 15,869	子ども・子育て 支援課	21 22 23
		〈オ〉県全体の子育て応援促進 ●島根子育て応援パスポート事業（パスポートのデジタル化） 現行のプラスチックカード（各家庭1枚）に加え、スマートフォンで表示できるようデジタル化を図る。 ・こころアプリ利用者数：26,117人（令和6年3月末） ●「島根みんなで子育て応援賞」事業 ・受賞者 地域での子育て応援ボランティア等に取り組む個人15名 県内全域を活動範囲として組織される子育て支援団体の役員6名	7,726 153	子ども・子育て 支援課	24 25
		〈カ〉企業等と連携した仕事と子育て両立支援推進 ●しまね子育て応援企業（こころカンパニー）認定制度 子育て支援（仕事と家庭の両立支援）に積極的に取り組む企業を「こころカンパニー」として認定。 さらに優れた取組をしている企業を「プレミアムこころカンパニー」として表彰。 ①こころカンパニー認定 466社（令和5年度末） ②プレミアムこころカンパニー表彰 10社 ●女性活躍・子育て応援企業認定等促進事業【再掲】 P43参照	392	女性活躍推進課	26 (下段は 再掲12)
		〈キ〉男性の育児等への参加の促進 ●しまね・とっとりワーク・ライフ・バランスキャンペーン 鳥取県と連携し、共通のロゴ、キャッチコピー等を用いて、ワーク・ライフ・バランスの実践につながる「家事シェア」や「男性の家事・育児参画」を当たり前のこととして捉える機運を醸成することで、性別に関わりなく多様な分野で能力を発揮し、活躍できる環境づくりを目指して、広域広報を実施 「社会全体の機運醸成」と「企業風土の醸成」の2つのテーマでの情報発信に加え、男性の家事・育児参加を応援するミニ番組を4回放送した。 ●「家事手帳」・「パパの育児手帳」の配布 家庭の中での役割分担や男性の家事・育児参加について考えるきっかけづくりのため、令和2年度に作成した「家事手帳」・「パパの育児手帳」について、市町村窓口を通じた配布を継続して実施 また、より多くの方が手軽に閲覧できるよう、両手帳について電子書籍化した内容について、しまね子育て応援パスポート「こころ」アプリから閲覧できる環境を継続して整備した。	1,990	女性活躍推進課	27

重点 目標	基本 方向	令和5年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課	施策 番号
		〈ク〉多世代同居・近居の促進 ●しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業 【事業内容】 ・子育て負担の軽減や、安全で安心な子育て環境を整備するための改修に対する助成 ・高齢者等が安全で安心して生活するためのバリアフリー改修に対する助成 （助成額の上限加算） ・子育て世帯とその親世帯が同居・近居する場合 ・空き家バンク登録住宅を購入して改修する場合 ・一定の耐震改修を行う場合 【助成件数】 ・543件（内、子育て配慮改修472件）	162,742	建築住宅課	28
		(2) 子ども・介護や仕事に取り組むことができる環境づくり			
		〈ア〉男性の子育て・介護・家事の分担の促進 ●男性の家事・育児参加促進事業 ①しまね・とっとりワーク・ライフ・バランスキャンペーン【再掲】 P44参照 ②両親（父親）セミナー 初めて家庭に赤ちゃんを迎える夫婦等を対象に、令和2年度に作成した「家事手帳」・「パパの育児手帳」を活用し、妊娠、出産、育児の各場面で大切にしたい心構えや技術について学ぶことのできるセミナーを開催 開催日及び開催会場 令和5年7月1日 海士町 令和5年9月16日 雲南市 令和5年10月1日 浜田市 令和5年10月28日 松江市 令和5年11月25日 出雲市 参加者：計40組参加 ③企業内子育て支援セミナー 従業員の仕事と家庭の両立のための職場の風土づくりを促すため、職場に助産師を派遣し、職場における妊婦への配慮や子育て世帯への理解促進、男性が家事や育児を主体的に行うことの大切さなどを伝えるセミナーを県内11社にて実施 ④男性育休取得促進のための特設サイト開設及び動画制作 男性育休取得促進のため、特設サイトを開設 併せて、社内研修用動画（経営者・管理職向け、従業員向け）を制作し、特設サイトへ掲載 ⑤「家事手帳」・「パパの育児手帳」の配布【再掲】 P44参照 ⑥男性の家事・育児応援動画の制作 知事が高校生と一緒に料理を行い、男性の家事や育児を呼びかける動画を制作し公開	10,330	女性活躍推進課	29 (①⑤は再掲27)
		●男性のための介護のミニ講座 家庭における主な介護者は女性が多いことから、男性の介護への参加を促すため、男性のための介護のミニ講座を実施した。 令和5年10月益田市で実施 参加者31名 令和6年2月出雲市で実施 参加者32名	942	高齢者福祉課	30

重点 目標	基本 方向	令和5年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課	施策 番号
		●男女共同参画の理解促進事業 ①地域に向けた男女共同参画推進事業（2回、参加者数164名） ・江津会場 内 容：講演 テーマ：「笑いながら 学ぶ！気づく！考える！江津の未来 ～地方を変える！？ジェンダー平等～」 講 師：瀬地山 角（東京大学大学院総合文化研究科教授） 開催日：令和5年10月15日 対象者：江津市民 参加者数：136名 ・大田会場 内 容：寸劇・講義・ワークショップ テーマ：「うちのルールで家庭円満～教育、仕事、結婚、子育て、介護など 私たちの暮らしにおけるジェンダーの今昔を知り、家庭や地域で心 地よく生活するためのヒントを学びます～」 講 師：中村 圭（島根県立大学国際関係学部准教授） 開催日：令和5年10月21日 対象者：大田市民 参加者数：28名 ②市町村、団体等の男女共同参画に関する相談対応（相談件数51件） ・一般相談 43件 ・市町村男女共同参画条例・計画策定に関する相談 3件 ・男女共同参画視点での防災に関する研修対応 5件	594	女性活躍推進課	31
		●若者に向けた男女共同参画推進啓発事業（4か所、参加者・視聴総数468名） ・島根県立大学（出雲キャンパス） 内 容：講義 テーマ：「#ジェンダー平等ってなんですか？」 講 師：櫻井彩乃（#男女共同参画ってなんですか代表、任意団体GENCOURAGE （ジェンカレッジ）代表） 配信期間：令和5年7月14日～7月31日 対象者：看護学科、健康栄養学科の全学生 視聴回数：83回 ・島根県立大学（松江キャンパス） 内 容：講義 テーマ：「笑って学んで、未来を変える ジェンダー論 ～ジャンボ宝くじを必ず当てる方法？！～」 講 師：瀬地山角（東京大学大学院総合文化研究科教授） 開催日：令和5年10月16日 対象者：保育学科、文化情報学科の1年生と教職員 参加者数：80名 ・国立松江工業高等専門学校 内 容：講義 テーマ：「ジェンダー論でジャンボ宝くじを必ず当てる！ ～理工系は男の方が向いている？？～」 講 師：瀬地山角（東京大学大学院総合文化研究科教授） 開催日：令和6年1月19日 対象者：全学科の4年生と教員 参加者数：200名 ・島根県立農林大学校 内 容：講義 テーマ：「性別にとらわれないコミュニケーション ～自分を知り相手を知って、自信をもって社会へ歩みだそう～」 講 師：河野美知（株式会社ちいきおこし代表取締役） 開催日：令和4年12月16日（島根県立農林大学校大田本校、飯南校） 対象者：農学科、林業科の1・2年生と教職員 参加者数：105名	827		32
		●こころバースデー講座事業 33か所 ●生の楽習講座（小・中・高） 160か所 ●ライフプラン設計講座（高校・大学） 4か所 ●ライフプラン設計講座（社会人） 7か所	10,860	子ども・子育て 支援課	33
〈イ〉子育て・介護と仕事の両立に向けた職場環境の整備に対する支援の充実					
		●研修会などを活用した企業、団体等の役員への働きかけ【再掲】 ・イクボスセミナー意識編 ・イクボスセミナー行動編 ・先進企業視察&交流付きセミナー ・「しまねイクボスネットワーク」の形成 P42参照	6,053	女性活躍推進課	34・35 (再掲10 の一部)
		●しまね働き方改革宣言 島根県や島根労働局など関係機関により構成される「しまね働き方改革推進会議」において、採択された「しまね働き方改革宣言」の周知を図ることで、県内企業等の働き方改革の普及啓発を進めた。	—	雇用政策課	36

重点 目標	基本 方向	令和5年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課	施策 番号
		●女性活躍に係る行動計画策定支援アドバイザー派遣事業 島根県商工会議所連合会等へ委託し、女性活躍推進法及び次世代法に基づく一般事業主行動計画策定に向けた、アドバイザー等による支援（課題分析、数値目標・取組目標の設定等に対する助言）を実施した ・行動計画策定件数 19件 フォローアップ 17件	5,863	女性活躍推進課	37
		●女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金 県内企業等における女性活躍推進及び仕事と生活の両立支援に向けた取組を促進するため、「しまね女性の活躍応援企業」かつ「しまね子育て応援企業（こころカンパニー）」で従業員100人以下の企業等に対し、一般事業主行動計画に記載された数値目標に係る取組を実施するために必要な事業の一部を助成（補助金額：150千円～1,333千円）した。 ・交付件数 25件 24,386千円	24,386		38
		●しまねいきいき職場宣言 誰もがいきいきと働き続けられる魅力ある職場づくりと社員の職場定着を促進するため、働き方改革に向けた取組方針「しまねいきいき職場宣言」を宣言する企業を募集中小企業等が宣言内容を実現するために取り組む「職場づくり」「人づくり」「就労環境改善」を支援 ・「しまねいきいき職場宣言」の宣言企業 117社 ・人材育成計画に基づいて実施される社内研修経費の一部を助成 9社 ・多様な人材の活躍のために必要な環境整備を行う経費の一部を助成 30社	17,775	雇用政策課	39
		●労働者が豊かでゆとりのある生活を営むことができるよう、育児休業者等に対し生活資金の貸付をするため、「勤労者生活支援資金」の貸付を実施した。 ・融資実績：育児休業者生活資金 0件、介護休業者生活資金 0件	—		—
		●しまね女性の活躍応援企業表彰 女性の活躍推進に向けて積極的に取り組む事業主等を表彰 令和5年度受賞者：5社	202	女性活躍推進課	40
		●育児休業等取得後の継続雇用を奨励する中小・小規模事業者等への支援 県内に本社がある中小・小規模事業者等の従業員数50人未満の県内事業所に対して、従業員が産後復職し、職場復帰後3か月以上勤務した場合、奨励金を支給した。 （令和2年3月31日までに産前休業開始の場合） ※育児休業期間に応じて奨励金を支給 ①17か月以上 40万円／人（支給実績：0件） ②3か月以上17か月未満 20万円／人（支給実績：0件） ③3か月未満または産休のみ 10万円／人（支給実績：0件） （令和2年4月1日以降に産前休業開始の場合） ※旧制度申請実績や事業所規模に応じて支給 ①申請実績がなく、労働者30人未満 20万円／人（支給実績：111件） ②2回目以降の申請または労働者30人以上50人未満 10万円／人（支給実績：343件）	69,273		41
		●子育てしやすい柔軟な働き方ができる職場環境づくりに取り組む中小・小規模事業者等への支援 県内に本社がある中小・小規模事業者等の従業員数50人未満の県内事業所に対して、ア、イのいずれかの制度を令和2年4月1日以降に導入し、子育てしている労働者の一定の利用実績がある場合、奨励金を支給した。 ア 時間単位の年次有給休暇制度 イ 育児短時間勤務制度（3歳未満を除く） 【代替制度：フレックスタイム制度、始業終業時刻の繰上げ・繰下げ】 【支給額】10万円／1制度導入 上限額：20万円 【支給実績】135制度 ・時間単位の年次有給休暇制度 108件 ・育児短時間勤務制度（3歳未満を除く、代替制度を含む） 27件	26,066		42
		●しまね子育て応援企業認定要綱に基づき認定された企業は、中小企業制度融資の『まち・ひと・しごと創生資金』の融資対象者として、一般融資に比べ融資利率等を優遇した。 ・融資実績：0件	—	中小企業課	44

重点 目標	基本 方向	令和5年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課	施策 番号																																								
		●令和4～6年度島根県建設工事入札参加資格審査において、土木一式工事、建築一式工事、法面処理工事及びアスファルト舗装工事の格付に伴い、「こころカンパニー」及び「しまねの女性の活躍応援企業」の認定等を受けている業者、「プレミアムこころカンパニー知事表彰を受賞した企業」及び「しまねの女性の活躍応援企業知事表彰を受賞した企業」に加点した。加点状況は以下のとおりである。 <table><tr><td></td><td>審査業者数</td><td>加点対象業者数 (こころカンパニー)</td><td>加点対象業者数 (Pこころカンパニー知事表彰)</td></tr><tr><td>・土木一式工事</td><td>539社</td><td>161社</td><td>8社</td></tr><tr><td>・建築一式工事</td><td>267社</td><td>94社</td><td>8社</td></tr><tr><td>・法面処理工事</td><td>75社</td><td>37社</td><td>3社</td></tr><tr><td>・舗装工事</td><td>53社</td><td>23社</td><td>0社</td></tr></table> <table><tr><td></td><td>審査業者数</td><td>加点対象業者数 (女性の活躍応援企業)</td><td>加点対象業者数 (女性の活躍応援企業知事表彰)</td></tr><tr><td>・土木一式工事</td><td>539社</td><td>83社</td><td>4社</td></tr><tr><td>・建築一式工事</td><td>267社</td><td>54社</td><td>5社</td></tr><tr><td>・法面処理工事</td><td>75社</td><td>21社</td><td>2社</td></tr><tr><td>・舗装工事</td><td>53社</td><td>12社</td><td>2社</td></tr></table>		審査業者数	加点対象業者数 (こころカンパニー)	加点対象業者数 (Pこころカンパニー知事表彰)	・土木一式工事	539社	161社	8社	・建築一式工事	267社	94社	8社	・法面処理工事	75社	37社	3社	・舗装工事	53社	23社	0社		審査業者数	加点対象業者数 (女性の活躍応援企業)	加点対象業者数 (女性の活躍応援企業知事表彰)	・土木一式工事	539社	83社	4社	・建築一式工事	267社	54社	5社	・法面処理工事	75社	21社	2社	・舗装工事	53社	12社	2社	—	土木総務課	44
	審査業者数	加点対象業者数 (こころカンパニー)	加点対象業者数 (Pこころカンパニー知事表彰)																																										
・土木一式工事	539社	161社	8社																																										
・建築一式工事	267社	94社	8社																																										
・法面処理工事	75社	37社	3社																																										
・舗装工事	53社	23社	0社																																										
	審査業者数	加点対象業者数 (女性の活躍応援企業)	加点対象業者数 (女性の活躍応援企業知事表彰)																																										
・土木一式工事	539社	83社	4社																																										
・建築一式工事	267社	54社	5社																																										
・法面処理工事	75社	21社	2社																																										
・舗装工事	53社	12社	2社																																										
		●労働相談員の配置 ・相談件数 195件	1,956	雇用政策課	45																																								
		●事務局相談 相談件数 54件 ●委員相談（労働委員による相談） 相談件数 8件 ●労働相談会 ＜出雲会場＞ 令和5年6月25日（日） 相談件数 6件 ＜隠岐会場＞ 令和5年8月26日（土） 相談件数 0件（西ノ島町） ＜隠岐会場＞ 令和5年8月27日（日） 相談件数 1件（隠岐の島町） ＜大田会場＞ 令和5年10月15日（日） 相談件数 0件 ＜松江会場＞ 令和5年10月29日（日） 相談件数 7件 ＜益田会場＞ 令和6年2月25日（日） 相談件数 0件	—	労働委員会	45																																								
		●個別労働関係紛争 あっせん申請件数 6件	—		46																																								
		●仕事と生活の両立のための環境づくり・制度周知 ・管理職の人事評価において、「いきいきと働きやすい職場づくり」を考課項目の一つとして評価に適切に反映させることにより、取組の推進を図った。 ・年次有給休暇の取得促進や年末年始前後のまとまった休暇取得の奨励を図るため通知を行った。 ・男性職員の育児体験記及び写真を募集し、職員向けに紹介することで、男性の育児休業等の取得促進に向けた機運醸成を図った。 ・子の看護休暇の取得事由に学級閉鎖の際の子の世話を加え、子育てと仕事の両立のための環境整備を進めた（会計年度任用職員含む）。 ・管理職等を対象とした「イクボス研修」、「タイムマネジメント研修」の実施、「イクボス宣言」の推進により、管理職自らが職場環境改善を行う意識醸成を図った。 ・会計年度任用職員を含む職員を対象に、「パパママサポートセミナー」を開催し、妊婦体験等を交え、職場や家庭における子育てについて学ぶ機会を設けた。	—	人事課	47																																								
		●仕事と生活の両立のための環境づくり ・年次有給休暇及びリフレッシュ休暇の取得促進を図るため通知を行った。	—	県立病院課	47																																								
		●仕事と生活の両立のための環境づくり ・管理職の人事評価において、「いきいきと働きやすい職場づくり」を考課項目の一つとして評価に適切に反映させることにより、取組の推進を図った。 ・年次有給休暇や夏季休暇の取得促進、まとまった休暇の取得促進、休日に挟まれた日における会議の自粛、夏季休業中における学校閉庁日の設定など、教職員の休暇取得の推進を図る通知を行った。 ・子の看護休暇の取得要件の緩和や生理休暇の通称見直しなどの制度改正に伴い、関係規則の改正・周知を行い、休暇等の取得促進を図った。 ●時間外勤務縮減の取組（教育職員） ・よりきめ細やかな実態把握・分析 ・学校内での業務改善の取組（モデル校での研究実践、各学校の業務改善実践事例集の作成、働き方改革リーダーの養成、校務支援システムなどのICT活用） ・外部サポート人材の配置（学校アシスタント、スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員、地域指導者）	675,065	教育庁 総務課 学校企画課	47																																								

重点 目標	基本 方向	令和5年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課	施策 番号
		●職員のワークライフバランス実現のための施策 ①当直終了日の負担軽減制度を継続し、宿直勤務翌日の勤務を正午までとすることで、当直勤務を行った職員の精神的又は肉体的な疲労軽減を図った。 ②定時退庁日には継続的なアナウンスの他、帰宅を促すチャイム放送を行い、時間外勤務の縮減に向けた取組を行った。 ③警察職員採用パンフレットに、女性職員の活躍について掲載し、育児と仕事の両立やワークライフバランスに関する記事を掲載した。 ④夏季、年末年始期間の連続休暇の取得促進、休日に挟まれた日における会議の自粛等、職員が休暇を取得しやすい環境づくりを推進した。 ⑤全ての職員が責任と誇りを持って生き生きと働ける職場環境づくりを推進するため、各所属に設置している「職員が働きやすい職場環境づくり委員会」の活性化に取り組んだ。 ⑥職務情報管理システムを活用して勤務実態等を調査・分析し、時間外勤務の縮減、休暇の取得促進を図った。 ⑦職員向けに法律改正内容を盛り込んだ、子育て支援ブック、介護支援ブックを作成し、各種支援制度等への周知を図るとともに、男性職員の更なる育児参加促進のため、男性職員の配偶者に向け、引き続き、本部長の署名入りメッセージ及び育児休業等制度周知の執務資料を発出した。 また、男性職員対象の育児研修会を開催し、更なる育児休業等の取得促進を行った。 ⑧時差出勤制度及び在宅勤務制度の周知を図り、柔軟な働き方を推進した。	—	警察本部 警務課	47

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤をつくる

重点目標	基本方向	令和5年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課	施策 番号
重点目標3 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進					
(1) 県の政策・方針決定過程への女性の参画の推進					
●県の審議会等の委員への女性の参画率に係る取組 ①審議会等の委員への女性の参画を推進するため、審議会等の委員の委嘱時における事前協議の実施 ②女性委員の参画率50%の達成に向けた働きかけ			—	女性活躍推進課	48
●県行政の施策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、「島根県人材育成基本方針」及び「島根県特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の育成に努め、積極的に登用した。 また、女性職員が様々な職務等の経験をできるようキャリア形成の機会を積極的に提供した。 ・令和6年度の課長級以上の女性職員の割合 16.0%（病院・教育・警察職員を除く）			—	人事課	49
●女性の活動に関する情報の収集、整備 しまね女性人材リストの整備、情報提供（令和5年度末現在 363名）			—	女性活躍推進課	50
(2) 市町村、企業、団体等における取組の促進					
●市町村の審議会等の委員への女性の登用や、女性職員の登用などの働きかけ 市町村担当課長・担当者会議などを通じ、市町村における審議会等の委員への女性の登用の推進を働きかけた。			—	女性活躍推進課	51
●研修会などを活用した企業、団体等の役員への働きかけ【再掲】 P42参照			9,420	女性活躍推進課	52 (再掲10)
●男女格差の特に大きい「政治分野」において、男女共同参画を推進することを目的に、啓発イベントや関連週間等で掲示・活用可能な啓発パネルを作成 仕 様：A2サイズ、アルミ枠、8枚組 内 容：①政治や意思決定の場にもっと女性を！ ②世界に大きく立ち遅れる日本 ③島根県における女性の政治参画 ④政策・方針決定の場に女性を！ ⑤諸外国の取組 機会の平等をめざそう ⑥女性議員、女性の地域リーダーはなぜ増えない？女性を阻むジェンダー規範 ⑦女性議員、女性の地域リーダーはなぜ増えない？女性議員・候補者へのハラスメント ⑧女性議員、女性の地域リーダーを増やすために女性に挑戦の機会と応援を！			352		53
●県、市町村の男女共同参画関連施策や女性の政策・方針決定過程への参画状況を調査し、年次報告として公表（年1回）			—		54
重点目標4 地域における慣行の見直しと意識の改革					
(1) 全県的な広がりを持った広報・啓発活動の展開					
●男女共同参画の理解促進事業【再掲】 P46参照			594	女性活躍推進課	55 (再掲31)
●広報誌やホームページ、SNS（フェイスブック）などを活用した情報提供、報道機関への情報提供 ①県の各種広報誌やホームページ、SNS（フェイスブック）による、男女共同参画や女性活躍推進に係る事例や研修会、セミナー等についての県民への情報提供 ②男女共同参画や女性活躍推進に係る各種研修会、セミナー等についての各報道機関への情報提供			—	女性活躍推進課	57
●6月の男女共同参画推進月間に島根県立図書館、ゆめタウン益田でそれぞれ広報・啓発展示を実施			148		58
●男女共同参画の理解促進事業【再掲】 P46参照			594		再掲31
●研修会などを活用した企業、団体等の役員への働きかけ【再掲】 P42参照			9,420	女性活躍推進課	59 (再掲10)
●商工団体において実施するリーダー研修等に対して支援を行った。 ・島根県商工会女性部連合会リーダー研修会 日時：令和5年8月29日 場所：松江市 出席者：58名 テーマ：「ネット発信のリスク管理」～企業と社員をネットトラブルから守るために～			72	中小企業課	59
●「公的広報の手引き」を改訂し、「男女共同参画視点からの表現ガイドライン」を作成した。			737	女性活躍推進課	60
●「公的広報の手引き」などを踏まえ、県の広報誌等を作成した。			—	広聴広報課	60
(2) 男性や若者にとっての男女共同参画の推進					
●男性の家事・育児参加促進事業【再掲】 P45参照			10,330	女性活躍推進課	再掲29
●若者に向けた男女共同参画推進啓発事業【再掲】 P46参照			827		再掲32

重点 目標	基本 方向	令和５年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課	施策 番号
		●こっころバースデー講座事業【再掲】 ●生の楽習講座事業【再掲】 ●ライフプラン設計講座（高校・大学）【再掲】 ●ライフプラン設計講座（社会人）【再掲】 P46参照	10,860	子ども・子育て 支援課	再掲33
		●若年層を対象としたＤＶ予防啓発 ①平成24年度に県内各学校に配付した「デートＤＶ予防教育プログラム」について、教育庁と連携し会議や研修等において教育現場での利用促進を働きかけた。 ②本プログラムの利用促進のため、教員等を対象に「若年層に対する暴力予防教育実践者研修」を開催した。 ③デートＤＶチェックリスト（リーフレット）を女性相談センター及び市町村が実施する出前講座等で用いて啓発に努めた。	154	青少年家庭課	61
		●授業等を通じたＤＶやデートＤＶの予防啓発 「心と性の健康相談事業」「専門家・専門医による指導事業（健康課題解決）」を活用した講演会等を実施した。（59校）	714	教育庁 保健体育課	61
		(３) 男女共同参画に関する情報の収集・提供			
		●女性の活動に関する情報の収集、整備【再掲】 P50参照	—	女性活躍推進課	再掲50
		●書籍、映像資料の収集、貸出 男女共同参画センター情報ライブラリー用書籍139点、映像資料2本を購入。 貸出人数563人、貸出点数1,717点（いずれも延べ数。書籍、映像資料合計。）	431		63
		●県、市町村の男女共同参画関連施策や女性の政策・方針決定過程への参画状況を調査し、年次報告として公表【再掲】 P50参照	—		再掲54
重点目標５ 男女共同参画に関する教育・学習の推進					
		(１) 学校などにおける男女共同参画に関する教育の推進			
		●幼児教育施設の職員に対し、専門知識の習得・保育技術の向上や子育て相談技術等の向上を目的とした研修や訪問指導等を実施	4,227	子ども・子育て 支援課	64
		●幼児の育成のための教員研修 ①新規採用幼稚園教諭研修 園外における研修【教育センター研修】 4日 園内における研修【研修指導員による研修】 8日 ②新規採用幼保連携型認定こども園保育教諭研修 園外における研修 4日 園内における研修【研修指導員による研修】 8日 ③中堅教諭等資質向上研修（幼稚園教諭） 園外における研修【教育センター研修等】 3.5日 園内における研修 7日 ④幼児教育推進研修 1日 保育教諭・幼稚園教諭・保育士合同研修 1日 管理職研修 3日 中堅職員研修 3日	2,110	教育庁 教育指導課	65
		●幼児の育成のための教員研修 就学前人権教育講座～自分を大切に、他の人も大切にできる子どもの育成をめざして～ ・説明 「島根県の人権教育について」 本課指導主事 ・実践発表 「自分も大事、みんなも大事なぼかたまゆっ子の育成」 松江市立たまゆ幼稚園 ・情報交換 「子ども一人一人を大切にしたい園・所の取組について」 対象：幼稚園・認定こども園の教員、保育所の保育士、特別支援学校の幼稚部担当教員 参加者：130名	200	教育庁 人権同和教育課	65
		●教員研修の実施 ①小学校家庭科教育講座（鳥取連携講座オンライン1日 受講者1名） ②ゼロから学びたい先生のための教科教育研修 技術・家庭（家庭分野） 1日（受講者8名）多様な課題に立ち向かう子どもたちの問題解決能力や意思決定能力を育成するために、授業づくりを中心に講義・演習を行った。	77	教育庁 教育指導課	66
		●女性研究者による講演会を実施し、研究分野で活躍する女性のロールモデルを示す機会とした。 松江南高校 ・令和5年11月22日実施 島根大学生物資源学部 助教 山口 陽子 氏 ・令和5年12月19日実施 ケンブリッジ大学 教授 Catherine Rae 氏	—		67
		●キャリア教育に係わる研修 ・新任教職員研修、教職経験6年目研修、中堅教諭等資質向上研修で性別による固定的な考え方にとらわれない人権意識と人権感覚を高めることの重要性についてふれた。	—		68
		●出前講座や研修動画配信で、性別による固定的な考え方にとらわれない人権意識と人権感覚を高めることの重要性について取りあげた。	—	教育庁 人権同和教育課	68
		●小・中学校、県立学校校長対象の教育施策説明会や管理職研修等において指導し、男女共同参画に関する理解の促進に引き続き努めた。	—	教育庁 学校企画課	69

重点 目標	基本 方向	令和５年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課	施策 番号
		●人権教育に関わる各種研修や講座などで、「進路保障」を柱とした人権教育への理解を図った。その際、人権に関する知的理解と人権感覚の向上をめざす中で、男女共同参画やジェンダーに関わる内容を取りあげた。 ●リーフレット「性の多様性が認められる学校づくり」を活用し、学校などにおいて性別による区別を行う際の配慮事項等について研修ができるよう支援した。 ●出前講座で「性の多様性が認められる学校づくり」を設定し、依頼のあった学校へ出向き教職員研修を行った。 ●進路保障推進協議会や人権教育主任担当者等研修等において、本課が実施した令和５年度人権教育推進状況調査のうち、教職員研修等で「女性」の人権を取りあげた学校の割合について、情報提供を行った。	—	教育庁 人権同和教育課	69・70
		●「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」について、私立学校へ周知し、同方針の理解と取組への協力を促した。	—	総務課	70
		●教育センターの管理職研修や人権教育主任等研修において、「自他を大切に子ども」を育成することの重要性について繰り返し説明し、その浸透を図った。	—	人権同和教育課	70
		●私立学校振興費補助金の政策的経費配分として、人権教育費配分を行った。	34,680	総務課	71
		●研修動画や出前講座等の機会を活用し、「性の多様性が認められる学校づくり」に向けて学校における適切な対応や相談体制の充実、関係機関との連携を含む支援体制の必要性と重要性について説明し、支援体制づくりを促した。	—	教育庁 人権同和教育課	72
		(２) 家庭・地域・職場における男女共同参画に関する教育の推進			
		●親学プログラムの普及 ①県内において親学プログラムを活用した研修会を92回実施し、1,929名が参加した。 ②令和５年度末までに、同プログラムの進行役を担うファシリテーターを906名養成した。 *親学プログラム：親としての役割や子どもとの関わりについて、気づきを促すことを狙いとする学習プログラム 参加者同士が交流しながら、自ら気づき考えることを重視する参加型の学習方法で実施	539	社会教育課	73
		●市町村における親学プログラムに関する様々な取組について取材したものを、情報紙「しまねの社会教育だより」を通じて情報提供した。	243		73
		●幼稚園・こども園・小中学校・高等学校・特別支援学校のＰＴＡ役員等が、学校と家庭、地域社会を結ぶ要として重要な役割を担っていることを再認識し、学校・家庭・地域が連携・協働し地域総がかりで子どもを育てていくために、ＰＴＡとして何を、どのように進めていけばよいかについて、参加者全員で考える研修会を実施した。 『島根県幼こども園・小中・高・特別支援ＰＴＡ合同研修会』 テーマ：「教育及び指導には伝え方が大切」 開催日：令和５年11月25日 会 場：平田文化館プラタナスホール 参加者：幼稚園・こども園・小中学校・高等学校・特別支援学校のＰＴＡ会員等160名	362		74
		●人権教育・啓発の市町村担当者や社会教育関係者等を対象にした地域指導者養成講座で、ジェンダーや性別役割分担についての考え方、性の多様性について、男女共同参画に関する県民意識調査の結果などを取り上げた。 【基礎講座】 令和５年５月31日 浜田市34名 令和５年６月２日 松江市15名 【専門講座】 令和５年７月27日 大田市17名 【隠岐講座】 令和５年９月７日 西ノ島町32名	93	人権同和対策課	75
		●商工団体において実施するリーダー研修等に対して支援を行った。【再掲】 P50参照	72	中小企業課	再掲59
		●研修会などを活用した企業、団体等の役員への働きかけ【再掲】 P42参照	9,420	女性活躍推進課	再掲59 (再掲10)
重点目標 6 地域・農山漁村における男女共同参画の推進					
		(１) 農林水産業における男女共同参画の推進			
		〈ア〉農林水産業における政策・方針決定過程への女性の参画			
		●県内各地で実施される「県民参加の森づくり事業」の要望の採択にあたって、水と緑の森づくり委員女性４名（男性３名）の意見を参考とした。	—	林業課	76
		●多くの女性が農業委員に参画できるよう、一般社団法人農業会議と連携し、各市町村農業委員会に働きかけを行った。	—	農業経営課	77
		●８月に実施した総合ヒアリングにおいて、女性登用の取組の着実な推進を進めるよう指導を行った。	—	農林水産総務課	77
		●森林組合法に基づく自発的な取組により、現在、13組合中５森林組合で、女性理事（５名：常勤０、非常勤５）が就任（令和２年５月、令和２年６月、令和４年５月）	—	林業課	77

重点 目標	基本 方向	令和5年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課	施策 番号
		〈イ〉農林水産業等における女性の経済的地位の向上			
		●沿岸自営漁業の新規就業者に対し、漁業の知識や技術の習得を支援するとともに、経営開始時の生活基盤を支える給付金を給付した。	—	沿岸漁業振興課	78
		●農林水産物加工工業への起業を目指す女性の就業希望者に対し、生産から加工、販売までの取組を支援した。	—		79
		●しまね女性農業者ネットワーク（3Cの会）に対して、会の活動推進に向けた情報提供及び事務の補助を行った。	—	農業経営課	80
		●認定農業者、認定新規就農者の共同申請にあたり、家族経営協定の締結に向けた支援を市町村等関係機関と連携し行った。	—		81
		●自営就農開始支援事業の対象経費に就農者（女性を含む）の労働環境整備のための環境衛生施設（トイレ等）の設置に要する経費を新たに加え、女性も働きやすい環境となるよう支援を行った。	435		81
		●女性就業者が快適に働ける環境をつくり、就業者の確保・定着強化に繋げるため、就労環境改善のための補助事業（トイレ、更衣室整備）において、補助率をアップ（1/3→1/2）している。上限1,000千円/件 ・事業名：意欲と能力のある林業経営者育成・強化対策事業（令和元年度～） ・令和5年度取組実績 3事業体。内容：女性トイレ改修、空調設備導入	810	林業課	81
		●ハウス等整備事業の中で、担い手農業者（女性や若者等を含む）の環境モニタリングシステム等のスマート技術の導入を支援した。	165,905	産地支援課	82
		●商工団体において実施する資質向上研修等に対して支援を行った。 ・島根県商工会女性部連合会女性経営者等資質向上セミナー 日時：令和5年11月1日、13日 場所：松江市・浜田市 出席者：68名 テーマ：「相手の心に届く話し方」	172	中小企業課	83
		(2) 地域活動における男女共同参画の推進			
		●島根県男女共同参画サポーターの養成 ①基礎研修 内 容：講義、事例紹介、ワーク テーマ：「今こそ必要！『地域』の男女共同参画推進」 講 師：小川洋子（公益財団法人 しまね女性センター 事業課長） 福谷修平（公益財団法人 しまね女性センター 専門員） 開催日：＜松江会場＞令和5年5月30日 ＜浜田会場＞令和5年6月1日 ＜オンライン＞令和5年6月3日 対象者：島根県男女共同参画サポーター及び市町村担当職員 参加者：53名 ＜松江会場＞24名 ＜浜田会場＞25名 ＜オンライン＞4名 ②資質向上研修 内 容：講義、ワーク ＜講義＞ テーマ：「ジェンダーの今昔を知る～中高年齢層が変化とうまく付き合うためのヒント」 講 師：中村圭（島根県立大学国際関係学部准教授） ＜ワーク＞ テーマ：「カリスマ公民館主事が伝授する～あなたにもできるファシリテート～」 講 師：景山良一（飯南町立赤名公民館主事） 開催日：＜松江会場＞令和5年8月1日 ＜浜田会場＞令和5年7月31日 対象者：島根県男女共同参画サポーター及び市町村担当職員 参加者：38名 ＜松江会場＞17名 ＜浜田会場＞21名 ③アクティブサポーター養成研修 内 容：講義、ワーク テーマ：「なっちゃんが来る！ ～地域住民の思いを引き出す『島根版白熱教室』をやってみよう！～」 講 師：萩原なつ子（独立行政法人 国立女性教育会館（NVEC）理事長） 開催日：＜松江会場＞令和5年9月15日 ＜浜田会場＞令和5年9月14日 対象者：島根県男女共同参画サポーター及び市町村担当職員 参加者：31名 ＜松江会場＞15名 ＜市町村会場＞16名 ④男女共同参画に関する相談対応	1,634	女性活躍推進課	84
		●公益信託しまね女性ファンドにより、女性を中心としたグループの活動を支援【再掲】 P43参照	(採択額) 8,010		再掲14

重点 目標	基本 方向	令和5年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課	施策 番号
		●活動団体の自立促進と活性化事業 ボランティア活動をはじめとする県民の様々な社会貢献活動に県民が参加しやすい環境をつくるため、しまね県民活動支援センター（ふるさと島根定住財団）等において実施 ①情報誌 「しまねいきいきねっと」の発行（2,500部発行/隔月） 「いきいき広場」メールマガジンの発行 24回 「県民いきいき広場」情報掲載 504件 ②研修・相談等 ・NPO実務者研修 4回（97名受講） ・NPO基盤強化研修 6回（101名） ・専門相談員による相談業務（相談件数29件） ③県民いきいき活動奨励賞 ボランティア団体、NPO、企業、学生が行う活動のうち、特に地域貢献度の高いものの顕彰を実施 表彰団体：20団体 ④NPO活動総合支援融資制度事業 資金調達が課題となっているNPO法人の活動を支援するため、金融機関と協調し低金利融資を実施	16,342	環境生活総務課	85
		●県民との協働のための環境づくり事業 協働の正しい理解と認識を深めることを目的とした研修等の実施 ①行政職員とNPOの協働研修（松江会場28名、浜田会場22名、隠岐会場9名） ②島根県県民いきいき活動促進委員会の開催（2回開催）	429		85
		●しまね社会貢献基金事業 NPO等、活動団体を支援し、県民いきいき活動の促進と協働の推進を図るため、しまね社会貢献基金を活用した活動支援事業等を実施 ①団体活動支援事業 ・しまね社会貢献基金登録団体が企画・実施する事業を支援 助成件数：18件 ・団体活動支援事業（提案型） 助成件数：6件 ②寄附者設定テーマ事業 寄附者が設定したテーマに基づきNPOが企画・実施する事業を支援 助成件数：16件 ③鳥取・島根両県共通の課題解決に資するモデル的協働の取組を支援	21,054		85
		●コミュニティソーシャルワーク実践基礎研修 実施主体：島根県社会福祉協議会 実施内容：前期・後期各1回、自主学習会4回開催 ●コミュニティソーシャルワーク実践力強化事業 実施主体：県社会福祉協議会（負担 国1/2、県1/2） 事業内容：コミュニティソーシャルワーカー実践力強化研修（リモートにより1回開催）	8,288	地域福祉課	86
重点目標7 防災対策における男女共同参画の推進					
(1) 防災対策に関する政策・方針決定過程への女性の参画拡大					
		●市町村防災担当課長会議を開催し、市町村防災会議委員への女性登用など防災における男女共同参画の推進について、市町村に働きかけを行った。 ・会議開催日：令和5年4月14日 ・開催場所：島根県民会館中ホール、県内WEB会議参加会場（県庁、市町村会議室）	—	防災危機管理課	87
(2) 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進					
		●自主防災組織リーダー研修会 防災・減災と男女共同参画について、普及啓発に努めた。 ・開催日：令和5年11月25日、令和5年11月26日 ・講師：特定非営利活動法人NPO政策研究所 相川康子専務理事 ・開催場所：島根県松江合同庁舎 2階講堂 ・研修参加人数：33名	498	防災危機管理課	88
		●男女共同参画視点での防災に関する研修対応 （公財）しまね女性センターへ委託し、市町村や地域の自主防災組織等の主催する防災研修において、「男女共同参画の視点での防災」をテーマにした研修依頼に講師として対応した。 （内訳）市町村3、各種団体1、教育機関1	—	女性活躍推進課	89
		●消防団員向け研修 地域防災力の向上における消防団員の役割と男女共同参画について、研修会を実施した。 ・開催日：東部 令和5年8月26日、西部 令和5年9月9日 ・講演：消防団と地域防災～地域防災力の充実強化について～ ・講師：山口大学大学院 瀧本浩一准教授 ・開催場所：東部 安来市防災研修棟、西部 益田市立水防センター ・研修参加人数：東部 80名、西部 47名	—	消防総務課	90
		●災害対応における防災担当部局、男女共同参画担当部局及び男女共同参画センター（しまね女性センター）の連携・役割分担表について一部修正を行った。	—	女性活躍推進課	91

重点 目標	基本 方向	令和５年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課	施策 番号
		●避難所運営に関する実務者研修 災害時における避難所の開設及び運営について、現場の課題や問題を踏まえ、その解決策を検討する研修会を実施した。 研修会では、女性の視点を取り入れ、配慮が必要な方に配慮した避難所レイアウト、運営方法を学んだ。 ・開催日：令和５年11月14日 ・内 容：講義、ワークショップ ①避難所の実像とその課題（講義） ②避難所ワークショップ （レイアウトの作成、入所時の注意事項、受付模擬訓練、個別課題への対応を検討） ・開催場所：チェリヴァホール大会議室（雲南市） ・研修参加人数：43名 ●市町村の地域防災計画に男女共同参画の視点に基づく記述が盛り込まれているかを確認し、必要に応じて助言を行った。	—	防災危機管理課 女性活躍推進課	92

基本目標Ⅲ 人権が尊重され、安全・安心に暮らせる社会をつくる

重点 目標	基本 方向	令和5年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課	施策 番号
重点目標8 男女間におけるあらゆる暴力の根絶					
(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり					
●啓発・広報 「女性に対する暴力をなくす運動」期間（毎年11月12日～11月25日）に啓発活動を実施することにより、女性に対する暴力根絶の社会的気運を醸成するとともに女性相談窓口の周知を図った。 【活動内容】 ・市町村相談窓口へのポスター、チラシの掲示等による啓発 ・関係機関職員によるパープルリボンの着用 ・警察署において、電光掲示板等での掲示 ・公用車に啓発用マグネットシートを貼付 ・県民公開講座の開催 テーマ：「デジタル性暴力を考える～広がるDV・デートDVの手口～」 公開講座：令和5年11月14日 〔松江会場、大田会場（オンライン講演会）〕 参加者数 102名 ・県立図書館でのパネル展示（11月3日～12月6日） ・パープル・ライトアップ （TSKさんいん中央テレビ、芸術文化センターグラントフ、由志園）			1,069	青少年家庭課	93
●犯罪被害者等の被害の状況、心身の状態等から必要と認められる場合は、被害者等の希望に応じて、早期援助団体（島根被害者サポートセンター）へ情報提供を行った。 ●犯罪被害者等の精神的負担を軽減するため、公認心理師等の資格を有する警察職員による急性期の危機介入支援を実施するとともに、被害者等の要望に応じて公費によるカウンセリング支援を行った。 ・犯罪被害者等への精神的支援実施件数 （部内カウンセリング22件、部外カウンセリング25件、精神科医等診療支援41件）			348	警察本部 広報県民課	94
●警察学校における各種教養において、犯罪被害者等の二次的被害防止の重要性等に関する教養を行うとともに、被害者と直接接することとなる警察職員を対象とした研修会を開催するなど、職員のスキルアップを図った。 ●関係機関による意見交換会の開催 島根県青少年家庭課、女性相談センター、児童相談所等、関係機関との意見交換会を開催し、連携強化を図った。			—	警察本部 広報県民課 少年女性対策課	95
(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援などの推進					
〈ア〉予防教育・普及啓発の充実					
●県民公開講座の開催 テーマ：「デジタル性暴力を考える～広がるDV・デートDVの手口～」 公開講座：令和5年11月14日 〔松江会場、大田会場（オンライン講演会）〕 参加者数 102名			564	青少年家庭課	96
●若年層を対象としたDV予防啓発【再掲】 P51参照			154		再掲61
●授業等を通じたDVやデートDVの予防啓発【再掲】 P51参照			714	教育庁 保健体育課	再掲61
〈イ〉相談支援体制の強化					
●県のDV相談担当者の資質向上 DV被害者の人権、DVの特性等に関する理解を深め、相談担当者の専門性向上を図るための研修を実施した。 ・女性相談員・女性相談担当者実務者研修 ・女性相談員・女性相談担当者専門研修（前期・後期） ●その他国等が主催する研修への参加			175	青少年家庭課	97
●DV相談啓発カードの配置場所の拡大 関係機関の窓口だけでなく商業施設の化粧室にも設置できるよう、協力依頼を行っている。			—		98

重点 目標	基本 方向	令和5年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課	施策 番号
		●各相談窓口での専門相談、被害者のカウンセリング ①女性相談事業 女性の各般にわたる相談に応じ、女性が安心して暮らせる環境の整備を図った。 ・内容：女性相談センター及び児童相談所において女性相談を実施 ・相談件数：4,044件 ②巡回相談 市町村が行う相談会場に出張し対応している。 ③専門家による相談 弁護士による法律相談を月1回、精神科医による心理面接相談を月2回開催している。 また、女性相談センター心理判定員によるカウンセリングを随時実施している。 ・法律相談件数：24件 ・心理面接件数：9件（嘱託医相談） ・心理判定員によるカウンセリング件数：26件	52,668	青少年家庭課	99
		●DV・児童虐待対応関係機関相互理解への取組 女性相談センター、児童相談所、警察において相談対応を行う職員が、DVと児童虐待両方の専門研修を受講し、相互理解を深め、連携の強化を図った。	—		100
		●警察学校における各種教養において、犯罪被害者等の二次的被害防止の重要性に関する教養を行うとともに、被害者と直接接することとなる警察職員を対象とした研修会を開催するなど、職員のスキルアップを図った。	—	警察本部 広報県民課	101
		●市町村の女性相談担当及びDV対策担当の職員に向けた研修等の実施 ・女性相談担当者実務者研修を実施した。 ・各市町村への巡回相談を実施し、市町村担当者の資質向上を図った。	—	青少年家庭課	101
		●日本語に不慣れな外国人女性の相談を受けるにあたり、通訳者を介して相談者が抱えている課題を正確に把握し、適切な支援が行えるよう、通訳ボランティアの養成講座及びフォローアップ研修の実施体制を整えている。	—		102
		〈ウ〉被害者の安全確保・自立(自律)支援			
		●DV被害者等保護事業 夫等から保護が必要な女性及び同伴家族を一時保護し、問題解決に向けて援助を行った。 ・一時保護件数：10件（うち8件がDVによるもの）	26,835	青少年家庭課	103
		●DV被害者保護支援ネットワーク事業 全県及び各圏域において女性に対する暴力対策関係機関連絡会を開催し、相談体制や自立支援策の充実を働きかけるとともに連携強化を図った。	77		104
		●島根県被害者支援連絡協議会総会を開催し、会員間の相互連携の充実強化を図った。 ●関係機関との情報共有 事案を認知した場合、関係機関に情報提供するとともに、被害者の意思、状況に応じて一時保護を依頼している。	—	警察本部 広報県民課 少年女性対策課	104
		●被害者に対する一時的な住居の提供、経済的自立のための資金の貸付 ①ステップハウス提供事業 DV被害者が自立できるまでの一時的住居として、ステップハウスを確保した。 ・利用実績：なし ②DV被害者自立支援金貸付制度 DV被害者の一時保護所退所後の当面の生活資金として貸付事業を実施している。 ・利用実績：なし	2,159	青少年家庭課	105
		〈エ〉暴力行為への厳正な対処			
		●被害者への適切な助言、加害者への厳正な指導警告 ・被害者への適切な助言等の実施 被害防止のための警察本部長等の援助や防犯指導などの助言指導を行った。 ・加害者への厳正な指導警告 加害者に対する指導警告や加害行為の原因を解消するためのカウンセリング（スーパーアドバイザー制度）を推進した。 ※認知状況 DV 145件	—	警察本部 少年女性対策課	106
		(3) 性犯罪・性暴力への対策の推進			
		〈ア〉性犯罪・性暴力への対策			
		●「若年層の性暴力被害予防月間」（4月）に合わせ、県が作成した若年層向けの啓発リーフレットを県内の中学・高校生へ配布し、啓発を行った。 ●若年層を対象としたDV予防啓発【再掲】 P51参照	154	青少年家庭課	107 (下段は再掲61)

重点 目標	基本 方向	令和5年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課	施策 番号
		●教員研修において独立行政法人情報処理機構セキュリティセンターから「ネットトラブルの現状とその対応について」の講義を受け、学校への普及を図った。 ●文部科学省作成の「児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための動画」を県立学校に周知し活用を促した。	—	教育庁 教育指導課	108
		●人権教育に関わる各種研修や講座などで、「進路保障」を柱とした人権教育への理解を図った。その際、人権に関する知的理解と人権感覚の向上をめざす中で、男女共同参画やジェンダーに関わる内容を取りあげた。【再掲】 ●リーフレット「性の多様性が認められる学校づくり」を活用し、学校などにおいて性別による区別を行う際の配慮事項等について研修ができるよう支援した。【再掲】 ●出前講座で「性の多様性が認められる学校づくり」を設定し、依頼のあった学校へ出向き教職員研修を行った。【再掲】 ●進路保障推進協議会や人権教育主任担当者等研修等において、本課が実施した令和5年度人権教育推進状況調査のうち、教職員研修等で「女性」の人権を取りあげた学校の割合について、情報提供を行った。【再掲】 P52参照	—	教育庁 人権同和教育課	再掲70
		●「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」について、私立学校へ周知し、同方針の理解と取組への協力を促した。【再掲】 P52参照	—	総務課	再掲70
		●行為者に対する捜査・警告 事案を認知した場合、警察署と連携して、速やかに聞き込み捜査及び防犯カメラ捜査等を実施し、行為者を特定。 行為者に対する取調べを実施し、事件検挙又は、指導警告を実施した。	—	警察本部 少年女性対策課	109
		●犯罪の未然防止のため、女性の被害防止対策を推進 ①女性の自主防犯意識を高める活動 ・みこびー安全メール及びツイッターで女性の安全安心に関する情報を発信した。 (メール：245回 X(エックス)：229回) ・高校や専門学校、企業等において、防犯講習会や護身術教養を開催した。 ・全ての小中高校において犯罪被害防止教室を開催した。 ②女性を犯罪から守るための環境整備 ・「事業者による『子ども・女性』みまもり運動」を引き続き展開した。 ・自治体や自治会等に対し街頭防犯カメラの設置に関する働き掛けを行い、各地域の防犯カメラ設置を促進した。 ③女性を犯罪被害から守るための街頭活動 ・事業者による防犯パトロール活動を実施し、夜間における女性の安全確保対策を強化した。 ・青色防犯パトロール隊と連携したパトロール活動を実施するとともに、青色防犯パトロール隊員のボランティア保険料を負担するなど、防犯ボランティア団体の支援を実施した。	3,275	警察本部 生活安全企画課	—
		〈イ〉性犯罪・性暴力被害者への支援			
		●女性相談センター内に性暴力被害者支援センター「たんぽぽ」を設置し、専用電話による相談や、医療的支援、心理的支援(カウンセリング)、法的支援(弁護士相談)などの支援を行った。	759	青少年家庭課	110
		●性暴力被害者支援員専門研修会を年2回実施し、関係機関の支援員のスキルアップと連携強化を図った。 ●県立病院等の助産師等2名をDV・性暴力被害支援者研修へ派遣し、支援体制の強化を行った。	384		111
		●性犯罪被害者等へ「犯罪被害者の手引き」を交付し、各種支援制度等について情報提供するとともに、被害者の経済的・精神的負担の軽減を図るため、各種公費負担を行った。 ・性犯罪被害者等への公費負担実施件数(診断書料6件、初回診療料13件) ・性犯罪被害者等への精神的支援実施件数 (部内カウンセリング15件、部外カウンセリング13件、精神科医等診療支援31件) ●被害者支援用防犯ブザー付き携帯電話機を配備し、被害者の要望に応じて活用した。	388	警察本部 広報県民課	112
		●教養及び研修 性犯罪捜査専科 令和5年8月21日から8月25日 12名	—	警察本部 捜査第一課	113
		●性犯罪事件の検挙 迅速的確な性犯罪捜査を推進し、強制わいせつ致傷、監護者性交等、不同意性交等、不同意わいせつ事件等を検挙した。	—		113
		●女性警察官等に対する性犯罪捜査研修会等の開催 各警察署に対する性犯罪事件捜査の巡回教養の実施 県下12署にて実施	—		113
		●性犯罪指定捜査員制度の運用 県下70名(うち女性警察官48名、少年補導職員2名)指定 ・事業内容 警察官、少年補導職員の中から、女性職員を中心に、捜査経験者等の適格者を性犯罪指定捜査員として指定し、性犯罪捜査において被害者からの事情聴取、被害届の受理、捜査手続きの説明、病院受診時の付添等の活動を実施した。 ・事業実施主体：警察本部、警察署	—		113

重点 目標	基本 方向	令和5年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課	施策 番号
		●性犯罪被害者の心情に配慮した採証活動 被害者の心情に配慮した採証活動を行うことにより、被害者の保護を推進 ・事業内容 全警察署及び警察本部に配布している性犯罪被害者の証拠資料を採取する際の機材や着替え等を更新整備した。被害者保護用ポンチョを配布した。 ・整備箇所及び実施主体：全警察署、警察本部 ・事業実施期間：通年	100	警察本部 捜査第一課	113
		●スクールカウンセラーはすべての公立学校（337校）に配置し、緊急対応等の依頼があれば派遣も行っている。 ●スクールソーシャルワーカーは市町村への委託（中核市である松江市を除く。）を含め、公立学校への配置や派遣等の体制を整えている。	155,158	教育庁 教育指導課	114
		●犯罪被害者等の二次的被害を防止するため、捜査・刑事裁判手続きにおける被害者のプライバシー保護に配慮した。 ●犯罪被害者等に対する県民の理解を促進するため、犯罪被害者週間を中心にパネル展の開催やチラシ配布等の広報啓発活動を実施した。	—	警察本部 広報県民課	115
		〈ウ〉売買春への対策			
		●女性の各般にわたる相談に応じ、女性が安心して暮らせる環境の整備を図った。【再掲】 P57参照	—	青少年家庭課	116 (再掲99の①)
		●児童買春や島根県青少年健全育成条例違反の取締り、被害児童に対する保護活動 児童買春・児童ポルノ禁止法違反、島根県青少年健全育成条例違反の取締りを行うとともに、被害児童に対して、少年補導職員による継続支援等の保護対策を行った。また、児童の支援のためのカウンセリング等（スーパーアドバイザー制度）の制度を推進した。 ・スーパーアドバイザー運用回数 5回	63	警察本部 少年女性対策課	117
		●風俗営業所への立入りをを行い、実態把握、啓発活動を推進した。 ●風俗営業管理者講習や許可申請等における行政窓口対応時において、当該営業所の管理者等へ指導を実施した。	—	警察本部 生活安全企画課	118
		〈エ〉人身取引への対策			
		●警察や出入国在留管理庁の捜査により保護を要することとなった被害者の一時保護を行い、情報伝達手段として通訳者を確保する。	—	青少年家庭課	119
		●風俗営業所等における外国人の雇用実態把握、不法就労や売春関連事犯の取締り ①人身取引対策ポスター及び被害申告用リーフレットを各警察署に配布し、広報啓発活動や相談業務に活用した。 ②講習会等の機会や外国人を雇用する企業への訪問を積極的に行い、管理者対策を実施した。 ③出入国在留管理庁等の関係機関と積極的に情報共有を行い、雇用実態の把握及び違法情報の収集に努めた。	—	警察本部 生活安全企画課	120
		(4) ストーカー事案への対策の推進			
		●被害者への助言、行為者に対する検挙・指導警告 ・被害者への助言 被害防止のための警察本部長等の援助や防犯指導などの助言指導を行った。 ・行為者に対する検挙・指導警告 各種法令に基づく事件措置やストーカー規制法に基づく行政措置（禁止命令・警告）等を実施 ※認知件数 ストーカー 93件〔※令和5年中（1月～12月）〕 ※スーパーアドバイザー運用回数1回	13	警察本部 少年女性対策課	121
		●ストーカーによる被害防止等の広報啓発 各種防犯教室等の機会やホームページ・広報紙等を利用して、ストーカー被害に対する自己防衛力の向上を図った。	—		122
		(5) ハラスメント防止対策の推進			
		●広報誌「しまねの労働」、県ホームページ等において、普及・啓発を図った。 ・広報誌：「しまねの労働」 発行：年5回 各1,570部発行 配布先：一般企業、組合等	237	雇用政策課	123
		●職場のハラスメント対策についての啓発パンフレットやポスター等を市町村及び経済団体などに配布し、事業所におけるハラスメント防止の普及啓発を図った。	—		123
		●職場のハラスメント対策について啓発指導講師を派遣（50件）し、事業所におけるハラスメント防止の普及啓発を図った。	—	人権同和対策課	123
		●労働トラブルを未然に防ぐ取組として、企業向けに「職場のハラスメント対策」をテーマとした出前講座を実施した。 実施回数 26回 参加者数 722人	—	労働委員会	123
		●労働相談員の配置【再掲】 P48参照	1,956	雇用政策課	再掲45
		●事務局相談【再掲】 ●委員相談【再掲】 ●労働相談会【再掲】 P48参照	—	労働委員会	再掲45
		●個別労働関係紛争 【再掲】 P48参照	—		再掲46

重点 目標	基本 方向	令和5年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課	施策 番号
		●職員のハラスメントの正しい理解の醸成と意識啓発 ・職場のハラスメントの実態を把握するため、職員対象にアンケートを実施。その結果を公表するとともに研修資料に活用 ・「人事課つうしん」での情報掲載や、セルフチェックシートの活用 ・新任所属長、新任課長補佐向け研修でハラスメント防止対策について説明 ●職員が安心して相談できる体制の充実 ・複数の相談窓口を設け職員が自由に選択可能としているほか、相談窓口や相談後の流れをパンフレット等で周知 ・所属長の責務として所属職員に対して相談窓口を周知するよう徹底 ・所属長、管理職を含めた所属における相談員を対象に、相談対応に必要な知識や心構えの研修を実施 ・所属相談員が適切な相談対応ができるよう助言・指導を行う専門相談員を配置	—	人事課	124
		●職員のハラスメントの正しい理解の醸成と意識啓発 ・各病院において、職員に対する研修会の実施 ●職員が安心して相談できる体制の充実 ・相談窓口の周知	—	県立病院課	124
		●ハラスメントの実態を把握するため、教育委員会事務局等職員及び県立学校教職員を対象にアンケートを実施。アンケートの設問及び結果の公表に併せて、ハラスメント防止に関する注意喚起や相談窓口に関する周知を行うなど、実施方法を工夫した。 ●各所属において職員研修を実施するとともに、相談体制の充実を図るなど未然防止や相談しやすい環境づくりに努めた。 ●所属相談員の相談対応にかかる助言・支援を行う「ハラスメント専門相談員」を設置し、相談体制の充実を図った。（平成26年10月～）	—	教育庁 総務課	124
		●県立学校においては、服務規律確保のために原則として各学期1回、年間3回程度の校内研修を実施することとし、その内1回はハラスメント防止の内容で実施することとしている。ハラスメント防止研修については全県立学校で実施され、教職員の理解促進、意識向上の取組がなされた。また、ハラスメントの防止等に関する要綱に基づき、ハラスメントに関する相談員が各校に複数名置かれ、被害の防止、早期対応の体制づくりに努めた。さらに、年度初めに昨年度のハラスメント相談件数を各校から報告を受け、相談があった学校には直接連絡をとり、内容の確認及び対応を行った。 ●市町村立小中学校においては、ハラスメント防止に関する取組状況を毎年度把握し、結果をフィードバックしている。	—	教育庁 学校企画課	124
		●市町村立小中学校においては、ハラスメント防止に関する取組状況を毎年度把握し、結果をフィードバックしている。	—	教育庁 人権同和教育課	124
		●ハラスメント防止対策の理念の周知 ・ハラスメント対策要綱の改訂 - ハラスメントを許さないという組織の意志を示すため、組織を挙げて根絶に取り組むことを明記 ・相談体制等の見直し - 特定の職員を対象とした相談体制から相談しやすい者等に相談できる運用に見直したほか、ハラスメント防止の鍵は第三者であることから、傍観者となることなく、適切な行動を取るよう指導・教養を指示 ●各職場等における啓発 - 署長、所属長等幹部が集まる会議の場において定期的にハラスメント防止教養を行い、未然防止や認知時の対応等について周知した。また、所属ごとに様々なハラスメント施策を実施した。 ・新任警察署長会議、県下副署長・次長会議等における教養 ・警部昇任予定者に対する昇任前教養 ・所属会議、朝礼等での署員、課員に対するハラスメント教養実施 ・初任科生へのハラスメント授業の実施 ・全職員に対するハラスメント対策に関する執務資料の発出 ・ハラスメント相談員研修会の開催 - 部外講師を迎え、ハラスメント相談員110人に対し実施 ●ハラスメントを相談しやすい仕組みの構築 - 年度当初にハラスメント相談員を新規指定したほか、職員からの匿名メールができる「絆ホットメール」、女性職員専用の相談メール「Woman's eye」等各種相談窓口の周知を行ったほか、「ハラスメント通報窓口」を職員の利用するポータルページのトップページにアイコンを新設した。	—	警察本部 警務課	124
重点目標9 生涯を通じた男女の健康づくりの推進					
(1)思春期・若年期における健康づくり					
		●児童生徒の性に関する指導や健康問題について、医師等と連携して「健康相談事業（電話・面談での相談）」を実施した。 - 相談件数：72件 - 相談内容：性に関すること、心の健康に関すること、発達障がいなど	165	教育庁 保健体育課	125
		●思春期等相談事業 - 思春期相談の専門窓口を助産師会に委託して実施するとともに、教育分野とも連携し相談・支援する関係者の資質の向上を図った。 ・実施主体：県 ・事業内容：保健所における相談件数 13件 助産師会における相談件数 113件	200	健康推進課	126
		●エイズ・性感染症普及啓発事業 - 様々な広報媒体等を用いて、正しい知識の普及を図った。	143	感染症対策室	127
		●性感染症検査事業<令和5年> ・性感染症検査（エイズ）：108件 ・性感染症相談件数（エイズ）：61件	294		127

重点 目標	基本 方向	令和5年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課	施策 番号
		●薬物乱用防止の広報・啓発活動 *事業内容 ・「ダメ・ゼッタイ」普及運動としてポスターの掲示やリーフレット等啓発資材の配布等、関係機関と連携し、薬物乱用防止の啓発を行った。 ・関係機関広報紙及びマスメディアを利用した広報・啓発活動を推進した。 ・中学、高校生からポスターを募集し、優秀作品を図案とした啓発資材を作成し、配布した。 ・啓発活動推進のため薬物乱用防止指導員（131名）を委嘱している。	833	薬事衛生課	128
		●若年層への薬物乱用防止教室 ・施策説明会や研修等で、薬物乱用防止教室の開催について説明をし、実施するよう呼びかけた。 ・島根県薬剤師会と連携し、学校薬剤師が学校での「薬物乱用防止教室」の講師となるよう依頼をした。 ・薬物乱用防止教室の実施率 小学校51% 中学校68% 高等学校81%	—	教育庁 保健体育課	128
		●事業内容 ・若年層を対象とした大麻乱用防止の広報動画を作成し、9月から1か月間YouTubeのインストリーム広告を実施した。また、同動画を用いて県内大学の校内のモニターで放映及びYouTube、facebook、Instagram、県警ホームページを通じて配信した。 ・警察広報紙をはじめ、自治体及び関係機関と連携した広報紙やマスメディアを活用した広報啓発活動を推進した。 ・事業主体：警察本部、警察署 ・事業実施期間：通年 ・県内の小・中・高等学校等155校において、薬物乱用防止教室（延べ225回）を開催した。	198	警察本部 少年女性対策課 組織犯罪対策課	128
		●喫煙等の悪影響についての普及啓発活動 ・市町村や学校等を対象とした受動喫煙防止対策状況についての調査を実施 ・各圏域健康長寿しまね推進会議での啓発活動 ・学校等からの要望を受け、教材の貸出や出前講座などを実施 ・世界禁煙デー・禁煙週間における啓発の実施（学校や事業所等へのチラシの配布、健康教室等でのチラシの配布、パネル・ポスターの展示、無線（有線）放送、ホームページや広報誌への掲載など） ・小中高生を対象とした20歳未満の者の飲酒・喫煙防止のための調査を実施	729	健康推進課	129
		●未成年者の喫煙防止に向けた環境づくりや受動喫煙防止対策の推進 ・健康増進法の一部を改正する法律の周知徹底を図るとともに、学校での受動喫煙防止の徹底を図った。 *敷地内禁煙実施率 小学校100%（全面禁煙98%、特定屋外喫煙場所設置2%） 中学校100%（全面禁煙98%、特定屋外喫煙場所設置2%） 高等学校100%（全面禁煙94%、特定屋外喫煙場所設置6%） ・施策説明会や研修等で、喫煙・飲酒防止教室の開催を呼びかけた。 *喫煙・飲酒防止教室の実施率 小学校34% 中学校39% 高等学校31%	—	教育庁 保健体育課	129
(2) 妊娠・出産などに関する健康支援					
		●妊娠・出産包括支援事業【再掲16】 P43参照 ●母子保健推進事業【再掲19】 P44参照	179	健康推進課	130
		●子育て情報発信事業 ・結婚・妊娠・出産・子育てに関する情報を掲載 ・イベント情報を掲載	215	健康推進課 子ども・子育て 支援課	131
		●妊娠・出産等相談事業 妊娠、出産等の各ライフステージに応じた身体的・精神的・社会的な悩み等への相談支援（不妊・不育・出生前遺伝学的検査（NIPT）等に関する専門的な相談を含む）を行い、安全・安心で健やかな妊娠・出産、産後の健康管理及び生涯を通じた女性の健康の保持増進を図った。 ・実施主体：県 ・主な事業内容 電話相談：月・火・水・金・土（年末年始・祝日除く）10:00～16:00 メール相談：随時 面接相談：要予約 ・実施場所：島根大学医学部附属病院に「しまね妊娠・出産相談センター」を委託設置 ・相談件数：84件	3,626	健康推進課	132
		●不妊治療＜先進医療＞費助成制度 不妊治療における生殖補助医療について、医療保険適用の対象ではないが先進医療として実施される医療の受診に要した費用の一部を助成することにより、治療に臨む方の経済的負担の軽減及び先進医療の医療保険収載の促進を図った。 ・実施主体：県 ・助成額：先進医療費用の7/10（上限5万円） ・助成件数：183件 ・広報：チラシ配布	6,243		132
		●男性不妊検査費助成事業 不妊の原因の約半数は男性にあると言われているが、男性の治療参加は遅れがちで、治療効果も上がりにくい。このため、男性不妊検査費の一部を助成することで、男性不妊に対する意識啓発を図った。 ・実施主体：県 ・助成額：男性不妊検査費用の7/10（上限2万8千円） ・助成件数：89件 ・広報：チラシ配布	1,864		132

重点 目標	基本 方向	令和5年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課	施策 番号
		●不育症検査費助成事業 不育症に悩む方に対し、研究段階の不育症検査に係る費用を助成することで、当事者の経済的負担の軽減を図り、安心して治療・検査に臨むことができる環境を整備した。 ・実施主体：県 ・助成額：1回あたり上限5万円 ・助成件数：0件	—	健康推進課	132
		●しまね子育て応援企業（こころカンパニー）認定制度 認定時の審査項目に不妊治療を目的とした休暇制度の有無を単独で評価項目として追加	—	女性活躍推進課	133
		●お産あんしんネットワーク事業 ①周産期医療協議会 ・周産期医療協議会を開催し、島根県における周産期医療体制の充実を図った。 ・圏域周産期医療体制検討会を開催し、各圏域における周産期医療体制について検討した。 ②島根県周産期医療ネットワーク構築事業 ・総合及び地域周産期母子医療センターに対し運営費等を補助した。 ・総合周産期母子医療センターへ周産期情報センターを設置した。 ・周産期医療関係者への研修等を実施した。	88,764	健康推進課	134
		●島根で働く医師を「呼ぶ」 「赤ひげバンク」等を活用した県外医師の招へい 島根県内の医療機関に興味や関心のある医師にWeb面談や地域医療視察ツアーを行い、希望にマッチする医療機関を紹介した。令和5年度は、外科など5人の医師を県内の医療機関に斡旋した。 【実績】医師招へい数5人（うち産婦人科医0人、小児科医0人） 医師面談：9人 地域医療視察ツアー参加者：6人 ※「赤ひげバンク」とは、県が運営する医師や看護師などの医療従事者の登録制度 登録者には、機関紙や求人情報などを提供 ●島根で働く医師を「育てる」 ①自治医科大学の運営 全都道府県共同で運営 ②奨学金制度 将来県内で働くことを条件に奨学金を貸与 ③研修支援資金制度 県内の産婦人科・小児科医師の緊急確保のため、研修医へ研修支援資金を貸与 【令和5年度貸与】産婦人科：初期0人、後期1人 ④寄附講座「島根大学地域医療支援学講座」の設置 ⑤しまね地域医療支援センターの設置 ・医師のキャリア形成支援 ・充実した研修体制の推進 ・研修医確保に向けた情報発信 ・ワークライフバランスの推進 ・医療状況の把握、分析 ●島根で働く医師を「助ける」 ①防災へり、ドクターへり ②代診医の派遣 ③周産期医療体制構築のための医療機関への支援 ④全県医療情報ネットワーク（まめネット） ⑤医師確保計画推進事業	776,033	医療政策課	135
		●がん患者等に対する妊孕性温存療法支援事業 ・がん診療連携拠点病院等による「がん・生殖医療ネットワーク会議」に参加し、相談体制の充実や医療機関の連携を図った。（年3回） ・がん治療等により妊孕性が損なわれる可能性のある患者に対し、妊孕性温存療法等に要する費用の一部を助成した。 妊孕性温存療法：13件 温存後生殖補助医療：3件	2,486	健康推進課	136
		●妊娠・出産包括支援事業【再掲16】 P43参照 ●母子保健推進事業【再掲19】 P44参照	179		137

重点 目標	基本 方向	令和5年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課	施策 番号
		(3) 中高年期における健康づくり			
		●健康寿命延伸強化事業 ・7圏域のモデル地区において地域とともに健康づくり活動を実施し、取組について地域住民とともに発表した。 ●働き盛り世代の健康づくり強化事業 ・職場や家庭で健康づくり活動に積極的に取り組むきっかけづくり、環境づくりに向け、「しまね☆健康づくりチャレンジ月間」の実施 (参加者：788人) ●健康な食環境づくり事業 ・健康に配慮した弁当、総菜の考案と商品化	20,727	健康推進課	138
		●妊娠・出産包括支援事業【再掲16】 P43参照 ●母子保健推進事業【再掲19】 P44参照 ●思春期等相談事業【再掲126】 P60参照	379		139
		●乳がん・子宮がん検診等の受診啓発 リーフレットの作成・配布、メールマガジン等により、啓発活動を実施した。	—		140
		●しまね☆まめなカンパニー推進事業 従業員の健康づくり、健康経営などに取り組む事業所を「しまね☆まめなカンパニー」として認定登録し、メールマガジンの発行や、事業所が取り組む優良事例を県のホームページで取り上げる等の支援を実施した。 (令和5年度末：354事業所認定)	—		140
		●生活習慣病予防対策事業 ・県及び圏域健康長寿しまね推進会議において、構成団体と連携して望ましい生活習慣の普及啓発を実施した。 ・健康寿命延伸プロジェクト事業において、県民自らが健康づくりに取り組めるよう環境整備を進めた。(県庁内連携、各圏域モデル地区での健康づくり活動の展開、食環境整備、働き盛り世代の健康づくり強化) ・がん、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の予防や重症化防止について、関係機関と協議を行い、普及啓発を行った。 【事業内容】 ①地域・職域連携健康づくり推進協議会の開催 ・県及び保健所で協議会を開催し、働き盛り世代の健康づくりの推進について検討 ・各圏域の実態に合わせたテーマにより事業主セミナーを各保健所で実施 ・県及び保健所で発症予防や連携等の検討会を開催 ②糖尿病対策事業 ・県糖尿病委員会、圏域糖尿病対策連絡会を開催 ・糖尿病性腎症重症化予防プログラムの活用、関係者の人材育成、糖尿病性腎症予防啓発 ・糖尿病性腎症重症化予防の取組推進に向け、国保ヘルスアップ支援事業等により市町村へ支援強化 ③循環器病対策 ・高血圧予防の啓発、家庭や事業所等での血圧測定の実施環境のすすめ、症状出現時の早期受診勧奨啓発の強化(チラシを作成し活用、事業所への訪問等を通じた働きかけの実施など)	4,044		141
		●国保ヘルスアップ支援事業 ・新聞や民放テレビスポット(CM)の実施。新聞の啓発内容については県ホームページに、CMの内容については県公式YouTubeしまねっこチャンネルにも掲載した。	—		142
		●たばこ対策推進事業 ・世界禁煙デー・禁煙週間における啓発の実施(小学校や事業所等へのチラシの配布、健康教室等でのチラシの配布、パネルやポスターの展示、無線(有線)放送、ホームページや広報誌への掲載など) ・たばこ対策取組宣言事業所登録事業(99団体) ・第4次たばこ対策指針に基づき、受動喫煙防止と禁煙サポートを重点化した取組を行った。事業所における受動喫煙防止対策の啓発チラシを活用し各圏域での働き盛り世代への啓発に活用するほか、事業所や団体による「たばこ対策取組宣言」「しまね☆まめなカンパニー」への登録など、主体的な活動を促した。 ・禁煙支援薬局(87店舗)の周知により禁煙相談窓口を拡大し、まめなくんの禁煙手帳を配布した。	—		143

重点 目標	基本 方向	令和5年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課	施策 番号
重点目標10 誰もが安心して暮らせる環境の整備					
(1) ひとり親家庭、生活困窮者への支援					
		●母子福祉資金貸付事業 配偶者が無く児童を扶養している女子に対して資金を貸付けることにより、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図った。 * 貸付実績 362件 173,995千円	173,995	青少年家庭課	144
		●寡婦福祉資金貸付事業 寡婦に対して資金を貸付けることにより、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図った。 * 貸付実績 13件 12,236千円	12,236		144
		●父子福祉資金貸付事業 配偶者が無く児童を扶養している男子に対して資金を貸付けることにより、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図った。 * 貸付実績 31件 20,936千円	20,936		144
		●ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 高等職業訓練促進給付金を活用して就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金、就職準備金を貸し付けた。また、就業等を目指すひとり親を対象に、家賃相当額を貸し付けた。いずれも就業及び就業継続の条件を達成した場合、貸付額の返還を全額免除。	706		144
		●ひとり親家庭等日常生活支援事業 ひとり親が修学等の自立促進に必要な事由や疾病等の社会的な事由により、一時的に介護、保育等のサービスが必要な世帯等に家庭生活支援員を派遣するなど、その生活を支援し、生活の安定を図った。	118		144
		●ひとり親家庭法律相談事業 ひとり親家庭等を対象として、養育費の取得・金銭問題等について弁護士による法律相談を無料で実施した。	495		144
		●ひとり親家庭等生活向上事業 ひとり親家庭の子どもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行う市町に補助を行い、ひとり親家庭等の子どもの生活向上を図った。	5,612		144
		●母子父子福祉センター運営事業 母子父子福祉センターに指導員を配置し母子・父子家庭及び寡婦からの各種相談に応じた。併設の母子家庭等就業・自立支援センターには就業相談員を配置して就業無料職業紹介、就業支援講習会開催等を実施するとともに、養育費相談員を配置して養育費に関する相談を行い、もって母子家庭等の自立助長を図った。 【活動実績】 ・就業相談 83件 ・職業紹介 475件 ・就業支援講習会等パソコン講習会 5人受講 ・養育費相談 24件	7,398		145
		●公営住宅 ・県営住入居者募集の案内にひとり親世帯は、入居にあたり抽選の当選率が優遇される旨の記載を行っています。 ●居住支援協議会 ・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、居住支援法人その他関係団体との情報共有を行う協議会の開催	—	建築住宅課	146
		●就業支援関係者等研修事業 ひとり親等からの相談に応じる者（母子父子自立支援員等）の資質向上を図るための研修会を実施した。	—	青少年家庭課	147
		●自立相談支援事業の質の確保・向上対策 県内の自立相談支援機関の相談支援員を対象とする研修会の開催 ①国研修の伝達研修（1回2日間、5名受講） ②テーマ別研修（1回2日間、24名受講）	2,863	地域福祉課	148
		●家庭の経済的負担を軽減するため、国の制度を活用し、支援を行った。 ・授業料に対する支援 高等学校等就学支援金 1,224,404,849円 学び直し支援金 734,678円 専攻科修学支援金 950,400円 ・授業料以外の学用品費等への支援 奨学のための給付金 102,782,497円 専攻科奨学のための給付金 164,125円 ●県単独事業 ・授業料に対する支援 県単就学支援金 1,499,947円	1,330,536	教育庁 学校企画課	149

重点 目標	基本 方向	令和5年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課	施策 番号
		●高等学校等就学支援金：私立高校等に在籍する生徒等（年収約910万円未満の世帯）に就学支援金を交付し家庭の教育費負担を軽減	948,999	総務課	149
		●授業料減免制度：私立高校等に在籍する生徒等（年収約270万円未満及び約590万円以上910万円未満の世帯）を対象に授業料を減免（高等学校等就学支援金制度の対象者に対する就学支援金の上乘せ支援）	47,959		149
		●奨学のための給付金：私立高校等に在籍する生徒等（年収約270万円未満の世帯）を対象に授業料以外の教科書費・教材費等の教育費支援として給付	50,716		149
		●高等教育の授業料減免制度：県立大学及び県内私立専修学校で修学する低所得世帯の生徒等に対し、入学金及び授業料の免除にかかる経費を支援	243,581		149
		(2)高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境整備			
		●第8期介護保険事業支援計画に基づく施設の創設や増改築等にあたり、事業費の補助等により支援を行った。 ＜内訳＞ 老人福祉施設整備事業 156,646千円 ・改築（2施設） 介護施設等整備事業（総合確保基金） 185,426千円 ・介護老人保健施設の創設と併せて行う別の介護老人保健施設の大規模改修 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所の改築 ・認知症グループホームの創設	342,072	高齢者福祉課	150
		●介護保険サービス充実強化事業 ①認知症研修 ・介護従事者向け認知症研修 受講者 238人	7,495		150
		●介護サービス利用者の選択を実現するため、各事業所の提供サービスが比較検討できるような情報公表制度を実施するとともに、その定着を図った。 ・対象事業所：前年報酬実績100万円超	2,553		150
		●生活支援コーディネーター養成研修を実施し、地域の支え合いの仕組みを促進した。	2,673		151
		●地域包括支援センター職員向け研修を実施し、職員の資質向上を促した。	477		152
		●訪問看護の総合的な取組となるよう「島根県訪問看護支援センター」を設置した。	18,227		153
		●認知症疾患医療センターを設置し、二次医療圏における医療と介護の連携に関する体制づくりを構築した。	22,008		154
		●「介護マーク」の普及 普及啓発のチラシを作成し、アルツハイマー月間での県立図書館展示などで配布	66		155
		●新たな共助の仕組みづくり推進事業 少子高齢社会に見合った持続可能なシステムを新たに構築するため、地域活動を支える高齢者の育成を図るなど、元気な高齢者が支える側に立って活動するような意識改革を促し、元気な高齢者が地域社会の担い手となって活躍する「新たな共助の仕組みづくり」を推進した。 ・実施主体：島根県社会福祉協議会 *事業内容 (1)健康福祉祭 全国健康福祉祭（愛顔のえひめ2023）に143名派遣。 (2)高齢者大学校（くにびき学園） 人材育成に重点をおいたカリキュラムの見直しを令和3年度に行い、新しくにびき学園（3期目）として開講している。 東部校：25名 西部校：11名 ・実施主体：島根県老人クラブ連合会 *事業内容 (1)健康づくり・介護予防支援事業 (2)地域支え合い事業	51,691		156
		●各市町村への状況調査実施により、地域見守りネットワークの設置検討状況を把握し、未設置の市町村への巡回訪問により設置の意義等を説明した。併せて、独居高齢者世帯等に啓発グッズを作成・配布し消費者被害防止のための啓発に努めた。	2,310	環境生活総務課	157
		●高齢者の安全まちづくり活動参加の促進 ①各地域の高齢者に対して、子ども見守り隊（声かけ活動、青色防犯パトロール活動）等の防犯ボランティア活動への参加・協力を依頼するなど、地域で実施する安全で安心なまちづくり活動に対する高齢者の参加を促進した。 ②青色防犯パトロール隊員に対し、ボランティア保険に加入してもらい、その保険料を負担した。	1,380	警察本部 生活安全企画課	157
		●高齢者が安心して暮らせる社会の実現 ①民生児童委員等と連携し、高齢者宅を協働で訪問するなどし、個別・直接的な注意喚起を実施した。 ②高齢者にもわかりやすい内容の、「防犯テキスト」を作成し、注意喚起を行った。 ③「特殊詐欺被害防止コールセンター」を開設し、電話による注意喚起を実施した。	6,241		157

重点 目標	基本 方向	令和5年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課	施策 番号
		●障がい理解促進事業「あいサポート運動」 県民が多様な障がいの特性に関して正しく理解し、日常生活の中で障がいのある方が困っているときにちょっとした手助けを行う心がけ・行動を「あいサポート運動」と名付け、広く県民に普及するための活動を行う。 ・あいサポート運動を実践する「あいサポーター」を増やすため、県民向け研修の実施。 ・あいサポーター研修の講師を務める「あいサポートメッセンジャー」の養成研修の実施及び、メッセンジャーのフォローアップ講座の実施 ・あいサポート運動広報事業 ①あいサポーター5,411人養成 ②あいサポートメッセンジャー31人養成	4,949	障がい福祉課	158
		●障がい児等療育支援事業 在宅心身障がい児等の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導・相談等が受けられる療育機能の充実を図った。 ・社会福祉法人等に委託（8事業所）	10,499		159
		●在宅心身障がい援護事業 各地域における心身障がい児（者）の療育体制の充実と受け皿の整備を図るために、在宅の心身障がい児（者）を対象とする以下の支援を行った。 ①重症心身障がい児（者）巡回等療育支援事業 平成24年から法定サービスへ移行した在宅重症心身障がい児（者）の通園事業について、事業を継続するため、巡回・送迎にかかる経費の一部を助成した。 ・社会福祉法人に補助（2事業所） ②重症心身障がい児（者）サービス基盤整備事業 在宅重症心身障がい児（者）の在宅生活支援のため、看護職等を加配して、ショートステイ及びデイサービス等を実施する事業所に対して経費の一部を助成した。 ・デイサービス（8事業所）	36,878		159
		●特別児童扶養手当の支給 障がい児の福祉の増進に寄与することを目的とし、在宅障がい児の監護・養育者に対する手当を支給した。	9,584		159
		●グループホーム整備事業 障がい者の自立のための住まいや生活の場を確保するため、グループホームの整備に係る支援を行った。	14,334		159
		●退院に向けた相談体制の充実 精神障がい者の退院に向けた支援体制を強化するため、県、各圏域で関係機関と協議の場や研修会を開催するとともに、ピアサポーターや自立支援ボランティアによる退院支援の推進を行った。 ①協議会（8回） ②研修会等（9回） ③ピアサポーター、自立支援ボランティア活用（164件）※感染予防の為、病院内の活動実績減	1,980		159
		●島根県子ども発達支援事業費補助金 市町村が実施する、在宅の障がい児及びその家族のニーズや地域の実情に応じたきめ細かな事業に対して補助した。 ①障がい児ミニ療育事業（10市町） ②家族支援事業（3市町）	11,598		159
		●発達障がい者支援体制整備事業 発達障がい者の相談・支援のため、発達障害者支援センターを県東部及び西部に各1か所設置するほか、発達障がい者に対する理解を促進するため、啓発・研修等を行った。 ①発達障がい支援フォーラム・地域啓発セミナー（2回：延べ参加者512名） ②主催研修会等（13回：延べ参加者4,031名）	99,481		159
		●障がい者の就労支援 障がい者の就労支援のため、就業・生活支援センターを7圏域に設置し、関係機関との連携の下、障がい者の雇用の促進及び安定、事業主に対する助言等などを実施 ●福祉施設等での就労訓練等の充実、工賃水準の向上にむけて支援を実施 施設からの一般就労の促進 R5 112人（対前年度 5人増） 工賃水準の向上 R5 28,040円	166,538		160
		●広域スポーツセンター運営事業 年齢、性別、障がいの有無等に関係なく多様な方々が、様々なスポーツを体験することができる「レクリエーション・フェスティバル」（県スポーツ協会、県障害者スポーツ協会、県レクリエーション協会等と連携）を松江、浜田の2会場で開催し、交流の場を提供した。	1,720	スポーツ振興課	161
		●文化芸術活動として、発表の機会を設けた。 県立美術館でのアート展など6か所で実施	7,260	障がい福祉課	161
		●しまね長寿・子育て安心住みリフォーム助成事業 【事業内容】 ・子育て負担の軽減や、安全で安心な子育て環境を整備するための改修に対する助成 ・高齢者等が安全で安心して生活するためのバリアフリー改修に対する助成（助成額の上限加算） ・子育て世帯とその親世帯が同居・近居する場合 ・空き家バンク登録住宅を購入して改修する場合 ・一定の耐震改修を行う場合 【助成件数】 ・543件（内、バリアフリー改修71件）	162,742	建築住宅課	162

重点 目標	基本 方向	令和5年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課	施策 番号
		(3) 外国人が安心して暮らせる環境整備			
		●多文化共生推進事業 【実施内容】 公立の小中学校、高等学校等を対象に国際交流員による多文化共生セミナーを開催した。 ・開催実績：5か所 参加者：264名	36,702	文化国際課	163
		●多文化共生推進事業 県内における多文化共生の地域づくりを推進するために、外国人住民への各種支援事業を実施した。 ※委託先：（公財）しまね国際センター 【実施内容】 ①外国人住民と行政等との橋渡し役として活動する「島根県外国人地域サポーター」を8市に配置した。 ・相談員（サポーター）数：16個人・団体 ・活動実績：840件 ②県内日本語教室の開設状況とアクセス等を多言語で表記したマップを作成し、外国人住民、市町村等に情報提供 ・言語：日本語、英語、中国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語 ・部数：3,000部 ③外国人住民の災害に対する意識の向上、災害時に外国人住民を主に言語面でサポートするボランティアの確保・増員を図るため、市町村等と連携しながらサポーター養成講座を開催 ・養成講座：2回 受講者：37名 ④外国人住民の生活全般にかかる情報提供・相談業務を行う3者通話機能などを備えた多言語によるワンストップ型相談窓口を設置 ・対応件数：1,179件（通年） ⑤やさしい日本語普及事業として、出前講座や行政職員向け研修会を実施した。 ・実施件数：12件 ⑥外国人住民へ日本語学習機会を提供するため、日本語学習支援を行うボランティアの養成・確保や、地域訪問型・企業訪問型日本語教室を実施した。 ・養成講座参加者：24名 ・地域訪問型日本語教室学習者：89名 ・オンライン型日本語教室学習者：70名 ・企業訪問型日本語教室学習者：31名			164
		●定住外国人向け職業訓練 民間の教育訓練機関等に委託し、「定住外国人向け職業訓練コース（5か月）」を設置し就職に向けた職業訓練を実施した。 ・定員：20人、入校者数：20人、修了者：11名	7,467	雇用政策課	165
		【義務教育】 ①市町村への支援 ・国の「帰国・外国人児童・生徒等に対するきめ細かな支援事業」を活用（市町村取組例）日本語指導拠点校の設置 日本語初期集中指導教室 日本語指導ができる又は児童生徒等の母語が分かる支援員の配置（日本語指導員 日本語指導補助員 通訳・翻訳支援員） ②日本語指導が必要な児童生徒教育研修（年2回） ・日本語指導が必要な児童生徒に対する教育に関し、在籍学校等の学校関係者等が日本語指導や適応指導について協議するとともに、該当児童生徒の受入れ体制づくりに関する基礎的な知識を身に付ける。	40,403	教育庁 教育指導課	166
		(4) 人権尊重の観点からの啓発・教育			
		●様々な人権課題についての啓発 「しまね人権フェスティバル2023」を開催し、関係団体の出展による啓発活動を実施した。 日 時：令和5年12月10日 会 場：島根県芸術文化センター グラントワ 内 容：講演会、啓発展示、人権啓発ポスターコンクール入賞・入選品展 等 来場者：約800人	5,696	人権同和対策課 教育庁 人権同和教育課	167
		●同和問題をはじめとする様々な人権課題をテーマに、地域行政関係者を対象に研修を行った。 期 間：令和5年8月～11月 会 場：県内9会場 内 容：同和問題、LGBT等の当事者の人権、ハンセン病問題 等 参加者：県職員及び各地区行政関係者 4,834人	209	人権同和対策課	167
		●リーフレット「しまねがめざす人権教育（実践編）」を活用し、県内各公立小中学校・県立学校・私立学校等において、人権教育の実践の在り方等について県が大切にしている視点を具体的な事例を交えて紹介することで啓発や取組の推進を図った。	160	教育庁 人権同和教育課	167
		●「みんなで学ぶ人権事業」の実施 民間団体から人権意識の向上を図るための事業の企画を募集し、県が適当と認めた企画について事業委託した。 委託先：14団体	2,388	人権同和対策課	168

重点 目標	基本 方向	令和5年度施策実施状況	事業費実績 (千円)	所 管 課	施策 番号
		●人権教育に関わる各種研修や講座などで、「進路保障」を柱とした人権教育への理解を図った。その際、人権に関する知的理解と人権感覚の向上をめざす中で、男女共同参画やジェンダーに関わる内容を取りあげた。【再掲】 ●リーフレット「性の多様性が認められる学校づくり」を活用し、学校などにおいて性別による区別を行う際の配慮事項等について研修ができるよう支援した。【再掲】 ●出前講座で「性の多様性が認められる学校づくり」を設定し、依頼のあった学校へ出向き教職員研修を行った。【再掲】 ●進路保障推進協議会や人権教育主任担当者等研修等において、本課が実施した令和5年度人権教育推進状況調査のうち、教職員研修等で「女性」の人権を取りあげた学校の割合について、情報提供を行った。【再掲】 P52参照	—	教育庁 人権同和教育課	再掲70
		●「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」について、私立学校へ周知し、同方針の理解と取組への協力を促した。【再掲】 P52参照	—	総務課	再掲70
		●研修動画や出前講座等の機会を活用し、「性の多様性が認められる学校づくり」に向けて学校における適切な対応や相談体制の充実、関係機関との連携を含む支援体制の必要性と重要性について説明し、支援体制づくりを促した。【再掲】 P52参照	—	教育庁 人権同和教育課	再掲72

4. 苦 情 処 理 の 状 況

整理 番号	受付 年月日	申出内容	処理 年月日	処理結果及び施策改善への反映状況
1	H15.3.10	栄養士の資格を取ったり保育士になりたい男子高校生の希望を叶えられる進学先は、県内では県立女子短期大学しかない。男女共同参画の家庭や地域をつくるために、早急に共学を検討してほしい。	H15.4.25	県立女子短期大学において学内検討組織を立ち上げ、大学全体の見直しに取り組んでいるところであり、この中で検討を進める旨の回答をした。
2	H17.12.2	ブルトニウム混合燃料に関する懇談会の委員の選任に関して、名簿案が作成されると同時に関係課への報告がなされていないこと構成員の女性の比率が17分の4であることから付属機関等条例に違反している。	H18.1.27	・関係課への報告については、委員の委嘱手続きが終了後「付属機関等の設置及び運営に関する要綱」に基づき速やかに報告を行っている。 ・懇談会に係る構成員は、議決権の有無、定足数の対象であるか否か等から12名であり、このうち女性は4名である。女性の登用については、「県付属機関等の設置及び構成員の選任等に関する条例」に沿って選任に努めたところであるが結果として女性委員が40%を下回ることとなったものである。政策方針決定過程への女性の参画推進に向けて、幅広い観点から女性人材を登用することは重要なことであるので、今後とも女性の参画を進め、男女共同参画の推進に努める。 以上について申出者に対して回答した。
3	H17.12.26	第2回ブルトニウム混合燃料に関する懇談会において実施された講演が、客観的データに基づかない大衆操作・女性蔑視の内容であったとされ、講師の選定と講演内容について苦情の申出がされた。	H18.2.2	・講師の選定については、第1回懇談会での決定を受けリスク論の分野における専門家の中から、リスク論を平易に解りやすく話していただける方を選定した。 ・講演内容については、話の受け止め方は個人によって異なるが、懇談会の委員からは有益な話であったと評価いただいている。今後とも懇談会における講師の選定については、テーマについて該当する分野から懇談会の決定を受け最も適切な方を選定していく。 以上について申出者に対して回答した。
4	H18.5.9	平成18年3月に改定された鳥根県男女共同参画計画(しまねパートナープラン21)中の「ジェンダー・フリー」に関する説明が、間違っただけが記載されており、県民に大きな誤解を与えている。	H18.6.23	「しまねパートナープラン21(改定版)」における「社会的性別」(ジェンダー)についての用語解説は、国の計画との整合を図るため、平成17年12月27日に策定された国の男女共同参画基本計画(第2次)中の記述をそのまま掲載したものである。 当該記述は、「ジェンダー・フリー」という用語が、使う人によってその意味や主張する内容が様々である中、「ジェンダー・フリー」を使用しての不適切な事例を掲載しているものと考えている。 しかし、当該記述内容のとらえ方によっては、県が目指す男女共同参画社会の実現に向けた県民の取り組みについても否定される懸念があることから、県としては、今後、施策を進めるに当たって、男女共同参画の理念や「社会的性別」(ジェンダー)について、誤解を受けることのないよう理解と普及に努めていく。 以上について申出者に対して回答した。
5	H18.5.11	・第10回ブルトニウム混合燃料に関する懇談会の最終報告書の採決において、女性の反対意見の持ち主に対する蔑視があった。 ・第9回会議の議事要旨において、会議冒頭で30分にもわたる女性委員の発言を一切無視し、一行も触れられないのは、女性に対する人権無視である。	H18.6.23	採決の表決については、下記1のとおり適正に行われたものと考えている。 また、第9回懇談会議事録要旨作成についても、下記2のとおり懇談会委員の承認のもと適切に作成したものと考えている。 このことから、女性の反対意見の持ち主に対する蔑視はなかったものとする。 1.採決の表決について 第10回懇談会における最終意見書の採決に当たっては、議長は報告書案についての意見以外に、その他の意見についても受け入れる旨発言されるなど各委員に意見を表明する機会を何度も与えられており、賛成されなかった女性委員についても意見表明の機会は確保されていたものと考えている。また、表決については、異議のない方に挙手を求めることにより、懇談会設置要綱の規定に基づき過半数であることを確認されたものであり、適正に行われている。 2.第9回懇談会の議事録要旨について 懇談会議事録要旨は、個々の委員の発言内容を記録するものではなく、どのような議事が行われたかの概要を記録する観点から作成したもので、懇談会で確認された後、確定し公開している。また、この議事録要旨に併せて各委員の発言内容等詳細な内容を記録した議事録を作成し、県のホームページで公開しており、全ての議事内容が確認できるようにしている。 以上について申出者に対して回答した。
6	H19.7.17	出雲市内の中学校においては、全ての学校で、女性の生徒はスカートという決まりが校則で義務付けられている。 これは、男女の権利を平等にしようという社会の考え方、方向性に逆行している。是非、県内の公立中学校、高校において女性の生徒もスカートのほか、権利としてズボンも選択できる制度の導入を働きかけてほしい。	H19.10.9	国の指導では、校則等は、各学校において、地域の実情、児童生徒の発達段階、学校の方針、保護者の考え方、児童生徒の実態等を踏まえることが必要とされる。 また、校則は各学校において適切に考えられることが基本であり、文部科学省等による校則の基準づくりは、校則の画一化を招くことになり、適当でないとしている。 県教育委員会としても、校則は学校個々の判断の上、定めるべきものであり、一概にスカートとズボンの選択性導入という、画一的な指導を行う考えはない。 しかし、校則を定めるに当たっては、男女平等など基本的な人権尊重に配慮されるべきであるとする。 県教育委員会としては、今後とも教職員の男女共同参画に関する理解促進のための研修を継続するとともに、校則についても男女共同参画の視点に立って、積極的に見直していくよう指導していく。 以上について申出者に対して回答した。

島根県男女共同参画推進条例

平成14年3月26日
島根県条例第16号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等（第8条—第10条）

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第11条—第21条）

第4章 島根県男女共同参画審議会（第22条—第26条）

第5章 雑則（第27条）

附則

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、男女は、すべて人として平等であって、個人として尊重されなければならない。男女平等の実現に向けた取組は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を軸として、国際的な取組と連動して展開されてきた。

島根県においては、国際社会や国の動向を踏まえて男女平等の実現に向けて様々な取組を進めてきた。しかしながら、社会のあらゆる分野において、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会通念、慣習、しきたりが根強く残っており、とりわけ、職場、家庭、地域社会においては、男女の平等が充分には実現されていない状況にある。

このような状況の中、少子高齢化の一段の進行をはじめとする社会経済情勢の急速な変化に対応し、豊かで活力ある島根県を築くためには、農山漁村が多く存在する本県の地域性にも配慮しつつ様々な取組を一層進めることにより、男女の人権が平等に尊重され、男女が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮し、責任を分かち合いながら多様な生き方を選択することができる社会を実現することが、最重要課題である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、県、県民、事業者が共通理解の下、相互に連携協力してその取組を推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、ともに責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

3 この条例において「セクシュアル・ハラスメント」とは、性的な言動によって相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別

による差別を受けることなく平等に扱われること、男女が個人として能力を発揮する機会が平等に確保されること、男女間における暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。以下同じ。）が根絶されること、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることその他の男女の人権が尊重されることを基本として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないように配慮され、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを基本として、行われなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県又は民間の団体における政策、方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを基本として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護等について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを基本として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関し、男女間に格差が生じていると認めるときは、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 県は、男女共同参画の推進に当たり、県民、事業者、市町村及び国と相互に連携及び協力して取り組むものとする。
- 4 県は、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

（県民の責務）

第5条 県民は、基本理念についての理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に積極的に努めなければならない。

- 2 県民は、基本理念についての理解を深め、男女の性別による固定的役割分担意識に基づく制度や慣行を見直すように努めなければならない。
- 3 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に積極的に努めなければならない。

- 2 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（市町村との連携）

第7条 県は、市町村に対し、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めることができる。

- 2 県は、市町村に対し、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に関する技術的

な助言を行うことができる。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

（性別による権利侵害の禁止）

第8条 何人も、社会のあらゆる場において、男女共同参画を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

- （1） 性別による差別的取扱い
- （2） セクシュアル・ハラスメント
- （3） 男女間における暴力的行為

（被害者の保護等）

第9条 県は、配偶者その他の親族関係にある者及び内縁関係にある者（過去においてこれらの関係にあった者を含む。）からの前条第3号に掲げる行為による被害を受けた者（以下この条において「被害者」という。）に対し、適切な助言、施設への一時的な入所による保護その他の必要な支援を行うものとする。

2 前項の規定により被害者が一時的に入所するための施設として知事が別に定める施設の長は、前条第3号に掲げる行為が当該施設に入所している被害者に対して引き続き行われるおそれがあるときその他当該被害者を保護するために必要があると認めるときは、当該施設に入所している被害者からの申出により、次に掲げる措置をとることができる。

- （1） 当該被害者に対し前条第3号に掲げる行為を行った者（次号において「加害者」という。）に対し、当該被害者の存在を秘匿すること。
- （2） 加害者に対し、当該被害者との面会及び交渉を禁止し、又は制限すること。

（公衆に表示する情報に関する留意）

第10条 何人も、情報を公衆に表示するに当たっては、性別による固定的な役割分担、性別による差別、セクシュアル・ハラスメント及び男女間における暴力的行為を助長する表現を用いないように努めなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

（男女共同参画計画の策定等）

第11条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定により男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するに当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を反映させるよう努めるとともに、島根県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

2 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第12条 県は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

（男女共同参画の推進に関する教育）

第13条 県は、学校教育及び社会教育を通じて、人権尊重を基盤とした個人の尊厳、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識が育つよう必要な施策の実施に努めるものとする。

（農山漁村における男女共同参画の推進）

第14条 県は、農山漁村において、男女が社会の対等な構成員として、事業経営及びこれに関連する活動並びに地域社会における活動に参画する機会を確保するため、必要な施策の実施に努めるものとする。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第15条 県は、県民及び事業者が基本理念に関する理解を深めるように、広報活動その他の必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第16条 県は、県民及び事業者の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

(調査研究)

第17条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(推進体制の整備等)

第18条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(拠点施設の設置)

第19条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、並びに県民及び民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

(苦情の処理等)

第20条 知事は、県が実施する施策に関する、男女共同参画についての県民又は事業者からの苦情の申出に対し、適切に処理するよう努めるものとする。

2 知事は、前項の規定に基づく処理に当たっては、島根県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為についての県民又は事業者からの相談に対し、関係機関と連携して適切に処理するよう努めるものとする。

(年次報告)

第21条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

第4章 島根県男女共同参画審議会

(設置及び所掌事務)

第22条 次に掲げる事務を行うため、島根県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
- (2) 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第11条及び第20条第2項によりその権限に属させられた事務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(組織)

第23条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。この場合において、第2号に掲げるものについては、4名以内とする。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 公募に応じた者
- 4 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。
- 5 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第25条 審議会は、必要に応じ、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 専門の事項を調査審議するために必要があるときは、部会に専門委員を置くことができる。
- 3 専門委員は、知事が任命する。
- 4 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(会長への委任)

第26条 この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第5章 雑則

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第20条第1項及び第2項の規定は、平成14年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後最初に開かれる審議会の会議は、第24条第1項の規定にかかわらず、知事が招集するものとする。

(島根県立女性総合センター条例の一部改正)

- 3 島根県立女性総合センター条例（平成11年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県立男女共同参画センター条例

第1条及び第2条中「島根県立女性総合センター」を「島根県立男女共同参画センター」に改める。

女性活躍推進課ホームページは
こちら↓



島根県政策企画局女性活躍推進課
〒690-8501 島根県松江市殿町1
T E L 0852-22-5629
F A X 0852-22-6155